

第六次愛媛県長期計画

愛媛の未来づくりプラン
～アクションプログラム編～

愛のくに えがお 愛顔あふれる愛媛県

愛媛県

	(ページ)
はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
(1) 計画の位置付け (基本構想との関係)	
(2) 計画の構成	
(3) 計画の期間	
第1章 基本理念 (目指すべき愛媛の将来像)	3
第2章 政策体系	4
第3章 重点的な取組み方針 (計画推進の仕組みづくり)	6
1 重点戦略方針の策定による選択と集中の徹底	
(1) 重点戦略方針の策定	
(2) 重点戦略方針に基づく重点事業の企画・立案	
(3) 重点戦略事業への財源の優先的投入	
(4) 重点戦略事業の公表	
2 成果指標の達成状況等を踏まえた施策推進	
(1) 成果指標の設定	
(2) 成果指標による施策点検	
3 長期計画推進協議会 (仮称) の設置	
第4章 分野別計画	9
1 ^{えかち} 生き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり ~次代を担う活力ある産業を“創る”~	
(1) 活力ある産業づくり	9
(2) 産業を担う人づくり	19
(3) 農林水産業の振興	25
(4) 愛媛ブランドの確立	33
(5) 観光立県えひめの推進	39
(6) 交流・連携の推進	45
(7) 交通ネットワークの整備	51
2 ^{えかち} やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり ~快適で安全・安心の暮らしを“紡ぐ”~	
(1) 参画と協働による地域社会づくり	57
(2) 支え合う福祉社会づくり	65
(3) 健康づくりと医療体制の充実	73
(4) 快適で魅力あるまちづくり	81
(5) 安全・安心な暮らしづくり	87
(6) 災害に強い県土づくり	99
3 ^{えかち} 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり ~未来を拓く豊かで多様な『人財』を“育む”~	
(1) 地域で取り組む子育て・子育て支援	105
(2) 未来を拓く子どもたちの育成	111
(3) 生涯学習と文化の振興	121
(4) スポーツ立県えひめの推進	127
4 ^{えかち} やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり ~調和と循環により、かけがえのない環境を“守る”~	
(1) 環境と調和した暮らしづくり	133
(2) 自然と共生する社会の実現	143
(3) 環境にやさしい産業の育成	149
第5章 地域別計画	157
東予地域	159
中予地域	163
南予地域	167
第6章 推進姿勢	171
1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”	
(1) 地方分権改革の実現に向けた挑戦	
(2) 機能的かつ最適規模の組織・業務体制の構築に向けた挑戦	
(3) 財政の健全化に向けたさらなる挑戦	
2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”	
(1) 「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携	
(2) 多様な主体との協働・連携	
(3) 広域的な視点による他地域との連携	
3 新たな政策と戦略の“創造”	
(1) 独自性の高い“愛媛発”の新たな政策の創造	
(2) 新たな戦略の創造	

はじめに

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置付け（基本構想との関係）

県民と目標の共有を図りながら、みんなが一丸となって愛媛の未来づくりを進めていくため、平成23年9月に、概ね10年後を見据えた長期ビジョンを策定し、目指すべき愛媛の将来像やその基本的な考え方などを示したところです。

このアクションプログラムは、長期ビジョンで描いた将来像を実現するための道筋を示すものです。

(2) 計画の構成

- ・ 基本理念（目指すべき愛媛の将来像）
愛媛の未来づくりにおける基本的な考え方と目指すべき将来像
- ・ 政策体系
県政全般にわたる政策を基本政策、政策、施策に整理した政策体系
- ・ 重点的な取組み方針（計画推進の仕組みづくり）
計画を推進するための重点的な取組み方針
- ・ 分野別計画
政策体系に基づく施策展開の方向や主な取組み
- ・ 地域別計画
地域ごとの特長を活かす視点で示した地域振興方策
- ・ 推進姿勢
計画を推進するための基本的な姿勢

(3) 計画の期間

長期ビジョンで描いた概ね10年後の将来像の実現に向けた当面の4年間（平成23年度から26年度）を計画期間とします。

第1章 基本理念（目指すべき愛媛の将来像）

「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」

前向きな気持ちと思いやりの心が結集した愛のある笑い顔である「愛顔」を県内一円に大きく広げることを目指します。

そのために、産業、暮らし、人づくり、環境の4つの分野で基本政策を掲げ、次の愛顔づくりを進めます。

「生き活きとした愛顔」・・・があふれる愛媛では、

産学官、農商工の連携強化により地域に根付いた新産業が創出されるほか、優れた技術力を武器にして県外、海外へも積極的に挑戦する産業が育っています。

意欲ある人が誇りを持って仕事に打ち込むことのできる就業環境が整備され、一人ひとりが力強く愛媛の未来を支えています。

高度な技術によって供給される農林水産物や高品質な製品、さらには、地域の魅力が一体となって、愛媛のブランド力がさらに強まり、愛媛のファンが増え続けています。

高速道路や架橋など、交流・連携の基盤となる交通ネットワークの整備が進み、愛媛を訪れる方々を県民の温かな心配りやお接待の心でお迎えしています。

「やすらぎの愛顔」・・・があふれる愛媛では、

自分たちの地域の課題を自ら率先して解決し、より住みやすい地域にしようとする取組みが盛んに行われ、新しい絆が生まれています。

高齢者や障害者を含め、誰もが健康な生活を送り、男女を問わず、積極的に社会参画するとともに、家庭や住み慣れた地域で医療や福祉サービスを楽しむ社会が構築されています。

緑豊かな居住環境、生活インフラや鉄道高架などの都市基盤の整備により快適な都市が形成され、人にやさしく、にぎわいのあるまちづくり、高度な情報通信が利用できる環境づくり、さらに、交通事故や犯罪などが起きにくい安全・安心の地域づくりが進められています。

県民の生命・身体・財産を守るための治水対策や東南海地震等との連動発生も想定した南海地震への備えなど、災害に強い県土づくりと防災力の強化が図られています。

「輝く愛顔」・・・があふれる愛媛では、

子どもたちが周りに必要とされていることを実感し、夢を持ち続けながら元気に成長する思いやりのある地域社会が形成されています。

子どもや若者たちが、能力・適性に応じた確かな学力・豊かな心・健やかな体を身に付け、愛媛の未来を担い、世界にも貢献できる『人財』として育っています。

誰もが学習に励む機会を得られ、自己の成長と暮らしの充実を実感するとともに、愛媛文化との触れ合いを楽しみ、次世代へ引き継ぐことができる心豊かな環境が整備されています。

愛媛国体の開催を契機として、県民一人ひとりが身近なスポーツを通じて、充実感や達成感を分かち合うほか、地域に密着したプロスポーツチームは、地域の活性化に貢献しています。

「やさしい愛顔」・・・があふれる愛媛では、

県民や企業が、身近な生活環境を大切にする暮らしや活動を実践しています。

豊かな自然環境や生物の多様性を保全する活動が活性化しています。

里地・里山・里海の多面的機能が見直され、郷土愛を深める人々が増え続けています。

大量消費型社会から脱却し、限りある資源の有効活用を図るなど、環境と調和し、自然と共生できる新しい生活スタイルの確立に絶えず取り組むとともに、将来にわたる持続的な発展のために、これまでに培ってきた技術や地域特性を活かしながら、環境に配慮した産業が着実に裾野を広げつつあり、環境保全と産業活動を好循環させる努力が積み重ねられています。

第2章 政策体系

基本政策 1

生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

～次代を担う活力ある産業を“創る”～

政策 1 活力ある産業づくり

- 1 地域に根ざした産業の振興
- 2 企業誘致・留置の推進
- 3 戦略的な海外展開の促進
- 4 新産業の創出と産業構造の強化

政策 2 産業を担う人づくり

- 5 若年者等の就職支援と産業人材力の強化
- 6 快適な労働環境の整備

政策 3 農林水産業の振興

- 7 力強い農林水産業を支える担い手の確保
- 8 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備
- 9 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

政策 4 愛媛ブランドの確立

- 10 愛媛製品のブランド力向上と販路拡大
- 11 愛媛の魅力発信力の強化

政策 5 観光立県えひめの推進

- 12 魅力ある観光地づくり
- 13 国際観光の振興

政策 6 交流・連携の推進

- 14 広域交流・連携の推進
- 15 国際交流の推進

政策 7 交通ネットワークの整備

- 16 広域・高速交通ネットワークの整備
- 17 地域を結ぶ交通体系の整備

基本政策 2

やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

～快適で安全・安心の暮らしを“紡ぐ”～

政策 1 参画と協働による地域社会づくり

- 18 未来につなぐ協働のきずなづくり
- 19 男女共同参画社会づくり
- 20 人権が尊重される社会づくり

政策 2 支え合う福祉社会づくり

- 21 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現
- 22 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり
- 23 地域福祉を支える環境づくり

政策 3 健康づくりと医療体制の充実

- 24 生涯を通じた心と体の健康づくり
- 25 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実
- 26 救急医療体制の充実

政策 4 快適で魅力あるまちづくり

- 27 快適な暮らし空間の実現
- 28 ICT環境の整備

政策 5 安全・安心な暮らしづくり

- 29 消費者の安全確保と生活衛生の向上
- 30 水資源の確保と節水型社会づくり
- 31 交通安全対策の推進
- 32 犯罪の起きにくい社会づくり
- 33 原子力発電所の安全・防災対策の強化

政策 6 災害に強い県土づくり

- 34 防災・危機管理体制の充実
- 35 災害から県民を守る基盤の整備

基本政策 3

輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

～未来を拓く豊かで多様な『人財』を“育む”～

政策 1 地域で取り組む子育て・子育て支援

- 36 安心して産み育てることができる環境づくり
- 37 子ども・若者の健全育成

政策 2 未来を拓く子どもたちの育成

- 38 魅力ある教育環境の整備
- 39 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進
- 40 特別支援教育の充実
- 41 教職員の資質・能力の向上

政策 3 生涯学習と文化の振興

- 42 学び合い高め合う生涯学習社会づくり
- 43 個性豊かな愛媛文化の創造と継承

政策 4 スポーツ立県えひめの推進

- 44 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり
- 45 競技スポーツの振興

基本政策 4

やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

～調和と循環により、かけがえのない環境を“守る”～

政策 1 環境と調和した暮らしづくり

- 46 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進
- 47 地球温暖化対策の推進
- 48 環境への負荷が少ない循環型社会の構築
- 49 良好な生活環境の保全

政策 2 自然と共生する社会の実現

- 50 豊かな自然環境と生物多様性の保全
- 51 魅力ある里地・里山・里海づくり

政策 3 環境にやさしい産業の育成

- 52 再生可能エネルギーの利用促進
- 53 低炭素ビジネスの振興
- 54 恵み豊かな森林（もり）づくり

推進姿勢

- 1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”
 - 55 地方分権改革の実現に向けた挑戦
 - 56 機能的かつ最適規模の組織・業務体制の構築に向けた挑戦
 - 57 財政の健全化に向けた更なる挑戦
- 2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”
 - 58 「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携
 - 59 多様な主体との協働・連携
 - 60 広域的な視点による他地域との連携
- 3 新たな政策と戦略の“創造”
 - 61 独自性の高い“愛媛発”の新たな政策の創造
 - 62 新たな戦略の創造

第3章 重点的な取組み方針（計画推進の仕組みづくり）

この計画は、「愛のくに ^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」を実現するための道筋を明らかにするものとして、県政全般にわたる政策を4つの基本政策、20の政策、54の施策に体系立てて整理し、その政策体系に沿って、今後4年間で講じる各種施策を盛り込んだものですが、社会経済情勢の急速な変化や厳しい財政状況が見込まれる中で、計画目標を実現するためには、こうした様々な変化に的確に対応できる柔軟性と実効性を確保しながら計画を推進することが欠かせません。

このため、計画においては、施策ごとの取組み内容について、期間中に実施するすべての事業を網羅的に記載するのではなく、施策の方向性や主な取組み内容を示すまでにとどめ、計画の硬直化を避けることとし、各種事業の具体化は、毎年度の予算編成に計画を色濃く反映することを通して行うことにします。

また、選択と集中の徹底が求められる厳しい財政状況の中で、重点化を図りながら計画を推進するため、計画で示した政策体系の中で特に力点を置くべき分野については、県政を取り巻く環境変化を踏まえながら毎年度検討し、年度ごとの重点戦略方針として定めたいうで、その方針に基づいて具体的な取組みを進めます。

1 重点戦略方針の策定による選択と集中の徹底

(1) 重点戦略方針の策定

次年度において、特に重点的に取り組む施策分野等を示す重点戦略方針を毎年度策定します。

同方針については、施策ごとに設定した成果指標の達成状況や県民のニーズなどを踏まえて政策の優先度を検証するとともに、庁内に設置している政策推進班の活用などにより、各部局の方針を踏まえながら、全庁的な政策議論を通じて策定します。

(2) 重点戦略方針に基づく重点事業の企画・立案

策定した重点戦略方針に沿って、関係部局において、政策立案機能を最大限発揮して具体的な取組みを検討し、特に必要性が高く、効果が期待される戦略的な取組みを重点戦略事業として企画・立案します。

(3) 重点戦略事業への財源の優先的投入

重点戦略事業については、毎年度の予算編成において、財政状況を見極めながら、限られた財源を優先的に投入し、重点的に予算化を図ることにより、事業実施を強力に推進します。

(4) 重点戦略事業の公表

予算編成などを通して実施することとなった重点戦略事業は、県民に分かりやすい形で公表し、毎年度の重点的な取組み分野等についての説明責任を果たします。

2 成果指標の達成状況等を踏まえた施策推進

(1) 成果指標の設定

目的

計画遂行の結果を客観的に評価して県民にわかりやすく説明することができるよう、施策ごとに掲げた目標について、統計データなどを活用して可能な限り数値化したものを成果指標として設定します。

設定の基本方針

設定する成果指標は、可能な限りアウトカム指標とし、施策目標との適合性、わかりやすさ、客観性、把握の容易性などを考慮するとともに、施策効果を多面的・総合的な視点で評価するため、一つの施策に複数の指標を設定することとします。

目標値の考え方

目標値については、個別分野計画や国の計画との整合性や過去の推移、全国状況との比較、さらには今後の趨勢予想などを複合的に勘案して設定することとします。

なお、成果指標と目標値については、社会経済情勢の変化を踏まえ、今後、見直しを行うことがあります。

(2) 成果指標による施策点検

計画の総合的な推進を図るため、重点戦略方針で示した分野はもちろん、それ以外の施策についても、関係部局において、成果指標の達成状況や取組みの進捗状況等を検証するなど、施策点検を実施し、既存事業の見直しや新たな取組みの検討などを積極的に行うこととします。

3 長期計画推進協議会（仮称）の設置

施策の点検結果の検証や重点戦略方針の策定に係る意見交換などを行う場として、外部有識者等で構成する長期計画推進協議会（仮称）を設置し、透明性の高い計画推進に努めます。

第4章 分野別計画

えがお

基本政策1 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 活力ある産業づくり

目指す方向

愛媛の特長や強みをつなぎ合わせるとともに、産学官、農商工など新たな連携を構築して、様々な新技術・新商品やサービスの開発に向けた取組みを促進し、新産業の創出を図ります。

また、愛媛の優れた技術を発掘し、国内外に広くPRしながら、販路の拡大等に挑戦するなど、グローバル化する経済社会に対応した攻めの経営ができるよう県内企業の体質強化を図るとともに、愛媛の発展可能性に魅力を感じる多種多様な企業の県内への進出や、地域に根ざした力強い産業活動を支援します。

そして、活力ある産業の育成を通じ、本県経済の持続的な発展を目指します。

— 施策1 地域に根ざした産業の振興

目標 県内企業や商店街がもっと力強く活動できるようにしたい

— 施策2 企業誘致・留置の推進

目標 元気な企業をもっと呼び込むとともに、県内企業の事業活動を支援し、雇用の場を増やしたい

— 施策3 戦略的な海外展開の促進

目標 県内企業が海外にもっと販路を開拓・拡大できるようにしたい

— 施策4 新産業の創出と産業構造の強化

目標 県内企業の技術力を高め、新しいビジネスへのチャレンジをもっと促したい

施策1 地域に根ざした産業の振興

目標

県内企業や商店街がもっと力強く活動できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県内総生産額(農林水産業を除く)	4兆5,926億円 (平成20年度)	4兆8,279億円
従業者1人当たりの付加価値額	12,706千円 (平成22年)	12,950千円 (平成26年)
商店街における空き店舗率	18.4% (平成21年度)	18.0%

現状と課題

長引くデフレや個人消費の低迷、経済のグローバル化による企業間競争の激化により、県内産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

このような厳しい経済環境の中で高い成長を図るには、様々な情報や経営資源を活用して、それぞれの企業力を伸ばしていく必要がありますが、県内企業は、経営基盤がぜい弱な中小零細企業が多いほか、首都圏や関西圏などのマーケットに遠いことなどから、情報収集・活用力が優れているとはいえない状況にあります。

一方、商店街では、消費の伸び悩みや郊外型大型店との競合等もあって、通行量が減少し、にぎわいが失われつつあり、商業機能はもとより、期待されている地域コミュニティの場としての機能も十分に発揮できていない状況にあります。

取組みの方向

県内企業が力強く活動できるように、企業力の向上を含め、企業の立場に立った総合的な支援体制を整え、融資制度を充実させるほか、災害時にも事業継続ができるよう事業継続計画(BCP)策定のための取組みを支援します。

また、小規模事業者等の経営基盤を強化するとともに、個性豊かで魅力あるまちづくりに向けた意欲的な商店街活動を支援します。

主な取組み

1 企業力向上の支援

企業や業界団体への定期的な訪問を通じて企業の経営課題の把握に努め、ニーズに基づき施策化を検討するほか、中小企業の事業継続計画策定や新商品の開発、新たな生産方式の導入をはじめとする企業の経営革新を支援するなど、企業力の向上に係る取組みを実施します。

2 中小企業の資金調達の円滑化

急激な経営環境の変化等による新たな資金ニーズを的確に捉え、技術力や事業の将来性等に応じて円滑に融資を受けられる制度の確立に努めます。

3 小規模事業者等の経営基盤の強化

商工会議所や商工会が行う相談業務や経営指導のほか、経営指導員の資質向上や後継者の人材育成など中小企業経営者の経営力向上を支援し、もって小規模事業者等の経営基盤の強化を図ります。

また、中小企業団体中央会が中小企業組合に対して行う相談・指導などへの支援を行い、中小企業の体質強化、高度化を促進します。

4 中心市街地・商店街の活性化

空き店舗を活用したソーシャルビジネスの展開や地域コミュニティの拠点づくりの促進、商店街内外の人材の育成・活用等により商店街のにぎわいとコミュニティ機能の回復を図るとともに、地域のニーズに応えながら自主的かつ意欲的に取り組む商店街の活性化を支援します。

施策2 企業誘致・留置の推進

目標

元気な企業をもっと呼び込むとともに、県内企業の事業活動を支援し、雇用の場を増やしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
企業(工場)立地件数(人口10万人当たり)	0.54件 (平成22年度)	0.61件
企業立地に伴い雇用が確保された人数	3,985人 (平成22年度)	4,385人
企業立地に伴う投資額	54,526百万円 (平成22年度)	60,526百万円

現状と課題

本県は、大都市圏等への移動距離が長いことや輸送コストがかさむという地理的なハンデもあって、県外企業が新たな事業所や工場の建設を検討する際には、候補地として選択肢に入りにくい状況にあります。

また、本県にはものづくりを中心とした優れた技術力を有する企業の集積がありながら、県外の企業にはあまり知られていません。

そうした中であっても、依然として厳しい雇用失業情勢への有効な対策として、新たな企業誘致の推進や設備投資の促進、さらには円高をはじめとする経済環境の変化から強く懸念される県内企業の流出防止にも取り組み、県内雇用の創出と地域経済の活性化を図る必要があります。

取組みの方向

愛媛の風土や地域特性を活かして定着し、県内企業とともに発展していくことが見込める元気な企業を積極的に誘致するために、愛媛の魅力のPRや立地環境の整備に努めます。併せて、企業の流出を防ぎながら、雇用の場を確保し、地域経済の活性化を図ります。

主な取組み

1 強みを活かした積極的誘致

県内企業の優れた技術情報のデータベースも活用しながら、本県の魅力や可能性を効果的にPRします。

また、県外事務所の情報収集力と営業力を強化し、鮮度の高い情報の収集に努めるとともに、県内企業との相乗効果が見込まれる企業や、東予はものづくり産業、中予は情報通信関連産業、南予は食品関連産業など、地域特性に応じた業種をターゲットにした積極的な誘致活動やトップセールスを実施します。

2 立地環境の整備・充実

適切な用地の確保や工場跡地など居抜き物件の情報提供、工業用水の安定供給をはじめ、きめ細かい支援措置の拡充に取り組むなど、誘致企業の要望に可能な限り応えることができるよう、立地環境の整備・充実を図ります。

3 県内企業の留置対策

企業のニーズやシーズの把握に努め、各種支援相談や県政に対する要望等にワンストップ相談窓口で対応することにより、県内企業の新たな事業展開を支援し、県外への流出防止、県内への再投資の促進に努めます。

施策3 戦略的な海外展開の促進

目標

県内企業が海外にもっと販路を開拓・拡大できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
貿易取引、海外進出・提携等の国際取引を実施または検討している企業数	430社 (平成22年度)	450社
県内港湾における貿易コンテナ取扱量	118,190TEU (平成22年度)	121,700TEU
海外に販売拠点を持つ企業の海外拠点数	66箇所 (平成22年度)	70箇所

TEU=20フィートコンテナ換算の貨物量単位

現状と課題

人口減少により、国内市場規模の縮小が避け難い情勢にある中、県内産業が持続的な発展を図っていくためには、国際競争力を高め、海外への販路を戦略的に開拓することが有効であり、特に、高い成長が見込まれる近隣アジア諸国のダイナミズムをどう取り込んでいくかが、今後の重要な鍵になります。

しかし、多くの県内企業にとって、海外への挑戦は、取引先情報が不足していることやノウハウの蓄積が困難であることに加え、商習慣の違いや為替変動など、様々なリスクがあり、容易に踏み切れるものではありません。

また、東日本大震災での原子力発電所の事故以降、日本産品に対する海外の風評被害への対応など、信頼回復に向けた取組みを進める必要があります。

取組みの方向

四国4県やジェトロ、海外県人会との連携強化や、民間ノウハウの活用などにより、県内企業の海外との取引拡大を図るなど、海外市場への挑戦を促進します。

また、物流機能の強化や必要となる諸手続きに関する支援、現地情報の把握・提供など、ハード、ソフト両面にわたる取引環境の整備に努めます。

主な取組み

1 海外ビジネス拡大のためのトータルサポート

県内企業が海外市場へ挑戦しやすくなるよう、四国4県が連携し、成長著しい中国等の近隣アジア諸国での販路拡大を支援するとともに、上海における拠点整備についても検討を進めます。

また、ジェトロや貿易関係団体と連携しながら、海外進出・取引に関する相談や情報提供、専門家派遣、展示会等への出展支援に至るまで、総合的に支援します。

さらに、現地ニーズの的確な把握に努めながら、新たな県産品販売ルート of 構築に取り組みます。

2 輸出を担う地域商社の育成・支援

近隣アジア諸国を中心とした輸出を積極的に促進するため、食品等の販路開拓の中核を担う地域商社を育成・支援するとともに、官民一体となった輸出推進組織を中心として、かんきつや鮮魚をはじめとする本県特産品を安定的に輸出できる体制整備を進めます。

3 海外取引のための環境整備

貨物の増大や船舶の大型化に対応した港湾施設の整備や維持管理に努め、物流の機能強化と効率化を図るとともに、検疫や産地証明をはじめとする必要な手続きが適切かつ円滑に進むよう支援するなど、取引環境の整備を図ります。

施策4 新産業の創出と産業構造の強化

目標

県内企業の技術力を高め、新しいビジネスへのチャレンジをもっと促したい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
(財)えひめ産業振興財団ビジネスサポートオフィスの創業支援による開業数	106件 (平成22年度)	126件
産学官連携や農商工連携により事業化された件数	21件 (平成22年度)	89件
試験研究で得られた技術のうち県内企業に技術移転された件数	138件 (平成22年度)	180件
県内特許権登録件数	968件 (平成22年)	全国平均値以上 (平成26年)

現状と課題

近年、県内では、長引く不況による企業業績の悪化、事業所等の再編・統合・撤退など、様々な問題が生じています。

また、本県には、全国一の生産量を誇るタオル産業のほか、造船業、製紙業をはじめ、機械・鉄工業、食品加工業など、地域特性に応じた多様なものづくり企業が集積しており、それぞれが高い技術力を持っていますが、地域間、企業間の垣根を越えた連携が希薄な状況にあります。

このような中、県内経済の活力回復と持続的な発展を図っていくためには、企業の生産性と競争力をさらに高めることが求められており、新しい技術や付加価値の高い新商品・サービスを開発するなど、新たな社会ニーズに合った産業や新規ビジネスを創出することが必要となっています。

取組みの方向

大学と企業とのマッチングを支援するなど産学官連携を進め、企業の研究開発能力の向上を促進します。

また、本県の地域特性と資源を活用した農商工連携や企業間連携、異業種間でのお互いの強みを活かした新たな連携を構築し、食品や低炭素、健康、観光といった県内経済を牽引する成長産業を創出します。

さらに、ベンチャー企業の支援や戦略的な試験研究の推進、知的財産の創造・保護・活用などの取組みと合わせて、産業構造の強化を図ります。

主な取組み

1 産学官連携による研究・開発の推進

県産業技術研究所や(財)えひめ産業振興財団が中心となって、企業の保有する技術力と大学等が保有する研究開発成果・知識をコーディネートし、新技術・新製品の開発や付加価値の創造を図ります。

また、ビジネスへの転化から、ビジネスシーズの発掘、中核企業への成長までの様々なチャレンジを、えひめ中小企業応援ファンド等を活用しながら総合的に支援します。

さらに、繊維産業技術センターの移転整備など、県産業技術研究所における研究開発・技術支援機能等の強化を図ります。

2 農商工連携など異業種や異分野等の新たな連携によるビジネス拡大支援

あぐりすとクラブやチームえびすなど、農林水産業者と中小企業者とのネットワーク構築やマッチングを支援する体制を充実させるとともに、農商工連携による新商品・新サービスの開発や販路開拓などの新たなビジネス展開を支援します。

さらに、異業種や異分野等の新たな連携と技術の交流を促進し、新たな付加価値を持つ商品・サービスの開発などビジネスの拡大支援に取り組みます。

3 優れた企業力の発信

県内企業の優れた技術や製品の情報をデータベース化して発信するなど、愛媛の企業力を対外的に広くPRし、知名度向上や新規取引先の開拓を促進します。

4 成長産業の創出

本県の地域特性や企業集積、成長産業の核となるシーズやニーズを分析し、従来の産業分野の枠にとらわれない新たなビジネスモデルとして、食品ビジネス、低炭素ビジネス、健康ビジネス、観光ビジネスの4つの成長産業を創出し、その集積を戦略的に進めます。

5 創業・起業への支援

ベンチャー企業の創出・育成を図るため、(財)えひめ産業振興財団による支援を強化するほか、企業の成長段階に応じた適切な情報の提供とサポートを行うなど、継続的なフォローを実施します。

6 戦略的な試験研究の推進と知的財産の活用

経済活性化や環境問題への対応など、県が抱える政策課題の解決に向け、県の試験研究機関における分野横断的な連携をはじめ、大学・企業等との共同研究に取り組むなど、戦略的な試験研究を推進します。

また、質の高い知的財産の創造に始まり、権利としての保護、商品開発等による実用化に至るまで、産学官が連携して、切れ目なく取り組むことができる体制整備を進めます。

基本政策1 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 産業を担う人づくり

目指す方向

若年者をはじめ、働きたい人なら誰でも、自分の能力を十分に発揮し、誇りを持っていきいきと働くことができるよう、安定した雇用の場を確保するとともに、職業能力の向上につながる職業訓練や雇用情勢の悪化などにも迅速に対応できるサポート体制の充実を図ります。

また、県内産業の発展を支えることのできる人材を育成し、雇用のミスマッチ解消を図るとともに、働く人がもっと生活と調和しながら働ける快適な労働環境の整備に努めます。

そして、多彩な人材が県内産業の発展を支えながら、いきいきと働くことのできる愛媛の実現を目指します。

施策5 若年者等の就職支援と産業人材力の強化

目標 働きたい人みんなが能力を発揮して、いきいきとした職業人生を歩めるようにしたい

施策6 快適な労働環境の整備

目標 働く人が生活と調和しながら働けるようにしたい

施策5 若年者等の就職支援と産業人材力の強化

目標

働きたい人みんなが能力を発揮して、いきいきとした職業人生を歩めるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県の完全失業率(年平均)	4.5% (平成22年)	3.9% (平成26年)
県の有効求人倍率	0.65倍 (平成22年度)	0.87倍
県内高校・大学新規卒業者の就職決定率	高校 97.0% (平成22年度) 大学 92.2% (平成22年度)	高校 98.2% 大学 93.2%
高等技術専門学校における就職率	78.2% (平成22年度)	80.0%

現状と課題

大学等の新規学卒者に対する求人数の減少や経済情勢の悪化により、就業の機会が得られなかった若年層や離職を余儀なくされた労働者等が増加するなど、本人の意欲が就労に結び付きにくい厳しい就職状況が続いています。

一方では、少子化の進展に伴う若年労働力の減少や、いわゆる団塊の世代の大量退職による労働力人口の大幅な減少が見込まれる中、多くの中小企業では、人材の確保・育成に支障が生じるなど、雇用のミスマッチが顕在化しており、ニートの増加も含めて大きな問題となっています。

取組みの方向

雇用のミスマッチや地域間格差が解消され、就労意欲のある新規学卒者や失業者等が適切に就職できる雇用環境の整備に努めます。

また、労働者一人ひとりの職業能力の向上を図ることにより、基幹産業の中核的な役割を担う人材や新たな成長産業に必要とされる人材を育成・確保し、経済成長の源泉である産業人材力を強化します。

さらに、雇用政策に関しては、国と地方の役割分担に基づき、連携しながら効果的な施策の展開に努めます。

主な取組み

1 若年者の就職支援

ジョブカフェ愛 work の機能を拡充・強化し、若年者の「働く意欲と能力」の向上など人材育成に努めるとともに、企業の採用力向上を支援します。

また、新規学卒者、フリーター、失業者など個々のケースに応じたきめ細かな就職支援を行い、中小企業の魅力を発信するWEBシステムの整備や、若年者と人材を求める企業との出会い・交流の場を提供することにより、積極的にマッチングを促進します。

さらに、ニートの若者に対しては、地域若者サポートステーションを核に地域の関係機関と連携し、状況に応じた専門的な相談や職場体験など様々な就労支援策を通じて若者の職業的自立を促進します。

2 中核的な役割を担う人材の育成

地域産業との連携を図り、地域企業のニーズを踏まえた専門的な知識や技術を習得するための実践的なカリキュラムを高等学校で作成するとともに、人材育成拠点としての県立高等技術専門校において産業人材の育成や、民間人材育成施設への支援をすることにより、地域企業に求められる人材を育成します。

また、ものづくり分野を中心とした高度技術者の育成を行うとともに、専門技術・技能の継承に努めます。

さらに、民間教育訓練機関等を活用して、出産・子育て等で仕事を離れた女性や障害者、非正規労働者など、意欲があっても就労が難しい状況にある求職者を対象に、雇用情勢の変化や時代のニーズに応じた就職に必要な知識や技術を習得するための職業訓練を実施します。

3 成長産業を支える人材の育成

今後、県内企業を牽引する産業への成長が見込まれる食品や低炭素、健康、観光といった産業の人材ニーズを把握し、それに合致する人材を育成します。

施策6 快適な労働環境の整備

目標

働く人が生活と調和しながら働けるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
育児休業取得率	男性 1.5% (平成21年度) 女性 79.1% (平成21年度)	男性 5.0% 女性 85.0%
えひめ子育て応援企業数	243社 (平成22年度)	420社

現状と課題

正規労働者と非正規労働者との間にある様々な格差や労働関係に関する問題が増加する傾向にあり、これらを原因とする紛争等の未然防止と自主的な解決の促進が求められています。

また、急速な少子化や高齢化の進展に伴い、今後、労働力人口の減少が見込まれる中、男女が共に働きながら子育てできる職場環境を整備することが求められています。

しかし、出産を機に多くの女性が退職するとともに、男性の育児休業の取得率は低調に推移するなど、企業や職場の意識改革が課題となっています。

取組みの方向

男女が共に働きながら子育てしやすい職場環境づくりを促進するとともに、労使関係の安定化を支援することにより、多様化する生活スタイルにおいても、仕事と生活が調和し、働く人誰もが安心して働き続けることができる快適な労働環境の整備を図ります。

主な取組み

1 仕事と子育てをはじめとした家庭生活が両立できる職場環境づくり

育児休業制度や子どもの看護休暇制度を設けるなど、積極的に仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を「えひめ子育て応援企業」として認証し、県ホームページで紹介するとともに、管理職の意識改革を図るセミナーや、育児や介護のための短時間勤務制度等の導入を促進するための企業への助成などを通じて、仕事と家庭生活の両立が図られる職場環境づくりを促進します。

2 労使関係の安定化支援

県の各地方局・支局に設置されている中小企業労働相談所において、労働関係全般に係る相談に応じるとともに、労働委員会において、労働組合と使用者との間に生じる労働争議の調整や相談・あっせん等を実施することで、労使の信頼関係の強化を図り、誰もが安心して働き続けられる環境づくりを促進します。

3 勤労者への資金貸付

勤労者の様々な資金需要に応える融資制度の実施により、勤労者の生活安定や福祉の向上を図ります。

基本政策1 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり**政策** 農林水産業の振興**目指す方向**

意欲的で経営感覚に優れた担い手と、各地域の特性に合わせて整備された田畑や果樹園、漁場等の優れた生産基盤、そして、低コスト化や高付加価値化を実現する高度な技術を組み合わせることによって、大きな相乗効果を創出します。

また、消費者ニーズに応じて、良質な愛媛の恵みを全国に安定供給できる生産体制を構築し、「もうかる一次産品の優良産地」の形成に努めます。

そして、若者をはじめとする意欲あふれる多様な担い手に支えられた、活力ある農林水産業の確立を目指します。

施策7 力強い農林水産業を支える担い手の確保

目標 農林水産業の担い手の力をもっと伸ばしたい

施策8 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備

目標 豊かな田畑や樹園地、漁場をもっと増やしたい

施策9 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

目標 多様な消費者ニーズに応え、安定供給のできる産地になりたい

施策7 力強い農林水産業を支える担い手の確保

目標

農林水産業の担い手の力をもっと伸ばしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
新規農業就業者数	113人 (平成22年度)	130人 (平成27年度)
認定農業者数 (経営改善計画を市町長が認定した農業者数)	4,876経営体 (平成22年度)	5,161経営体 (平成27年度)
新規林業就業者数	135人 (平成22年度)	140人
漁業就業者数	9,913人 (平成21年度)	7,300人以上
農業産出額	1,222億円 (平成21年度)	1,350億円 (平成27年度)
県内の木材(加工前の丸太の状態)生産量	453千m ³ (平成22年度)	610千m ³
漁業生産額	870億円 (平成21年度)	1,090億円

現状と課題

本県は、全国トップの生産量を誇るかんきつをはじめ、マダイやブリなどの養殖業やヒノキに代表される林業・木材産業などに見られるように、全国屈指の農林水産県として、県内はもとより全国に向けて、安全・安心な農林水産物を日々供給しています。

しかし、近年、農林水産業の就業人口の減少や高齢化によって、地域の担い手は減少し、生産力の低下や耕作放棄地・放置森林が増加するなど、本県農林水産業の持続的な発展が困難な状況にあります。

また、市場価格の低迷や産地間競争の激化に加え、国際貿易交渉の着地点も見通しがつかないことから、農林水産業の経営はますます不安定になっています。

このような中、県内経済を牽引する「力強い農林水産業」を確立するためには、農林水産業を取り巻く環境の変化に的確に対応し、所得向上の実現に向けた意欲と能力のある担い手を確保・育成する必要があります。

取組みの方向

地域の強みを最大限に活かした経営を実現するため、組織化・法人化への支援や担い手の確保・育成、各種団体の健全化・組織力強化の支援などを推進します。

また、今後ますます進展する産地間競争や国際化をビジネスチャンスと捉え、本県農林水産業の積極的な展開を支える基盤づくりとして、経営感覚を備えた生産者の育成などによる経営能力の向上や融資制度の充実など、経営の改善・安定化に取り組めます。

主な取組み

1 担い手の確保・育成

市町や(財)えひめ農林漁業担い手育成公社、農業・漁業協同組合、森林組合など関係機関と連携して、年齢や性別、個人や企業などを問わず多様な新規就業者を確保するため、必要な情報の発信や技術習得のサポートに取り組むほか、農林水産業に関する学習の場の充実や地域のリーダーとなり得る担い手の育成を図ります。

2 経営能力の向上

各種相談会や研修会の開催などにより、経営者としての意識改革を促すとともに、経営ノウハウの習得をきめ細かく支援します。

また、生産者自らが加工、販売まで手掛ける6次産業化を推進するなど、新しい分野にチャレンジしやすい環境づくりに努めます。

3 経営の安定化

木材の生産から加工、販売までを総合的に推進するほか、各種農畜産物や魚類・真珠養殖等すべての分野において、生産性向上や低コスト化を目指した生産体制を一層強化するとともに、経営の改善・安定化のための各種融資制度の充実や普及啓発に取り組みます。

4 組織化・法人化の支援

地域の強みを活かしながら経営効率化を図るため、経営体の組織化・法人化に向けた指導や助成を行うとともに、法人設立後の適切な運営のための研修や講習など、運営を担う人材の育成に取り組めます。

5 各種団体の健全化・組織力強化

農業・漁業協同組合や森林組合、土地改良区などの団体・組織が、地域の農林水産業の核となってその役割を果たすことができるよう、管理・検査体制の充実などに取り組み、団体・組織運営の健全化を図るとともに、適切な統廃合を促進するほか、各種団体との連携に一層努めるなど、組織力の強化を支援することにより、農林水産業を支える担い手の経営基盤を強化します。

施策8 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備

目標

豊かな田畑や樹園地、漁場をもっと増やしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
認定農業者等への農地利用集積率	37.4% (平成22年度)	42.4%
水田・畑のほ場整備面積	19,474ha (平成22年度)	20,000ha
効率的な森林整備に向けた森林の集約化・団地化面積		39,000ha
漁場整備面積	12,880ha (平成22年度)	13,406ha
野生鳥獣による農作物被害額	435,889千円 (平成22年度)	365,000千円

現状と課題

本県には全国トップクラスの面積を誇る樹園地や瀬戸内海・宇和海といった漁場環境の異なる海域のほか、県土の7割を占める豊富な森林資源など、本県農林水産業を支える多様な生産基盤が存在しています。

しかし、急しゅんで複雑な地形や用水不足に対する対策など、さらなる生産基盤の整備が求められているほか、老朽化が著しい施設については、機能の低下や維持管理費の増大といった問題を抱えています。

また、担い手の減少や高齢化の進展を踏まえて、効率化・省力化を図るための基盤整備や近年増加している鳥獣害への対策が急務となっています。

取組みの方向

地産地消などによる消費拡大に加え、県外や国外へ販路を拡大するため、良質な農林水産物を安定的・効率的に生産するための基盤整備に取り組むとともに、既存施設を有効に活用し、地域特性や生産者の実情に合った機能を確保することにより、地域の自然環境を守りつつ、生産や物流の効率化・円滑化を図ります。

また、効果的な防護柵設置など、集落ぐるみで取り組む住民参加型の鳥獣害防止対策を推進します。

主な取組み

1 生産性向上のための農地整備

優良農地を確保し、担い手への利用集積を図りつつ、経営規模の拡大や農地集積のための水田の大区画化を促進するとともに、低コスト化・省力化の実現に向けた樹園地における園内道の整備や新たなかんがい方式の導入などに取り組めます。

また、市町や土地改良区自らが行う基盤整備事業を充実させるとともに、地元を中心とした基盤整備の推進体制を構築し、各地域のニーズに合った生産基盤の向上に努めます。

このほか、農業者の生産意欲の低下要因でもある耕作放棄地の発生防止等にも努めます。

2 森林資源活用のための森林整備

搬出コストの低減を図るため、森林経営計画の作成を支援し、集約化・団地化を促進します。
また、生産性や安全性を高めるため、高性能林業機械の導入に併せ、計画的な林道等の路網整備に取り組みます。

3 漁業施設や生態系に配慮した漁場整備

水産資源の維持・回復を図るため、水域環境の保全に努めるとともに、海域全体の生態系と調和した藻場や漁場を造成するなど、生産基盤の多面的な整備に取り組みます。

また、操業の安全性の確保や省力化を図るとともに、食の安全・安心志向の高まりに対応した品質確保や衛生管理を行うための共同利用施設の整備を進めます。

4 既存施設の保全管理

老朽化した農業水利施設や農道・林道、漁港など、既存の施設については、適切な保全管理に取り組み、水源かん養機能や防災機能の発揮などにも留意しながら、その有効活用や長寿命化を図ります。

5 鳥獣害防止対策の推進

防護柵の設置など、有害鳥獣を侵入させないための施設整備を推進するとともに、未収穫作物の除去や農地周辺の草刈りなど、有害鳥獣を呼び込まない集落環境の整備を促進し、鳥獣害を受けにくい集落づくりを進めます。

併せて、地域における捕獲隊の組織化や狩猟者の育成、隣接市町や隣接県との連携捕獲に取り組むとともに、捕獲後の獣肉の有効利用を支援するなど、計画的かつ効率的な鳥獣害防止対策を推進します。

施策9 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

目標

多様な消費者ニーズに応え、安定供給のできる産地になりたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県農林水産研究所が開発した新品種・新技術数	25件 (平成22年度)	26件
新品種の栽培方法などの技術マニュアルの作成率	72.0% (平成22年度)	100%

現状と課題

本県では、これまでの試験研究や技術開発によって、紅まどんなや愛媛甘とろ豚、媛っこ地鶏に代表される愛媛独自の高品質な品種を多く開発し、市場で高評価を得てきました。

しかし、全国各地で行われている様々な研究開発やブランド化に伴い、産地間競争はさらに激化し、他産地との差別化が非常に困難になってきています。

また、近年、地球温暖化などの影響により気候や自然環境の変化が進み、収穫量の減少や品質の低下などの問題が顕在化するとともに、燃料・資材の高騰によって、農林水産業の経営は不安定な状況になっています。

取組みの方向

地域間競争が激化する中で消費につなげていくためには、多種多様な商品の中から「愛媛産」が選ばれる必要があります。

他産地との差別化を図り、新たな市場を開拓するため、多様なニーズに応じた新たな農林水産物を研究開発していくとともに、燃料・資材の高騰や気候変動などによる課題の解決に向け、低コスト化・省力化を実現し、環境や食の安全・安心にも配慮した生産技術の開発・普及に取り組みます。

主な取組み

1 新たな需要創出に向けた新品種・新技術の開発

消費者ニーズに適切に対応するため、愛媛ブランド牛をはじめとするブランド産品や新品種の開発に取り組むとともに、新品種に対応した生産技術の開発・実用化を進め、高品質で付加価値の高い農林水産物の生産拡大を図ります。

また、地域資源の新たな利用方法や食材の機能性を研究するなど、新しいビジネスチャンスを生み出す試験研究を進め、県内事業者による事業化・製品化を支援します。

2 経営を支える技術の普及

重油等の高騰を見据えた自然エネルギー導入や燃料の節減対策、ブラッドオレンジをはじめとする温暖化に適応できる品種の選定など、様々な課題に対応するため、最新技術の普及や導入支援に取り組むとともに、地域の特性を活かすことができる新品種の導入支援に努めます。

3 環境や安全に配慮した技術の開発

環境への負荷低減や食の安全・安心を確保するため、化学肥料や農薬の節減技術、病害虫防除技術の開発を行うとともに、水産資源を適正に管理するための調査研究や養殖業における魚病被害対策に取り組みます。

4 研究施設の整備・拡充

みかん研究所や畜産研究センターなど、本県農林水産業の基礎を支える県農林水産研究所については、大学や各種機関との連携により、より地域に密着した研究を行うとともに、消費者に選択される愛媛産品の開発につながるよう機器の充実や施設の整備に努めます。

基本政策1 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 愛媛ブランドの確立

目指す方向

魅力ある様々な愛媛産品が生み出されるとともに、県民一人ひとりの情報発信によって、安全かつ新鮮な農林水産物をはじめとする様々な愛媛産品への理解が進み、消費拡大に伴い、県内外にその魅力が広く浸透する好循環の構築に努めます。

また、アンテナショップや情報誌、インターネット等により、豊かな自然や文化などの愛媛の魅力をつなぎ合わせて、全国各地に発信するなど、愛媛をまるごとPRする取組みを進め、好感度や認知度の向上を図ります。

そして、県民はもとより、全国の愛媛ファンが信頼と愛着を持てる「愛媛ブランド」の確立を目指します。

施策10 愛媛産品のブランド力向上と販路拡大

目標 愛媛産品をもっとたくさんの人に選んでもらいたい

施策11 愛媛の魅力発信力の強化

目標 愛媛県をもっとたくさんの人に知ってもらいたい

施策10 愛媛産品のブランド力向上と販路拡大

目標

愛媛産品をもっとたくさんの人に選んでもらいたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
「愛」あるブランド産品の年間販売額の伸び率(対前年度比)	3.2% (平成22年度)	5.0%
東京アンテナショップ新規取扱商品数	164品 (平成22年度)	170品

現状と課題

本県では、統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」の下、優れた農林水産物や加工食品を「愛」あるブランド産品として認定し、ブランド化を強力に推進してきました。

また、地産地消・愛あるサポーター制度を創設するほか、えひめ地産地消の日や水産の日を定めるなど、地産地消の推進に取り組むとともに、県内の意欲ある中小・ベンチャー企業等が開発、生産している製品については愛媛プロダクツサポーター制度を創設し、工業製品の地産地消にもつなげてきました。

さらには、トップセールスや各種イベントの実施など、県外や国外における県産品販売の拡大にも積極的に取り組んできました。

しかし、近年、経済のグローバル化が進み、多種多様な商品やサービスが市場にあふれ、差別化が難しくなるとともに、低価格化や地域間競争の激化によって、販路や流通などの面で本県産業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

取組みの方向

農林水産業や地域産業を活性化させるためには、まずは愛媛産品の消費を拡大し、そこから得る所得を向上させる必要があります。

そのため、県産農林水産物や加工品、伝統工芸品、工業製品などの愛媛ならではの魅力を活かした総合的なブランド化や消費者ニーズを踏まえた新たな商品の開発・改良の支援を強力に推進し、その効果を県内に広く波及させます。

また、本県産業は県民や企業が自ら支えるという意識の下、地産地消を推進するとともに、新たな市場を開拓するため、県外・国外への販路拡大に取り組めます。

主な取組み

1 愛媛産品の総合的なブランド化の推進

県産農林水産物や加工品、伝統工芸品、工業製品など、様々な分野が連携した各種イベントの開催などにより、愛媛産品の積極的かつ総合的なPRに取り組めます。

また、本県が所有する育成者権や商標権などを有効活用するとともに、「愛」あるブランド産品の認定や愛媛プロダクツサポーター制度などによる他産地との差別化や消費者の潜在的なニーズの掘り起こし、販売対象を明確にした広報活動など、戦略的な愛媛産品の認知度向上を図り、買い手から指名買いされるようなブランド価値を創造することにより、愛媛産品が継続的に売れる仕組みづくりに取り組めます。

2 新たな商品づくりの促進

真珠やヒジキ、養殖マダイ、和紙など、これまで素材にとどまっていた県内各地域の優れた県産品を発掘し、企業や大学などと連携した加工品開発の支援やイメージアップに向けた戦略の構築、各種コンテスト開催に取り組むなど、素材の魅力を活かした新たな商品開発を促進します。

また、消費者や流通業界のニーズを踏まえた商品やサービスの改良に向けた取組みを支援します。

3 地産地消の推進

県産農林水産物の学校給食等への利用促進や食育活動など、県内における効果的な普及啓発に取り組むことにより、愛媛産品に対する県民の理解促進を図ります。

また、四国屈指の一大消費地である松山市における県内各市町の産品の販売ルートの確立に向け、松山市内でのイベント実施や地元飲食店との連携を図るとともに、地産地消の拠点となる産直市の活性化や民間住宅等への県産材活用に向けた支援を行います。

4 県外・国外への販路拡大

首都圏や近畿圏等における県産農産物のトップセールスの実施や「えひめ食の大使館」の認定とともに、新たな愛媛ファンの獲得に向けた情報発信の充実・強化や住宅メーカー等との木材商談会、伝統工芸品の展示商談会の開催など、インパクトのある新たなPRの展開に取り組めます。

また、香港・台湾等において本県かんきつのPR・商談活動の実施や、輸出促進JV（共同企業体）による水産物の中国向け輸出など、近隣アジア諸国をはじめとする海外に向けた県産農林水産物の輸出を促進します。

さらに、優れたネットワーク力・企画力を有する企業や市町、生産団体等と積極的に連携しながら、量販店向けの集荷・配送トラック便を運行するなど、収益性の高い販売・流通方法へ見直しを図るとともに、大規模見本市への出展支援や県内物産観光拠点の機能強化に向けた検討などにより、愛媛産品の販路拡大・市場開拓に取り組めます。

施策 1.1 愛媛の魅力発信力の強化

目標

愛媛県をもっとたくさんの人に知ってもらいたい

成果指標	現状値	目標値
報道機関に対する記者発表件数	92 件 (平成 22 年度)	100 件
首都圏パブリシティ活動により県の情報がメディア等に取り上げられた件数	90 件 (平成 22 年度)	100 件
県HP (トップページ) へのアクセス件数	244,783 件/月 (平成 22 年度)	260,000 件/月

現状と課題

本県は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、多彩なかんきつ類や魚介類などの農林水産物に加え、今治タオルや宇和海の真珠など、優れた特産品が数多くあります。

また、しまなみ海道や道後温泉などの観光資源や、伝統あるものづくり産業から生まれた高度な技術力による多種多様な工業製品など、愛媛が誇る地域資源には、愛媛の魅力を上向きさせる大きな可能性が秘められています。

しかしながら、近年の地域間競争の激化により、ありきたりの情報発信では差別化が困難なため、多くの情報が埋没する傾向にあります。

このため、愛媛という地域ブランドの全国的な地位向上に向けて、受け取る側の印象に残り、好感度や認知度を高める効果的な情報発信を展開する必要があります。

取組みの方向

テレビやラジオ、新聞などの各種マスメディアやインターネットなど、様々な媒体を戦略的かつ効果的に組み合わせたPRを実施し、認知度向上に取り組めます。

また、発信する情報が受け手の印象に残り、結果、多くの方々から愛媛を選択してもらえるような、魅力的な情報発信を展開します。

これにより、県民自らがふるさと愛媛の良さを認識し、誇りを持って県内外にPRすることができる気運の醸成にもつなげ、県民総ぐるみの愛媛セールスを積極的に展開することができるようサポートしながら、愛媛ファンの増加に努めます。

主な取組み

1 認知度向上へ直結する情報発信

愛媛の魅力的な地域資源をつなぎ合わせることで、愛媛ならではのストーリー性のある情報を創出し、最適な広報媒体を活用して効果的に発信します。

また、県ホームページで、愛媛の旬の話題をタイムリーに発信するとともに、民間活力も活用しながら首都圏のメディアに愛媛の話題を取り上げてもらうよう、継続的にパブリシティ活動を行うほか、ロケ地誘致を推進するフィルムコミッション事業の積極的な展開支援、県のイメージアップキャラクターによる広報活動等により、愛媛の認知度向上を図ります。

2 愛媛ブランド確立に向けた情報発信

激しさを増す地域間競争に打ち勝つため、観光や農林水産物、学術・文化・スポーツなどの様々な分野について、一体的かつ効果的な愛媛セールスを展開するための連携方策等を検討し、愛媛を選択してもらえるブランド力の確立につながる戦略的な情報発信に努めます。

3 県民総ぐるみの愛媛セールス

積極的なトップセールスや県ホームページを活用した広報などの様々な誘致活動により、本県を訪れた修学旅行生をはじめとする観光客に対して、県民一人ひとりが、愛媛の魅力を余すことなく伝えられる広報パーソンとして接することができるよう、様々な媒体や機会を通じて愛媛の魅力を発信し、県民総ぐるみの愛媛セールスにつなげます。

4 愛媛ファンづくりの推進

東京アンテナショップ「せとうち旬彩館」を通して、県産品をはじめとする愛媛の魅力を首都圏に売り込むとともに、伊予観光大使等を通じて本県観光の魅力を直接伝えるなど、新たな愛媛ファンづくりを積極的に展開します。

基本政策1 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 観光立県えひめの推進

目指す方向

東予の優れた産業や中予の史跡・文化、南予のありのままの自然や食など、県内の多彩な地域資源の魅力を、観光客の印象に残る情報に組み立て、様々なメディアを効果的に活用しながら強力に発信します。

また、県内外の観光エリアを組み合わせた魅力ある広域観光ルートや、外国人を含めた多くの観光客が快適に周遊できる観光ルートを形成するとともに、温かな心配りやお接待の心による観光客との交流を進めます。

そして、愛媛ならではの地域資源を活用しながら、観光立県えひめの確立を目指します。

施策12 魅力ある観光地づくり

目標 もっとたくさんの人に訪れてもらい、地域を活性化したい

施策13 国際観光の振興

目標 もっとたくさんの外国人に訪れてもらい、国際観光地としての知名度を高めたい

施策12 魅力ある観光地づくり

目標

もっとたくさんの人に訪れてもらい、地域を活性化したい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
観光客数	24,730千人 (平成21年度)	26,620千人
観光消費額	1,035億円 (平成21年度)	1,100億円

現状と課題

高速道路料金の値下げやNHKスペシャルドラマ「坂の上の雲」の放送により高水準を記録した観光客数をいかに維持・拡大するかが大きな課題です。

また、県内観光地の認知度は道後温泉が突出して高いものの、他の観光地は総じて低調であるほか、リピーターが少ないことが観光客へのアンケート結果から示されています。

今後、県内全体の観光客総数の約4割を占める松山圏域の集客力を活かして、他の圏域の底上げを図るためには、産業観光資源として注目度が高まっている別子銅山産業遺産や多彩な産業群、体験型観光資源として世界に誇れるしまなみ海道、ありのままの自然や古い町並みが残る南予地域など、大きな可能性を持つ本県の魅力をさらに発揮する必要があります。

取組みの方向

観光客の増加を図るため、各地の観光資源の魅力を発掘し、磨き上げ、つないでいくことにより、県全体の魅力を高めるとともに、観光客のニーズに合わせた効果的な観光宣伝を行うなど、その魅力を強力に発信し、誘客促進に努めます。

また、温かな心配りやお接待により育まれた「おもてなし」が県民一人ひとりから自然に醸し出されるような、魅力的な観光地づくりと地域のにぎわい創出に向けて、県内市町や四国4県、広島県をはじめとする瀬戸内圏域での連携を強化するほか、地域の特性を活かした各種イベントを開催します。

主な取組み

1 多彩で上質な観光地の形成

観光に携わる人材の育成や観光客にやさしいまちづくりを進めるなど、県民総ぐるみになって「おもてなし」の充実・向上を図るほか、県内各地の観光資源を掘り起こすとともに、宿泊施設などの受入れ態勢の強化や積極的な情報発信に努めます。

また、豊かな自然や伝統文化、産業遺産を活かした体験教育型の観光プログラムの策定や物語性のある観光ルートの開発など、県内各地の観光資源の魅力向上と旅行商品化を図り、リピーターの確保につながる上質な観光地の形成に取り組みます。

さらに、修学旅行の商品化の推進やコンベンション誘致制度の創設により、県外からの誘客促進に取り組みます。

2 広域観光の推進

県内市町をはじめとする各主体との連携を強化し、松山圏域への集客効果をできるだけ広域に波及させながら、県全体の活力向上へとつなげます。

また、四国4県や瀬戸内圏域で連携し、観光資源の情報を一体となって発信するほか、県境を越えた観光ルートの形成に努めます。

3 魅力的なイベントの開催

高速道路の宇和島延伸に合わせた「えひめ南予いやし博2012」を開催するとともに、しまなみ海道沿線地域等の振興に向けて、瀬戸内海の豊かな地域資源を活かした「大・島博覧会（仮称）」の開催を目指します。

また、世界の自転車愛好者から注目されている本県の美しい景観を活かして、各地のサイクリストを集めるイベントの実現を目指します。

施策13 国際観光の振興

目標

もっとたくさんの外国人に訪れてもらい、国際観光地としての知名度を高めたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
外国人延宿泊者数	40,900人 (平成22年度)	53,200人
国際会議開催件数	3回 (平成22年度)	4回

現状と課題

本県には、平成19年に刊行されたミシュラン・ジャパンで三ツ星を獲得した道後温泉本館をはじめ、しまなみ海道や石鎚山系など、世界に誇る観光資源が多数あるものの、海外における知名度不足や為替変動など様々な要因により外国人宿泊者数は4.1万人にとどまり、依然、伸び悩む傾向にあります。

今後とも、本県の有する国際線等のインフラや魅力ある観光資源を活かしながら、外国人観光客の誘致を図り、県内経済の活性化に資するため、中国をはじめとした成長著しい近隣アジア諸国の観光客にターゲットを絞り、観光ニーズや趣向を的確に捉えた、効果的な観光振興を展開する必要があります。

取組みの方向

近隣県等とも連携しながら、観光資源を活用した新たな観光ルートづくりを進めるとともに、松山空港国際線の利便性向上や積極的な情報発信等により、海外からの観光客誘致に努めます。

また、本県の魅力を十分味わっていただけるように、おもてなしの態勢づくりを含め、快適な旅行環境を整備し、選ばれる国際観光地えひめの実現に取り組みます。

主な取組み

1 外国人が求める観光ルートの開発

本県の地域資源である温泉や自然、食、歴史のほか、遍路文化で培われた「おもてなしの心」を広くPRするほか、「愛媛」を「美しい女性」という意味と結び付けて漢字文化圏で売り込むなど、愛媛ならではの魅力を強みとして誘客に取り組むとともに、近隣県等との連携を図りながら資源をつなぎ合わせ、観光ニーズに合った魅力ある観光ルートの開発を促進します。

2 松山空港国際線の観光振興への活用

松山空港の国際線を活用した旅行ツアーの充実を促進します。

また、松山空港と同じ名前を持つ台湾の“松山(しょうざん)空港”との関係を深め、松山市と連携しながら観光需要の拡大に努めます。

3 外国人への情報発信の強化

インターネットや海外のメディア、旅行会社などをさらに活用するとともに、近隣アジア諸国での県産品トップセールスなどと連動した積極的な情報発信に努めます。

4 選ばれる国際観光地えひめの創造

県内各市町と連携し、県全体で魅力ある国際観光地づくりを進めます。

とりわけ、外国語による案内表記や留学生等を活用した外国語ボランティアガイドの育成などに取り組むとともに、快適に買い物を楽しめる観光地の整備に努めるなど、外国人観光客の受入れ態勢の充実・強化を図ります。

基本政策1 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 交流・連携の推進

目指す方向

発達した情報技術や広域化した交通・輸送手段を効果的に活用して、人、モノ、情報の活
発な交流を促進し、県内20市町の連携強化はもとより、多面的な視野に基づく広域連携を
推進することにより相乗効果を創出します。

また、常に海外との接点を意識しながら、愛媛ならではの接客の心で、世界に開かれた
活力ある愛媛づくりに取り組み、他の国や地域との歴史・文化の相互理解の深化に努めます。
そして、愛媛の魅力向上とさらなる発展につながる強固な信頼関係の構築を目指します。

施策14 広域交流・連携の推進

目標 県内外の地域間の交流・連携をもっと進めたい

施策15 国際交流の推進

目標 もっと海外とのつながりを強め、交流を深めたい

施策14 広域交流・連携の推進

目標

県内外の地域間の交流・連携をもっと進めたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
四国4県連携施策数	28 施策 (平成23年度)	30 施策
中四国連携施策数	37 施策 (平成23年度)	40 施策

現状と課題

本格的な人口減少社会が到来する中、活力ある地域づくりを推進するためには、発達した情報技術や広域化した交通・輸送手段を効果的に活用して、人、モノ、情報を活発に交流させる必要があります。

このため、それぞれの地域が特性を踏まえ、自立した行政運営を行うとともに、広域的な視点に立ち、より一層連携・協働しながら、地域振興を図っていくことが重要な課題となっています。

取組みの方向

県内20市町が連携しながら、広域的に対応すべき課題の解決に向けて、主体的に取り組むことができるよう最適な連携体制の構築支援に努めます。

また、県と近隣県等との連携強化はもとより、多面的な視野に基づく連携を推進することで、広域化による相乗効果の創出を図ります。

そして、これらの取組みによるスケールメリットや地域の特性を活かしながら、人、モノ、情報の交流を活性化させ、地域課題の解決に努めます。

主な取組み

1 四国4県の連携強化

四国4県に共通する様々な行政課題に対して、四国4県連携事業等により、引き続き連携を強化しながら、解決に取り組めます。

また、県際地域における個別の地域課題に対しても、相手方の県や市町村との連携強化を図りながら、効果的な政策展開に努めます。

2 多面的な広域連携の推進

四国各県をはじめ、中国地方などの近隣ブロックとの関係を視野に入れた新しい連携事業について検討するとともに、県政課題の解決や、今後の政策展開等を見据えながら、多面的な広域連携の強化に向けて、積極的な取組みを推進します。

3 県内地域間の連携強化・交流促進

東・中・南予地域がそれぞれに持つ強みを活かしながら、地域間の多様で柔軟な連携体制の構築を進め、相互が連携した情報発信を行うとともに、研修会やシンポジウム等の開催、集落と都市部のニーズのマッチングなどにより、地域間の交流を促進します。

4 県民等が行う交流活動への支援

地域の魅力を向上させるため、商業や福祉・医療、交通ネットワーク、教育など、住民生活の基盤となる機能の相互補完を図るほか、観光や物流、産業、文化、学術など、様々な分野において多様な交流活動に取り組む県民や団体等の活動を支援します。

施策15 国際交流の推進

目標

もっと海外とのつながりを強め、交流を深めたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
外国人登録者数(人口千人当たり)	6.3人 (平成22年度)	6.5人
海外渡航者数(人口千人当たり)	59.7人 (平成22年度)	62.3人
県・市町の国際交流協定締結数	12箇所 (平成22年度)	13箇所

現状と課題

高速交通基盤の整備やブロードバンドの普及に伴い、経済、文化などあらゆる分野において、人、モノ、情報が世界的な規模で移動するようになったことにより、地域経済や住民の日常生活も国際社会の動向に大きく影響される時代を迎えています。

本県においても、来県外国人や県内に在住する外国人が増加するなど、国境を越えた地域間の交流が年々活発になってきており、常に海外との接点を意識し、世界に開かれた活力ある愛媛づくりを進める必要があります。

取組みの方向

文化や学術、スポーツなどで海外との友好交流を促進し、県民の国際理解を深めるとともに、地域においても在住外国人と共に支え合いながら、心豊かな生活を営むことができるよう、教育や意識啓発による国際感覚を備えた人材の育成や、専門家の配置などにより、国際交流を支える基盤づくりと外国人にとっても安心して訪問し生活できる地域づくりを進めます。

また、姉妹提携自治体や在外県人会との交流、本県が全国に誇る技術や人材を活用した国際協力を通じて、海外との人的なつながりや相互に支え合う関係の構築に努めます。

主な取組み

1 多文化共生地域づくりの推進

県民と外国人が、互いの文化や習慣を理解できるよう、外国人の地域行事等への参加を促進するなど、気軽に友好を深めることのできる機会を拡充するとともに、県国際交流センターへの外国人支援・海外連絡推進員の配置による相談・情報提供体制の整備、日本語学習機会の提供などを通じて、外国人にとっても暮らしやすい多文化共生地域づくりを推進します。

また、県国際交流協会と市町国際交流協会との連携強化を図ります。

2 相互に支え合う海外との友好関係の構築

県出身の海外移住者とその子弟等により組織されている在外県人会、米国ハワイ州をはじめとする県や市町の姉妹提携自治体など海外の団体や、本県ゆかりの個人等と、訪問団や次代を担う子どもたちの相互派遣、留学生・研修生・インターン生などの受入れによる人材育成等を通じて、友好・親善の輪を深めます。

また、国際協力機構や県国際交流協会、愛媛大学など関係機関との連携の下、県や市町、団体、企業等が持つ技術やノウハウ、人材(水産養殖やかんきつ類栽培、食品加工、防災など)を活用した国際協力に努めるなど、未来を見据えた交流の枠組みづくりにも取り組みます。

3 国際化を支える人材の育成

国際社会の一員として主体的に行動できる広い視野と判断力を養成するための外国語教育や国際理解を深める教育の充実強化、外国人との交流や海外への渡航機会の拡大等により、本県の国際化と平和で豊かな国際社会の構築に貢献できる人づくりを進めます。

政策 交通ネットワークの整備

目指す方向

災害時の緊急輸送道路ともなる高速道路の南予延伸をはじめ、これからの地域の交流や持続的な発展を支える道路・橋りょう・港湾等の整備を進めるとともに、適切な維持管理のための新しい協働システムの構築に努めます。

また、いつでも誰でも安心して利用することができる、鉄道やバス路線、航路等の公共交通機関の利便性向上を図るとともに、フリーゲージトレイン導入に向けた関係機関との協議を進めます。

そして、人やモノがスムーズに移動できる機能性の高い交通ネットワークの確立を目指します。

施策16 広域・高速交通ネットワークの整備

目標 もっとスムーズに県内外を移動できるようにしたい

施策17 地域を結ぶ交通体系の整備

目標 日常生活において、もっと安心して移動できるようにしたい

施策16 広域・高速交通ネットワークの整備

目標

もっとスムーズに県内外を移動できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県都60アクセスプラン達成率	87.5% (平成22年度)	100%
生活圏域から高速ICへの30分アクセス達成率	84.2% (平成22年度)	94.7%
愛媛発着の旅客流動数	1,677 百万人 (平成21年度)	1,719 百万人
愛媛発着の貨物流動数	138,953 千t (平成21年度)	138,953 千t以上
松山空港の年間利用者数	2,310 千人 (平成22年度)	2,600 千人

現状と課題

本県にとって、高速道路は広域的な交流・連携や、地域活性化、緊急輸送などに不可欠ですが、その整備は、特に南予地域で遅れており、安全・安心な生活や救急医療等の不安を解消するまでには至っていません。

また、高速鉄道ネットワークの充実のために、本県がJR予讃線への導入を目指しているフリーゲージトレインは、岡山駅での乗換え解消による利便性向上や、輸送量増加などの効果が期待されており、平成23年度にJR予讃線において走行試験が行われていますが、鉄道輸送の高速化に向けたさらなる基盤整備や県民の理解促進が不可欠です。

さらに、松山空港からの航空路線は、景気低迷等による路線の再編もあり、現在は、国内線が東京線、大阪線、名古屋線、福岡線、鹿児島線、那覇線の6路線、国際線が、上海線、ソウル線の2路線と、合わせて8路線が運航していますが、引き続き、利用者ニーズに沿った航空路線の維持・拡充と利便性の高いダイヤ編成が求められています。

取組みの方向

県内産業の発展はもとより、県境を越えた広域的な交流・連携や、救急医療、災害時の緊急輸送にも必要不可欠な高速道路や地域高規格道路等の幹線道路網の着実な整備、港湾機能の強化、さらには、鉄道輸送の高速化や空港機能の拡充等を図ることにより、充実した広域・高速交通ネットワークを整備します。

主な取組み

1 高速道路等の整備・利便性向上

地域経済の活性化に不可欠な物流の効率化、救急医療や災害時の緊急輸送道路の確保、さらには、観光客の利便性向上などにつながる基盤として、高速道路の南予延伸など「四国8の字ネットワーク」の早期形成や今治小松自動車道の早期全線開通を図るほか、地域高規格道路(松山外環状道路、大洲・八幡浜自動車道等)の事業推進などにより幹線道路網の整備に努めるとともに、港湾機能の強化に取り組みます。

また、本四高速道路をはじめとする高速道路等が利用しやすくなるよう、引き続き利用料金の見直しを要望します。

2 鉄道輸送の高速化

鉄道輸送のさらなる高速化を計るため、将来の整備新幹線導入も視野に入れつつ、当面は、フリーゲージトレインのJR予讃線導入を目指すこととし、導入効果の向上にもつながる新線建設及び大規模な線形改良などについて、四国各県や県内沿線自治体など、関係機関と引き続き一体となって取り組むとともに、県民の理解促進と気運の醸成に努めます。

3 フェリー・旅客船航路の維持

環境負荷の低減につながるモーダルシフトの促進や、大規模災害時における緊急輸送手段の確保等の観点から、本県と関西・中国・九州方面を結ぶフェリー・旅客船航路の維持に努めます。

4 松山空港の機能強化

空の玄関口として、利用者の印象に残るよう県民総ぐるみでおもてなしの仕掛けづくりに取り組むとともに、利用者ニーズに応じた国内・国際定期航空路線の維持・拡充と利便性の高いダイヤ編成の実現に努めます。

また、空港と空港周辺地域の調和ある発展を図るために、生活基盤施設の整備をはじめとして、利便性向上に向けたアクセス道路等の整備を推進するとともに、震災に備えた液状化対策を推進するなど、災害に強い交通拠点としての機能確保を図ります。

施策 17 地域を結ぶ交通体系の整備

目標

日常生活において、もっと安心して移動できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
生活圏域 30 分アクセス達成率	96.8% (平成 22 年度)	98.6%
離合困難解消率	80.1% (平成 22 年度)	81.5%
過疎・離島地域の地域交通の路線数	572 路線 (平成 22 年度)	572 路線
県内の主要公共交通機関の年間輸送人員	43,077 千人 (平成 21 年度)	43,077 千人
県内輸送量に占める公共交通機関構成比	5.1% (平成 21 年度)	5.6%

現状と課題

高度経済成長期以降、我が国では多くの交通基盤が整備されてきましたが、本県では、生活道路網の整備が依然として遅れており、道路改良率は全国水準を大きく下回る状況にあります。

今後は、費用対効果のみならず、災害時や緊急時の社会基盤としての効果も勘案しながら、地域の実情に合った適切な生活道路網の整備に努める必要があります。

また、県内の公共交通機関は、モータリゼーションの急速な進展や、人口減少や高齢化に伴う利用者の減少に加え、高速道路料金施策の影響を受け、減便や路線廃止を余儀なくされており、県民の暮らしに欠かせない地域の公共交通を維持することが急務となっています。

取組みの方向

幅広い分野で地域間の交流・連携を支える県内道路網を整備するとともに、適切な維持管理に努めます。

また、鉄道・バス・離島航路など、地域住民の重要な交通手段となっている公共交通機関の維持に努めるほか、長期的な視点を持ちながら、交通体系の構築に取り組みます。

主な取組み

1 道路網の整備・維持

路線の重要度や整備効果に着目し、安心して快適な暮らしに必要な路線を中心に、県内の道路ネットワークの充実を図るとともに、上島架橋（岩城橋）の整備に必要となる調査に取り組みます。

また、道路のバリアフリー化や歩道整備を推進するほか、道路補修を住民や企業に委託するなど、効果的な維持管理のための新しい協働システムの構築に努めます。

2 鉄道・バス・航路など地域における生活交通の維持

国による支援策を十分に活用しながら、運営経費への支援や税制面での優遇などを行うとともに、地域交通の実情に応じたきめ細かな施策の充実や、関係者と連携した利用促進に努め、県民の生活の足として欠かせない JR 予土線などのローカル鉄道や過疎地域のバス路線、離島航路の存続を図ります。

3 公共交通を補う新たな交通システムの構築

高齢化が進み、交通弱者が増える中、地域における住民の足を確保するため、地域住民や企業、市町と連携しながら、コミュニティバスやデマンド交通（乗合タクシー）などの新たな交通システムの構築を目指します。

4 県民の暮らしに最適な交通体系の構築

公共交通を維持し、県民の移動手段を確保するとともに、人口減少や地球温暖化対策等の諸課題にも対応するため、将来の本県地域交通のあり方を検討し、日常生活や経済活動にとって最適な交通体系の構築を目指します。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 参画と協働による地域社会づくり

目指す方向

県民一人ひとりが、暮らしている地域の将来像を描き、それを実現するための課題に正面から向き合い、行政はもとより、NPO等や地域住民、企業など地域で活動する多様な主体と連携・協力して解決に取り組む活動を促進します。

また、男女が互いの個性と能力を十分に発揮しながら、社会の対等な構成員として責任を分かち合い、あらゆる人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

そして、県民がお互いに助け合い、支え合う地域社会の構築を目指します。

施策18 未来につなぐ協働のきずなづくり

目標 多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

施策19 男女共同参画社会づくり

目標 性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

施策20 人権が尊重される社会づくり

目標 互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

施策18 未来につなぐ協働のきずなづくり

目標

多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
NPO法人数(認定NPO法人を含む)	325 法人 (うち認定NPO法人1法人) (平成22年度)	450 法人 (うち認定NPO法人 現状より増加)
愛媛ボランティアネット会員登録数	2,956 会員 (平成22年度)	3,600 会員
地域づくり団体数(人口1万人当たり) (地域づくり団体全国協議会に登録している団体数)	1.73 団体 (平成22年度)	4.0 団体

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴い、就業形態や生活形態は大きく変化し、県民のニーズや価値観が多様化する中、行政だけでは、全てのニーズに的確に応えることが困難になりつつあります。

また、核家族化や都市化の進展に伴い、自治会や町内会等の地縁型コミュニティが担ってきた地域活動に参加する住民の割合は減少する傾向にあり、地域の絆の希薄化が問題となっています。

こうした中、NPO等の地域で活動する公益的な組織が、新しい公共の担い手として注目されています。

取組みの方向

地域が抱える様々な課題に県民一人ひとりが正面から向き合う意識を高め、地域課題の解決に主体的に取り組む担い手の育成を図ります。

また、NPO等が安定的・継続的に活動できるよう、組織力や財務力等の活動基盤の強化を支援します。

そして、地域で活動する多様な主体が連携・協力して課題解決を図り、絆を深めながら地域づくりに参画することができる協働ネットワークの構築に取り組みます。

さらに、市町や民間団体等が、自らの創意工夫により地域の一体的かつ自立的発展に向けた取組みを支援し、地域コミュニティの強化を図ります。

主な取組み

1 地域を結び、支える人材の育成

ボランティアやNPO活動への参加を促進し、子どもから大人まで多くの県民に様々な活動や交流を体験してもらうことにより、自主性・主体性を持って地域活動等に参加する気運を高め、自分たちが暮らす地域に誇りと愛着を持った人と人の絆を結び付ける人材の育成に取り組みます。

また、多様な主体と行政との協働の方向性を示し、県・市町職員の協働推進リーダーを養成するなど、職員の協働に対する意識の向上や地域活動への積極的な参加促進に努め、NPO等と行政との協働推進体制の強化を図ります。

2 地域課題に取り組む団体の活動基盤強化

NPO法人が安定的・継続的に活動できるように、「あったか愛媛NPO応援基金」を活用して助成するなど、活動基盤の強化を支援するとともに、NPO法人の情報公開や寄附環境の整備、企業の社会貢献活動を促進し、地域で多様な主体が助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます。

また、NPO等やボランティア団体、自治会をはじめとする地縁団体、学校、公民館等の社会教育機関、企業等を機能的につなげていく中間支援組織の機能強化を図るとともに、NPO等や中間支援組織を広域的・専門的に支援することができる仕組みを整備し、協働ネットワークの構築を推進します。

3 個性あふれる地域づくり

自らの創意工夫により、地域の活性化に取り組む市町や地域づくり団体の活動を支援するとともに、ビジネス的手法も取り入れた地域課題の解決方策や地域雇用の創出につなげます。

施策19 男女共同参画社会づくり

目標

性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県審議会等における女性委員の割合	41.4% (平成23年度)	40%以上
「男女共同参画社会」という言葉を知っている県民の割合	66.4% (平成21年度)	100%
仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	39.5% (平成22年度)	39.5%以上

現状と課題

女性の社会進出は進んでいますが、様々な意思決定の場への参画は十分とはいえず、依然、「男性は仕事、女性は家庭」等のように性別を理由として役割を分ける固定的性別役割分担意識も根強く残っているほか、配偶者等からの女性に対する暴力が社会問題となっています。

また、本格的な人口減少社会の到来や景気の低迷など、社会経済情勢が大きく変化する中、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が家庭生活と仕事や地域活動を両立できる環境づくりが必要となっています。

取組みの方向

社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進するとともに、行政・民間部門の意思決定の場への女性の参画拡大を促進します。

また、あらゆる暴力(身体的、性的、心理的暴力等)の根絶に向け、ドメスティック・バイオレンス(DV)の未然防止や被害者対策の充実等に取り組むとともに、女性の就業・起業を支援します。

主な取組み

1 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進週間における普及啓発活動の強化や、県審議会等への女性委員の登用等に努めるほか、市町や関係団体、企業、学校等とのネットワークの強化を図り、男女共同参画を推進する上での地域課題の検証や解決に向けた取組みを進めます。

2 県男女共同参画センターの機能拡充

性別や就業の有無にかかわらず幅広く県民のニーズに対応した学習機会を提供するなど、県男女共同参画センターの機能拡充に努めるとともに、同センターと市町関連施設との連携強化を図り、地域活動をはじめとする様々な分野への女性の参加促進と自己実現に向けた活動支援に取り組めます。

3 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力の根絶に向け、若年層に対する普及啓発を一層推進するなど、DV等を許さない社会的認識を徹底するほか、被害者に対する相談・保護体制を充実するとともに、メディアにおける性・暴力表現について、人権に配慮した自主的取組みを促進します。

4 女性の就業・起業支援

えひめ女性のチャレンジ支援サイトを活用した情報提供等により、退職した女性の再就職や起業を希望する女性の支援に努めるとともに、女性が将来像を描く際に参考となる事例(ロールモデル)の普及啓発に取り組み、自分の個性や能力を活かせる主体的な進路選択を促進します。

施策20 人権が尊重される社会づくり

目標

互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
人権問題に関する研修・講座等の受講者数	16,497人 (平成22年度)	16,500人以上
人権・同和教育研究大会への参加者数	2,182人 (平成22年度)	3,000人
人権問題に関する指導者研修等の受講者数	1,418人 (平成22年度)	1,800人

現状と課題

私たちの周りには、女性や子ども、高齢者、障害者への人権侵害や同和問題など、様々な人権課題が存在しています。

また、近年、家庭内での暴力や虐待、インターネット上の誹謗中傷など、新たな問題も発生しており、人権課題は複雑多様化しています。

このため、新たな人権課題への対応や相談・支援体制を一層充実させるとともに、県民一人ひとりが自らの問題として捉え、誰もがかけがえのない存在として共に生きることの大切さを認識する必要があります。

取組みの方向

県民一人ひとりが多様な生き方を否定されることなく、相手の立場に立って考え、行動することにより、互いの人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

また、誰もが地域社会を構成する一員として、あらゆる分野に自由に参画でき、多様な文化や価値観等を認め合いながら共に安心して暮らすことができるよう、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害に対して、迅速かつ適切に対応できる相談体制やネットワークの整備に取り組みます。

さらに、国内外の状況を適切に把握しながら、重要課題における問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

主な取組み

1 人権教育・啓発の推進

あらゆる差別や偏見を解消するために、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進し、教職員をはじめとする人権教育の指導者を育成するなど、県民一人ひとりが人権の意義や重要性について生涯にわたり継続した学習ができる環境の整備に努めます。

また、差別をなくする強調月間を中心に講演会や広報媒体等を活用した啓発活動を実施し、県民の人権意識を高めます。

2 人権課題に対する相談・支援体制の強化

県民が安心して気軽に相談できるように、県人権啓発センターを総合的な人権相談窓口として体制を整備するとともに、人権に関する研修会の開催や映像ソフトの貸出しを行うなど、県民の人権啓発活動を支援します。

また、国や市町、NPO等の民間支援団体と連携・協力しながら、相談活動の充実・強化に努めます。

3 重要課題への取組み強化

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者、犯罪被害者、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題等の重要課題について、国内外の状況を適切に把握しながら、それぞれの固有の問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 支え合う福祉社会づくり

目指す方向

高齢者や障害者を含め、誰もが個性を發揮しながら、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ニーズに応じた適切な福祉サービスの提供に努めます。

また、気軽に相談できる場所が身近なところにあり、地域の仲間と一緒に不安や孤独を解消することができる地域づくりを進めます。

そして、県民同士が支え合いながら暮らし続けることができる福祉社会の形成を目指します。

施策2 1 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

目標 高齢者が住み慣れた地域で自立し、健康で活動的に生活できるようにしたい

施策2 2 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり

目標 障害者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

施策2 3 地域福祉を支える環境づくり

目標 もっと安心して福祉サービスを受けられるようにしたい

施策 2 1 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

目標

高齢者が住み慣れた地域で自立し、健康で活動的に生活できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
寝たきり高齢者出現率	5.61% (平成 23 年度)	6.15%以下
要介護認定を受けていない人の割合	80.09% (平成 23 年度)	79.36%以上
訪問介護などの居宅サービス利用者の割合	72.51% (平成 23 年度)	73.50%以上
県内老人クラブ会員数	101,225 人 (平成 23 年度)	102,000 人

現状と課題

本県でも、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えるなど一層の高齢化が進み、高齢者人口がピークを迎える平成 32 年には、ほぼ 3 人に 1 人が高齢者となる見込みです。

このように高齢化が進展する中で社会の活力を維持するためには、安心して利用できる介護サービスの確保、特に、認知症高齢者の増加、要介護度の重度化などへの対応が課題となっています。

また、核家族化の進展や地域コミュニティの弱体化などの様々な要因により、社会から孤立する高齢者は増加するおそれがあり、地域社会の崩壊を象徴する孤独死や高齢者虐待に対する行政的的確な対策が求められています。

取組みの方向

高齢者が能力に応じ自立し、健康で活動的な生活を送ることができるよう、高齢者の知識や経験を活かせるフィールドづくりを推進し、生きがいづくり等にも通じる社会参加を促進します。

また、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進め、地域全体で高齢者を支える社会づくりを推進します。

さらに、地域ごとのニーズに即したサービス提供や公平・公正な要介護認定など、安心して年齢を重ねることができる介護サービスの提供に向けた取組みを強化します。

主な取組み

1 健康で活動的な高齢者による長寿社会づくり

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう介護予防の取組みを推進し、特に、増加が予想される高齢者の認知症の予防と早期発見に努めるほか、地域における支援体制の構築や認知症疾患医療センターの整備など、保健・医療・福祉の連携体制を整備して、質の高い認知症ケアの提供に努めます。

さらに、各種セミナーの開催等にも取り組み、高齢者が住み慣れた地域を支える貴重なマンパワーとして活躍できる長寿社会づくりを支援します。

2 地域で共に生き、支え合う社会づくり

市町と連携しながら、医療、介護、予防や生活支援などの必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に取り組みます。

また、住民参加型のケア体制を確立するため、県在宅介護研修センターにおいて実践的な研修を実施するほか、高齢者の社会的な孤立を防ぐため、近隣住民やボランティア、民間事業者などの地域の多様な主体による重層的な見守りサービス等、災害時の要援護者支援や高齢者の虐待防止にも効果的に機能する地域社会づくりに向けた取組みを支援します。

3 安心して年齢を重ねることができる介護サービスの提供

利用者のニーズに応じた介護サービスの提供や、安全・安心に配慮した施設の計画的な整備はもとより、介護保険制度の信頼感を高めるため、市町と連携しながら介護給付の適正化を強力に推進するほか、医師及び介護従事者等に対する研修や、県在宅介護研修センター等における介護ボランティア等への研修を実施します。

4 高齢者の豊かな経験や知識を活かすことができる社会づくり

積み重ねてきた豊かな経験や知識を活かしたい高齢者が、世代間で助け合い支え合いを進めながら、子育て支援をはじめとする様々な地域活動の重要な担い手として活躍することができる社会づくりを進めます。

施策 2.2 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり

目標

障害者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
施設入所から地域へ生活の場を移した人数(率)	263 人(11.6%) (平成 22 年度)	平成 23 年度中に策定する第 3 期県障害福祉計画に基づき設定
障害者相談支援専門員資格取得研修修了者数	302 人 (平成 22 年度)	530 人
民間企業における障害者雇用率	1.69% (平成 22 年度)	1.80%

現状と課題

県内では、身体・知的・精神などに障害のある者が増加するとともに、障害の重度化や重複化、障害者及び介護者である家族の高齢化などの多くの課題が顕在化する傾向にあり、また、発達障害や高次脳機能障害など、複雑多様化する障害に対する総合的な支援も求められています。

加えて、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備をはじめとする制度改革に対応するため、障害福祉サービスのさらなる充実と地域基盤の整備が急務となっており、障害者が、その人らしく暮らしながら社会参加できる環境整備を関係機関と連携して総合的に支援する必要があります。

取組みの方向

障害者自身が、社会の構成員の一員として主体性・自立性を持ち、自ら選択した地域に居住しながら自立した日常生活を営むだけでなく、その能力を十分発揮して生きがいを見つけ、積極的に社会活動に参加することができるよう、市町等関係機関と連携しながら、質の高い障害福祉サービスの提供及び提供体制の充実を図るとともに、障害者の虐待防止をはじめとする権利擁護の体制整備、さらには、地域における災害時の支援体制の整備促進に努めるなど、安心して生活できる環境づくりを推進します。

また、障害者が意欲を持って仕事に就けるよう、労働関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した就労支援を強力に推進します。

主な取組み

1 障害者が自立できる地域社会づくり

地域自立支援協議会を核とする相談・支援機能を強化・拡充するとともに、相談支援事業者を対象とした各種研修の充実や、障害者虐待防止対策を講じるなど、障害者の自立に向け、質の高い障害福祉サービスを提供できる人材育成、環境整備に努めます。

また、障害者が必要な支援を受けながら地域で自立した生活ができるよう、活動を支援するボランティアの確保や、地域住民への理解を深める普及啓発活動を推進するとともに、障害の特性にも配慮した災害時支援対策を講じるなど、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを促進します。

2 障害者の社会参加

障害者のあらゆる分野への活動参加機会が確保されるよう、障害に対する幅広い理解促進に努めるほか、障害者の性別や年齢、障害の状態に配慮し、当事者の意向を尊重した教育の実施、また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツまたはレクリエーションを行うことができる、障害者の生きがいがいづくりにもつながる施設や環境の整備を推進します。

特に、スポーツを通じた障害者の社会参加意欲を高めるため、平成 29 年度に本県で開催予定の「全国障害者スポーツ大会」に向け、人材育成や競技力向上などの諸準備を進めます。

3 障害者の就労支援

障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用や保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成するとともに、職場への適応に課題を有する障害者への援助者の派遣や障害者の態様に応じた職業訓練の実施など、きめ細かな職業相談・職業訓練・職業紹介及び職場定着支援を推進します。

また、事業主には、障害者雇用への理解を求めるほか、実績のない企業等にとって障害者雇用のきっかけとなる取組みを進め、障害者の多様な就業機会を確保するとともに、個々のニーズに応じた一般就労を促進することにより、障害者の経済的自立を支援します。

施策23 地域福祉を支える環境づくり

目標

もっと安心して福祉サービスを受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
社会福祉施設等従事者数	6,738人 (平成21年度)	6,800人
民生児童委員1人当たりの平均相談・支援件数	33件/人 (平成21年度)	34件/人

現状と課題

急速な少子化や核家族化の進展に伴い、これまで家族が担ってきた介護や子育てなど、家庭内の支え合い機能が弱体化する傾向にあります。

さらに、住民意識の変化により、地域における人と人とのつながりも希薄化し、無縁社会がクローズアップされるなど、コミュニティの弱体化が地域全体の深刻な問題となっています。

様々な情報が氾濫する現代社会で、利用者が自らの判断で質の高い福祉サービスを選択し、受けられるようにするためには、人材の育成・定着化の推進等により福祉サービスの質を高めることや、事業者の情報公開及び第三者機関による専門的かつ客観的な評価制度の適切な運用が不可欠となっています。

また、利用者の安全・安心を確保するため、地域福祉の活動拠点である社会福祉施設等の適正な維持管理が求められています。

取組みの方向

生活保護受給者に対する就労支援やホームレス等貧困・困窮者への相談支援など、適切なセーフティネットの構築に加え、人と人とのつながりの再構築を担う人材育成を図ります。

また、社会福祉事業に関する情報等の積極的な公表や第三者評価の適正な運用に加え、従事者の資質向上や人材確保に努め、福祉サービスの質の向上等を図るとともに、社会福祉施設等の整備を促進するなど、地域のニーズに応じた福祉コミュニティの形成に努めます。

主な取組み

1 地域で活躍する人材の育成

地域で活躍する人材を育成し、求められるマンパワーを確保するとともに、その人材をつなぎ合わせるネットワークの構築に努めるなど、支援体制の強化を図ります。

2 質の高い福祉サービスの提供

地域福祉を支える福祉事業従事者の処遇改善や福祉施設等の職場環境の整備を促進するとともに、市町や関係機関と連携した専門性を高めるきめ細かな研修事業を実施するなど、質の高い地域福祉を担う人材の育成・定着化を推進します。

また、必要とする福祉サービスを多様な事業者の中から比較・検討して、利用者やその家族が適切に選択できるよう、事業者の情報公開を促進するとともに、福祉サービス第三者評価事業のさらなる充実を図り、質の高い福祉サービスを確保しながら、利用者の安心感・満足感の向上に努めます。

3 社会福祉施設等の整備促進

地域のニーズに的確に対応するため、社会福祉施設等の計画的な整備を促進するとともに、地震や火災といった災害発生時の安全・安心の確保に向け、既存施設の防災対策等の強化を図ります。

4 福祉コミュニティへの参画促進

地域住民が取り組む福祉コミュニティづくりを総合的にコーディネートできる人材を育成するとともに、市町や社会福祉協議会、企業、各種団体等の関係機関との連携・情報共有を図りながら地域のニーズに合った情報を発信することにより、県民の福祉コミュニティへの自発的参画を促進します。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 健康づくりと医療体制の充実

目指す方向

県民誰もが、栄養・運動・休養のバランスが取れた生活を送り、「自分の健康は自分で守り、つくる」という強い気持ちで取り組む、自発的な健康づくりを促進します。

また、けがや病気になったときでも、住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療を受けることができる地域完結型の医療提供体制の整備や、限りある医療資源を最大限に有効活用した救急医療体制の充実・強化、医薬品等の安全対策等に努めます。

そして、県民誰もが生涯にわたって健やかに暮らすことのできる社会の実現を目指します。

施策24 生涯を通じた心と体の健康づくり

目標 もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

施策25 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

目標 もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

施策26 救急医療体制の充実

目標 どこにいても迅速に救急医療を受けられるようにしたい

施策24 生涯を通じた心と体の健康づくり

目標

もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
75歳未満のがん死亡者数(人口10万人当たり)	男性 110人 女性 60人 (平成21年)	男性 102人 女性 56人 (平成26年)
65歳未満で死亡する人の割合	男性 18.1% 女性 8.7% (平成22年)	男性 16.0%以下 女性 7.0%以下 (平成26年)
難病患者(130疾患)のうち相談等の支援を受けている割合	43.0% (平成22年度)	70.0%

現状と課題

衛生状態の改善や医療提供体制の整備等により、県民の平均寿命は伸びているものの、介護を要する状態にある高齢者は年々増加する傾向にあります。

また、栄養の偏りや運動不足等に起因する生活習慣病が増加しており、健全な食生活の実践と適度な運動による生活習慣の改善が求められています。

そして、生活習慣病の一つである「がん」は、県民の死亡原因で最も多く、約3割(平成21年)を占めており、早期発見・早期治療を目的とするがん検診の受診率向上が、喫緊の課題となっています。

加えて、自殺者数は減少傾向にあるものの、年間300人前後で推移し、うつ病などの精神疾患患者数も増加する中、心の健康を維持増進するための取組みが重要性を増しています。

取組みの方向

県民の主体的な健康づくりを推進するため、健康づくりの目標を設定し、県民自らが行う健康管理を支援するとともに、それをサポートする社会環境づくりを進めるなど、一人ひとりの状態に応じた健康づくりの支援や、心身ともに健康でいきいきと暮らすための食育の推進に努め、生涯を通じた生活習慣病等の疾病予防の取組みを強化します。

また、がん検診の受診率向上につなげる普及啓発に努め、がん患者や家族に対する精神面や生活面での相談機能を強化するなど、がんと向き合い、がんに立ち向かう人々を支えるサポート体制の構築を図ります。

さらに、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や関係機関の連携強化をはじめ、心の健康づくりに向けた各種の対策を総合的に推進します。

主な取組み

1 県民参加型の健康づくり

栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ(喫煙)など、重点テーマを定めて健康づくりキャンペーンを実施するなど、県民参加型の健康づくり運動を展開し、県民一人ひとりの健康に対する意識を高めます。

特に、栄養・食生活についての正しい理解を促進するため、家庭や学校、地域等それぞれの役割に応じて、県民のライフステージにあった食育を推進します。

2 生活習慣病に対する自発的取組みの促進

健康的な生活習慣を身に付けるため、積極的な情報提供や普及啓発等に取り組み、県民一人ひとりが自発的に生活習慣病対策に取り組む気運の醸成を図ります。

また、県・市町が実施する普及啓発事業と企業が従業員向けに実施する健康教育、健康相談をマッチングするなど、地域保健と職域保健が連携しながら生活習慣病の予防効果が高い世代を中心とした、重点的かつ効果的な保健指導を実施します。

3 歯と口腔の健康づくり

歯科保健に関する啓発イベントや研修会の開催、歯科検診や歯科保健指導・相談等を行うことにより、県民の関心と理解を深め、全身の健康づくりに大きく関わる歯と口腔の健康づくりを推進します。

4 総合的ながん対策の推進

県民一人ひとりが、がん検診の必要性を理解し、自発的な予防や早期発見に取り組むことができるよう、正しいがん予防知識の普及啓発を強化するとともに、検診の実施主体である市町等と連携し、受診機会の拡大を図るなど、がん検診の受診率向上に努めます。

また、がん患者一人ひとりの病状に応じた医療を提供するため、医療機関相互の連携を強化するとともに、自宅で質の高い治療を受けながら、家族と共に患前と同様の環境で生活を送れるサポート体制を構築するなど、がん患者の視点に立った対策を推進します。

5 心の健康づくりの推進

県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問指導等を実施するとともに、関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対策やひきこもり対策などの心の健康の維持増進に積極的に取り組みます。

施策25 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

目標

もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
医療施設従事医師数(人口10万人当たり)	234.3人 (平成20年度)	255.6人
県の医師確保奨学金貸与生の人数	57人 (平成23年度)	115人
県内の医薬分業率	42.2% (平成21年度)	60.0%

現状と課題

身近な地域で質の高い医療を受けたいという県民ニーズや、医療安全、終末期医療に対する関心が高まる中、患者が医療機関や治療方法に関し十分な情報を得ることができる環境づくりが求められています。

また、全国的に医師不足が深刻化する中、県内でも病院の診療科の休止・廃止が相次ぐなど、地域医療を取り巻く環境は、かつてない厳しい状況に直面しており、誰もが安心して良質な医療を受けられる体制づくりに向け、医療制度の抜本的な改革が急務となっています。

加えて、看護師等の需要も増加しており、結婚、出産・育児等を契機とした離職に対応するため、働き続けられる環境整備や再就業を促進し、医療従事者の確保・定着対策を推進する必要があります。

また、全国平均に比べ低い医薬分業率の向上を図るとともに、医薬品製造業者・薬局等に対する監視指導の強化等を通じて、医薬品等に関する一層の安全の確保が求められています。

取組みの方向

愛媛大学や関係機関等と連携して、医師確保対策を強力に推進するとともに、院内感染対策や医薬品等の安全管理はもとより、適切な医療情報の公開を推進するなど、地域医療の安全性向上と信頼確保を図ります。

また、限られた医療資源を有効に活用しながら、将来にわたって持続可能な医療制度の確立に努めるとともに、県民誰もが、一貫した治療方針の下、適切な医療を不安なく受診できる地域医療提供体制の整備を推進します。

主な取組み

1 医師等確保対策の推進

地域医療を担う医師の養成に向けて、奨学金制度や寄附講座等の効果的な運営に努めます。

特に、奨学生を、地域医療に貢献できる高いモチベーションと能力を持った医師として育成するとともに、将来、地域や診療科、医療機関ごとの医師不足の状況に応じて適正配置するため、愛媛大学との連携の下、医師としてのキャリア形成を支援しながら、救急医療等の政策医療を担う地方の公立病院等に効果的に配置することができるきめ細かな人事管理・支援システムを構築します。

併せて、医療従事者の離職防止と復職促進に向けて、病院内保育施設等の整備・運営を支援するとともに、離職中の潜在的な医療従事者が復職しやすい環境整備に努めます。

2 医療情報等の適切な提供

県民が適切な医療機関を選択できるよう、えひめ医療情報ネット等を活用した効果的な情報提供を進めます。

また、セカンドオピニオンの正しい理解やインフォームド・コンセントの徹底を促進するための普及啓発を推進し、医療の主役である患者一人ひとりの視点に立った地域医療を確立します。

3 切れ目のない医療提供体制の整備

初期医療から、入院を主体とする二次医療、高度・特殊・専門的な医療を担う三次医療に至るまで、重層的な医療提供体制の整備を推進するとともに、医療連携の円滑化や診療の継続性の確保、効率化が期待される地域連携クリティカルパスや電子カルテ等の普及を強力に推進し、安心して質の高い医療が受けられる医療連携体制の整備を図ります。

また、県内全ての二次医療圏における地域医療支援病院の整備等を推進するとともに、患者一人ひとりの在宅医療をサポートする体制の強化を図るなど、切れ目のない地域医療の提供に努めます。

4 県民の安心の拠り所となる県立病院の実現

建替え中の県立中央病院は、県民医療の基幹病院として、救命救急センター及び総合周産期母子医療センターの機能の充実と集約により県内全域をカバーするとともに、屋上ヘリポートを整備するなど災害基幹拠点病院としての機能充実を図ります。

また、それぞれの県立病院が県内地域医療の核として、一般医療の確保や二次・三次の救急医療の提供はもとより、がん疾患等の高度医療や骨髄移植等の特殊医療などの高度先進医療の提供に努めるとともに、地域に不足する医療の補完や医療レベルの確保を図るなど、県民医療の確保とさらなる質の向上に努めます。

5 医薬品等の安全対策

医薬品等に関する安全確保を図るため、医師会や薬剤師会等関係団体の協力の下、医薬分業率の向上に取り組みます。

併せて、医薬品製造業者や薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を強化することで、薬事法等関係法令の遵守を徹底し、県民の安全確保を図ります。

施策 2.6 救急医療体制の充実

目標

どこにいても迅速に救急医療を受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
救急患者の管外搬送率	14.3% (平成 22 年度)	14.0%
救急隊の救急救命士運用率	77.2% (平成 22 年度)	90.0%
二次救急医療機関の耐震化率	43.3% (平成 21 年度)	80.0% (平成 27 年度)

現状と課題

過疎化の進展に伴う病院数の減少や、近年の医師不足等により、救急医療サービスに地域間格差が生じています。

また、救急出動件数や搬送人員数が増加し、救急搬送において医療機関収容までに要する時間が増加する傾向に加え、安易な時間外受診（いわゆる「コンビニ受診」）の増加により、救急医療現場の疲弊が進むなど、真に救急対応が必要な患者への救急医療に支障を来すおそれが増大しています。

加えて、南海地震や伊方原子力発電所の事故などにより、通常の医療体制が十分に機能しない不測の事態においても、適切かつ迅速に対応できる災害医療体制を整備するとともに、救急医療に関する正しい知識に基づいて適切な行動をとることができる人材の育成を推進する必要があります。

取組みの方向

傷病の程度に応じて適切な救急医療が受診できるよう、初期、二次、三次の重層的な救急医療体制を構築するとともに、救急医療に携わる人材の養成や研修の充実を図ります。

また、医療機関と消防機関の一層の連携を図り、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施に努めます。

さらに、災害医療体制が迅速かつ有効に機能するよう、市町や医療関係機関、防災関係機関等との連携による総合的な医療救護活動訓練を実施するとともに、研修等を通じて、災害医療従事者の対応力向上を図るなど、一層の底上げに取り組みます。

主な取組み

1 重層的な救急医療の提供

市町間の連携・協力体制をコーディネートするとともに、地域のニーズに応じて消防防災ヘリのドクターヘリ的運用を行うなど、広域的な救急搬送体制の確立に努めます。

また、医療機関の相互連携と役割分担を推進し、初期医療機関から二次、三次へと円滑に機能する救急医療体制を構築します。

2 救急搬送体制の充実

救急救命士の養成を図り、救急車への搭乗率の向上を促進するとともに、救急救命士が行う気道確保や薬剤投与などの特定行為に対するメディカルコントロール体制の充実を促進するなど、救急搬送体制の充実を図ります。

3 災害時に適切かつ迅速に対応できる医療体制の整備

地域の実情に応じた災害医療体制の構築に向けて、関係機関がそれぞれの機能や役割を理解し、一層の連携強化が図られるよう努めます。

特に、災害時における多数傷病者の受入れを想定した研修、訓練を実施し、対応力の強化を図ります。

また、建物の耐震化や、災害に対応できる施設・設備等の整備、防災マニュアルや避難計画の作成、避難訓練の実施や災害時機能の点検・評価など、災害時においても医療提供機能を維持するための体制整備に努めます。

さらに、災害派遣医療チームや救護班等の育成と運用体制の強化を図ります。

4 災害拠点病院の機能強化

災害医療の中核を担う災害拠点病院の拠点機能の強化に向けて、施設・設備等の整備を促進するとともに、災害発生時には、民間企業や関係団体等との連携を図り、医薬品、水、電気、食料などの確保やライフラインの優先的、迅速な復旧に努めます。

また、災害拠点病院を核とした医療機関相互の支援体制を構築するとともに、医療関係機関と防災関係機関等が一体的・効率的な医療救護活動を展開するためのネットワークづくりに取り組みます。

5 救命救急時における県民行動力の強化

毎年9月9日の救急の日における普及啓発や、消防機関と連携したA E Dの操作方法等を習得する救命講習会等を通じて、救命率向上に資する人材の育成に努めます。

また、愛媛の救急医療を守る県民運動を推進するとともに、輪番制病院の周知や軽症患者の初期救急医療機関での受診徹底、救急車の適正利用を図り、救急利用の適正化と医療機関の負担軽減を図ります。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 快適で魅力あるまちづくり

目指す方向

やすらぎのある緑豊かな住環境の整備を推進するとともに、既存の都市機能を有効に活用した、コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、周辺環境と調和した美しい景観や町並みの形成に努めます。

また、ICT環境や情報通信サービスを活用した新たなビジネスモデルや生活スタイルの構築を推進するなど、個性豊かで利便性の高いまちづくりを進めます。

そして、誰もが快適に暮らせる、魅力ある生活空間の形成を目指します。

施策27 快適な暮らし空間の実現

目標 もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

施策28 ICT環境の整備

目標 パソコンや携帯電話などを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

施策 2.7 快適な暮らし空間の実現

目標

もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
街路整備密度	1.36 km/km ² (平成 21 年度)	1.45 km/km ²
景観計画策定数	5 件 (平成 22 年度)	20 件
県営都市公園の利用者数	2,984 千人 (平成 22 年度)	3,040 千人
耐震性を有する住宅ストックの比率	71.4% (平成 20 年度)	80.0%

現状と課題

職住分離やモータリゼーションの進展などにより、県内の多くの都市で住宅や商業施設、病院の郊外立地が進み、中心市街地は空洞化によりにぎわいを失う一方、高齢化社会を迎え、買い物や通院に支障を来す交通弱者が増加するなど、様々な問題が生じています。

全国一律の基準によるまちづくりへの反省から、本県では、全ての市町が景観行政団体となっており、住民との協働による良好な景観形成を図りながら、地域特性を活かしたまちづくりを進めています。

一方、本県の街路改良率や街路整備密度は全国平均を大幅に下回り、地震・火災時の救助消火活動の支障となったり、渋滞・事故の発生につながることから、人家密集地区での街路整備が急務となっています。

取組みの方向

コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、緑豊かで周辺環境と調和した景観や町並みの形成に向けて、災害時の緊急利用も想定される街路や公園の整備、良質な住宅の維持確保など、快適な生活環境の整備に努めます。

また、JR 松山駅付近連続立体交差事業を始め、地域の都市機能充実と地域全体の活性化に配慮した、市街地の再開発を含む総合的なまちづくりを推進します。

主な取組み

1 快適に暮らせる市街地の整備

公共施設などの郊外移転を抑制し、既存施設の用途変更を検討するなど、今ある都市機能を有効活用しながら、さらなる機能集積を促進することで、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指します。

また、地域特性を活かしたまちづくりや歴史的な町並みの保存などを促進し、良好な景観の形成を推進します。

さらに、幹線道路における交通渋滞や歩行者の危険解消と、交通の円滑化による環境負荷の低減を図るため、街路や松山外環状道路の整備などにより、快適で魅力あるまちづくりを推進します。

2 都市公園の整備

都市公園は、レクリエーションのほか、良好な都市環境の保全や景観の形成、都市の安全性確保など、多様な機能を有する施設であることから、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の誰もが安全で安心して利用できるよう施設の整備・維持管理を推進します。

3 良質な住宅の維持・確保

既存の県営住宅を計画的に改善・建替えることにより、高齢者や障害者等に配慮した良質な公的住宅ストックの形成に努めるとともに、民間住宅の耐震化を促進するなど、良質な住宅の維持・確保を図ります。

4 JR松山駅周辺における都市整備

JR松山駅付近において、鉄道と道路との立体交差化により踏切をなくし、交通混雑や踏切事故を解消します。

また、駅周辺が陸の玄関口にふさわしい魅力ある姿になるように松山市が行う土地区画整理事業、関連街路事業と一体的な市街地整備を行い、都市機能の充実した都心の形成を景観にも配慮しながら推進します。

施策28 ICT環境の整備

目標

パソコンや携帯電話などを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
ブロードバンド契約の世帯普及率	50.7% (平成22年度)	90.0%
法人二税の電子申告率	34.66% (平成22年度)	60.00%

現状と課題

これまで、情報化の遅れた地域を対象に高度情報通信基盤の整備を推進してきた結果、99.9%の世帯でブロードバンド利用が可能となりましたが、残る山間部や島しょ部等の過疎地域等における世帯との情報格差の解消が課題になっています。

一方で、実際にブロードバンドを利用している世帯は50.7%にとどまり、整備された高度情報通信基盤の利活用が遅れています。

今後、ICTの利活用による便利で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、利活用を推進する人材育成及び県民生活や地域活性化に役立つ新たなサービスの提供が求められています。

取組みの方向

インターネットサービス等をいつでも、どこでも、誰でも使えるよう、高度情報通信基盤の整備を進め、地域における情報格差の是正を図るとともに、地域でのICT利活用を支援する人材の育成など、ICT普及のための環境整備を推進します。

また、豊かな県民生活の実現に向け、医療福祉や防災防犯、産業、教育、環境などの各分野におけるICTの利活用を促進するほか、各行政機関と連携しながら県民本位の効率的な電子行政の実現を目指します。

主な取組み

1 高度情報通信基盤の整備

ブロードバンドネットワークをはじめとする高度情報通信基盤の整備を推進し、情報格差の解消を図るとともに、超高速ブロードバンドサービスやクラウドコンピューティングの利活用など新たな情報化社会へ対応できる基盤整備に取り組みます。

また、地域活性化や安全・安心の確保に不可欠な携帯電話等の不通話地域を解消するため、携帯電話等のエリア整備を促進し、地域の情報化を推進します。

2 地域のICT利活用を促進する人材育成

行政や大学、企業、地域社会が連携し、地域社会におけるICT利活用の普及促進を支援する人材を育成するセミナー等を開催するとともに、受講者の活発な活動につながるネットワークづくりを支援するなど、地域のICT利活用を促進します。

3 情報通信技術を活用した新たな取組み

高度情報通信ネットワークにより、距離を超えた対面型コミュニケーションが低コストで可能となったことから、学校や自宅のICT環境を活用した新しい教育システムの構築や、遠隔医療や電子カルテ等による効率的な医療サービスなど、ICTの特長を活かした新たなサービスの実用化に向けた検討を進めます。

4 県民本位の効率的な電子行政の実現

県民や企業等が行政機関に対して行う各種申請・届出等の手続を、ICTを活用して便利で安全に行えるなど、質の高い行政サービスの提供体制を構築します。

また、各行政機関が連携した情報システムの構築や、個人情報保護・情報セキュリティ対策の強化など、電子行政基盤の高度化を図ります。

えがお

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 安全・安心な暮らしづくり

目指す方向

食の安全性や水資源の確保、悪質商法等の被害防止など、生活者の立場に立った安全・安心な暮らしを確保するとともに、交通安全や防犯に対する意識を高め、地域が一体となった交通事故と犯罪の起きにくい社会づくりに努めます。

また、警察活動の基盤や原子力発電所の安全・防災対策の強化に取り組みます。

そして、日常生活全般にわたり、誰もが安心して安全に暮らせる社会の実現を目指します。

施策29 消費者の安全確保と生活衛生の向上

目標 もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

施策30 水資源の確保と節水型社会づくり

目標 水不足の不安を解消したい

施策31 交通安全対策の推進

目標 交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

施策32 犯罪の起きにくい社会づくり

目標 犯罪被害者を一人でも少なくしたい

施策33 原子力発電所の安全・防災対策の強化

目標 原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

施策 2 9 消費者の安全確保と生活衛生の向上

目標

もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
県消費生活センターにおける相談解決率 (解決には助言、情報提供を含む)	99.8% (平成 22 年度)	100%
家畜の監視伝染病発生件数	41 件 (平成 22 年度)	40 件以下
生産段階における農畜産物の残留農薬等の安全性確保達成 状況	100% (平成 22 年度)	100%
県食品表示ウォッチャーのモニタリング結果に基づく不適 正な食品表示の割合	20.0% (平成 22 年度)	0%
食中毒の発生件数の全国での相対的位置 (人口 10 万人当たりの発生件数、全国平均を 1.0 とする)	1.02 (平成 22 年度)	1.00 以下

現状と課題

規制緩和やインターネットの普及により、商品やサービスの購入方法が多様化するなど、生活の利便性が高まる一方、高齢者や若者を中心に架空請求やキャッチセールスをはじめとする悪質商法等の被害が増加し、その内容も複雑多様化しています。

また、食品偽装表示や輸入農産物の残留農薬問題、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の全国的な発生などにより、食への信頼性が低下する中、食の安全・安心確保に向けた取組みが求められています。

さらに、日常生活に密着した理美容所、公衆浴場等の生活衛生施設における衛生水準の維持・向上を図るとともに、ペット等の迷惑防止のため、飼主への適正飼養に関する普及啓発等の強化が必要です。

取組みの方向

県民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関と連携・協力しながら、消費生活に関する相談体制の充実や悪質商法等の消費者トラブルの未然防止に取り組むとともに、食品の生産から消費に至るまでの各段階における監視指導等に努め、食に対する県民の不安解消を図ります。

また、生活衛生施設を安心して利用できる状態に保つとともに、人と動物が共生する豊かな地域社会の構築に努めます。

主な取組み

1 消費生活の安定・向上

消費生活相談員のスキルアップや市町との連携強化により、県消費生活センターと市町相談窓口の体制の充実に努めるとともに、消費者被害の発生拡大防止のため、高齢者・障害者等見守りネットワークの活性化を図ります。

また、消費者が自主的かつ合理的に商品・サービスを選択できるよう、消費者問題に関する学習機会と情報の提供を積極的に行うなど、消費者教育や啓発の充実に努めるとともに、悪質事業者に対する効果的な指導・処分の実施等に取り組み、消費生活の安定・向上に努めます。

2 食の安全・安心の確保

食の安全・安心に関して正確で分かりやすい情報を提供し、相談体制を充実するほか、リスクコミュニケーション等を通じた関係者相互の理解を深めるとともに、エコえひめ農産物の生産促進や販売拡大に取り組みます。

また、近年、問題となっている家畜伝染病等の防疫活動を迅速・的確に行うため県家畜保健衛生所及び県家畜病性鑑定所の機能強化を図り、家畜伝染病等の発生防止に取り組むとともに、農薬、動物用医薬品等の適正使用の指導や、食品関連施設に対する監視指導の適切な実施、食品表示ウォッチャーによる食品表示の適正化に努めます。

さらに、事業者の自主衛生管理水準の向上を図るため、愛媛県HACCP制度の導入促進と、消費者への理解促進・認知度向上に取り組めます。

3 生活衛生の維持・向上と動物の愛護・管理

生活衛生施設への監視指導や各種資格試験を適切に実施するとともに、関係団体とも連携し衛生水準の維持向上に努めます。

また、県動物愛護センターの機能強化を図り、飼主や動物取扱業者の社会的責任を周知徹底するとともに、関係機関と連携・協力して動物由来感染症の防止等に取り組めます。

施策30 水資源の確保と節水型社会づくり

目標

水不足の不安を解消したい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
上水道・簡易水道の断水の回数	0回 (平成22年度)	0回
人工林における間伐実施面積	8,907ha/年 (平成22年度)	9,500ha/年
老朽ため池改修数	440箇所 (平成22年度)	520箇所

現状と課題

本県は、山が急しゅんで平野部が少ないという地形的要因に加え、瀬戸内海式気候による少雨の影響から、慢性的な水不足に悩まされてきました。

このため、恒常的な水の確保に向けて、県では、これまで多目的ダムを中心とした水資源開発を行ってきましたが、ダム建設の適地が減少してきていることに加え、環境問題や財政状況などから、新たなダム建設を巡る状況は大変厳しくなっています。

一方、上水道を中心とする水需要は、人口減少や、節水への県民意識の高まりを受け、近年は低下傾向にあります。将来にわたり水を安心して利用できる暮らしを確保するためには、既存の水資源の有効活用、水源の保全、節水型社会の形成などを総合的に行うことが求められています。

取組みの方向

地域の水需要に対し安定した供給を図るため、森林や農地が持つ水源かん養機能を保全する取組みを進め、水の健全な循環を維持するほか、既存の水資源の有効活用に努めるとともに、県民の節水意識の高揚を図りながら、さらなる水の効率的な利用に努める節水型の社会づくりを推進し、総合的な水資源管理を進めます。

主な取組み

1 既存の水資源の有効活用

計画量を超える堆砂などにより利水容量が低下しているダムやため池のしゅんせつ、堤体の改修などにより既存水源の機能維持に努めるとともに、導水管や用水路等の漏水対策など既存施設の計画的な維持管理・保全対策を行います。

また、限りある水資源を有効に活用するため、水利用実態の変化などに応じた水利用の調整に努めます。

2 自然と調和した健全な水循環の保全

水源地域の森林整備や農地の保全等を推進するとともに、湧水池の保全や地下水のかん養などにより、健全な水循環の保全に努めます。

3 節水型の社会づくり

水資源の重要性に関する啓発や水源情報の提供を行い、合理的な水利用と水行政への理解を深めるためのPRなどにより、県民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器等の普及などにより節水型社会づくりを推進します。

施策 3 1 交通安全対策の推進

目標

交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
交通事故発生件数	8,188 件 (平成 22 年)	7,041 件 (平成 26 年)
交通事故死者数	64 人 (平成 22 年)	55 人 (平成 26 年)
交通事故死傷者数	9,792 人 (平成 22 年)	8,630 人 (平成 26 年)
市街地における歩道等の整備率	68.8% (平成 21 年度)	73.4%

現状と課題

本県の交通事故発生件数は平成 17 年から、交通事故死者数は平成 18 年から減少傾向となっておりますが、いまだに多くの方々が交通事故の犠牲になったり、後遺症で苦しんだりしています。

本県では、交通事故死者の多くを高齢者が占めており、全国平均に比べて高い割合となっております。

また、子どもから高齢者まで、気軽に利用できる自転車に関わる交通事故が、年間 1 千件以上発生しており、今後も関係機関・団体が連携し、県民総ぐるみ運動として取り組む各種対策が求められています。

取組みの方向

交通事故を減らし、県民の平穏な生活を確保するため、交通事故多発地点等の道路・施設等を歩行者、運転者双方の視点から改善し、安全・安心な交通環境の整備を図るとともに、関係機関・団体等が協力して広報・啓発活動や交通安全教育を実施することにより、県民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。

特に、高齢者や自転車利用者の交通事故が多いことを踏まえ、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、高齢者に対する交通安全指導や自転車利用者に対する正しい通行ルールの周知徹底に努めます。

また、交通秩序を維持するため、飲酒運転の根絶に向けた取組みを強化するとともに、重大事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導・取締りを推進します。

主な取組み

1 人にやさしい交通環境の整備

高齢者・障害者等の交通弱者に配慮し、地域の特性に応じて、一方通行や指定方向外進行禁止等を組み合わせるなど、通過交通を抑制するための交通規制を実施するとともに、歩道の整備や段差改善、バリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備、信号灯器の LED 化、道路標識等の高輝度化の推進などにより、安全・安心な交通環境の整備を進めます。

2 高齢者のための交通安全教育の推進

関係団体や交通ボランティア等と連携して、高齢者世帯の訪問活動や高齢者が集まる公民館等での出前型交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する福祉活動、各種の催し等の多様な機

会を通じた意識啓発を図るなど、高齢者自身が交通事故の当事者にならないことを心掛けるよう促します。

また、高齢者対象の安全運転講習を充実させる一方で、免許証の自主返納者に対する公共交通機関の割引制度のさらなる拡充を促進するなど、車を持たなくても快適に生活できる環境整備に努めます。

3 自転車に関する安全意識の向上

自転車事故の実態を踏まえ、自転車シミュレーターを活用した交通安全教育を実施し、自転車安全利用五則を周知徹底するなど、自転車利用者の安全意識とマナーの向上に努めます。

また、児童・幼児のヘルメット着用促進や、飲酒運転、信号無視及び乗用中の携帯電話使用等の、悪質・危険な違反に対する取締りを強化するとともに、交通量の多い場所でも安全に走行できるように、自転車通行環境の整備を促進します。

4 重大事故に直結する交通違反の取締り

悪質・危険違反（無免許、速度、追越し、歩行者妨害等）や迷惑違反（駐停車、携帯電話、整備不良、過積載等）に重点を置いた指導・取締りを推進するとともに、飲酒運転の根絶に向けた取組みを強化します。

5 交通事故被害者支援の推進

交通事故の被害者や遺族及び被害関係者に対して、交通事故に関する相談活動やその意向に沿ったきめ細かな支援活動を積極的に推進するとともに、多様化・複雑化する相談内容に対応できる体制の充実に努めます。

施策3 2 犯罪の起きにくい社会づくり

目標

犯罪被害者を一人でも少なくしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
青色防犯パトロール車両台数	1,346台 (平成22年)	1,665台 (平成26年)
犯罪率(人口千人当たりの刑法犯認知件数)	11.44件 (平成22年)	10.50件 (平成26年)
凶悪犯罪の検挙率	85.6% (平成22年)	100% (平成26年)
重要窃盗犯罪の検挙率	69.6% (平成22年)	70.0% (平成26年)

現状と課題

本県では、平成20年以降、毎年数値目標を設定して犯罪の抑止に努めてきたこともあり、刑法犯認知件数は年々減少しているものの、今なお年間16,000件を超えており、その中には殺人・強盗等の凶悪犯罪も含まれています。

また、最近では高齢者が標的にされやすい振り込め詐欺や、インターネットや携帯電話を悪用した犯罪が増加するなど、犯罪の悪質・複雑・多様化が進んでいます。

地域の絆が薄れて、地域社会が持っていた防犯機能が低下しているといわれる中、犯罪被害者を一人でも減らすためには、県民や事業所、自治体、警察等が協調体制を構築し、防犯意識を高めて地域を守っていくことが必要です。

取組みの方向

パトロールや検挙活動の強化と支援体制の整備などにより、犯罪の抑止と摘発に努めるとともに、県民自らが危険を回避できるよう、関係機関と連携して安全・安心に関する情報を積極的に発信します。

また、県民からの相談や要望に迅速かつ適切に対応し、犯罪被害の未然防止を図るとともに、暴力団など犯罪組織の壊滅への取組みや、少年非行や学校における安全確保などを含む、子ども・女性・高齢者の安全・安心に係る諸問題への取組みなどを強化します。

さらに、万が一犯罪被害にあった場合には、被害者や遺族及び被害関係者が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援します。

主な取組み

1 警察活動の強化による犯罪の抑止

研修等を通じて若手警察官のパトロールや職務質問、鑑識の知識・技術の向上を図ります。

また、科学的捜査資機材・IT技術や情報通信システムの整備・活用などにより、迅速で効率的な捜査を行い、犯罪の抑止や事件の早期解決につなげます。

2 多様な手段によるタイムリーで分かりやすい情報発信

ホームページやメール、マスコミを通じて、不審者情報など安全・安心に関する情報をタイムリーに発信します。

また、女性を対象とした護身術教室や子ども向けの安全教室の開催、高齢者世帯の戸別訪問による安全情報の提供など、関係機関等と連携しながら県民のニーズに応じて様々な手段を使い分け、効果的に情報を伝えます。

3 地域ぐるみで治安を維持する体制の構築

地域住民自らの手で安全な生活を守るため、自主防犯ボランティア団体の結成と青色防犯パトロール活動への参加を促進します。

また、罰則付きの条例としては全国で2例目の「愛媛県暴力団排除条例」の周知を図り、地域を挙げて暴力団の排除・根絶に取り組みます。

4 犯罪抑止のための環境整備

自治体や事業所等と連携して、防犯カメラの普及促進、安全・安心条例の制定、スクールサポーターの導入など、犯罪抑止のための環境整備に取り組みます。

5 犯罪被害者支援の推進

犯罪被害者や遺族及び被害関係者に対し、民間被害者支援団体と協働して、その意向に沿ったきめ細かな支援活動に取り組みます。

施策 3.3 原子力発電所の安全・防災対策の強化

目標

原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合	- (平成 22 年度)	100%
原子力施設見学会等参加者数	509 人 (平成 22 年度)	640 人以上

現状と課題

四国唯一の伊方原子力発電所の安全規制については、国が一元的に行っていますが、県としても周辺住民の健康と安全を守る立場から、昭和 51 年に安全協定を締結し、環境放射線等の監視や発電所への立入調査を行うとともに、異常が発生した場合には、県民に対する迅速かつ正確な情報提供に努めています。

また、原子力災害時の拠点となる県オフサイトセンターや、安全確認業務等の集約と現地における迅速かつ的確な対応に努めるための県原子力センターを設置しています。

東日本大震災における原子力発電所の事故において、E P Z が現実とかけ離れていたことが明らかになったことや、オフサイトセンターが活用できない状況になったこと等を踏まえ、これまでの原子力防災対策の根本からの見直しと、国が示す新しい原子力発電所の安全基準に基づく伊方原子力発電所の安全性の再確認が必要です。

取組みの方向

伊方原子力発電所で異常が発生した場合の迅速かつ正確な情報提供について、これまで以上に万全を期するとともに、四国電力株式会社に対し、伊方原子力発電所の安全対策の一層の強化を求め、確認を行います。

また、原子力防災対策を実施する地域の拡大も含めた県地域防災計画の抜本的改訂を行い、関係市町等と連携・協力しながら、防災体制の一層の充実を図ります。

主な取組み

1 迅速かつ正確な情報の提供

県原子力センターを中心とした適切な環境放射線の監視や原子力発電所への立入調査、モニタリングポストの増設等に取り組むとともに、異常事象の大小を問わず県が公表する「愛媛方式」の徹底を図り、県民への迅速かつ正確な情報提供に努めます。

2 原子力発電所の安全対策の強化及び県民への正しい知識の普及啓発

四国電力株式会社が実施する津波や揺れに対する安全対策を県伊方原子力発電所環境安全管理委員会等において確認するとともに、松山市に移転された原子力本部との緊密な連絡体制の構築に取り組みながら、独自の追加的安全対策を要請します。

また、身の回りの放射線測定体験教室や原子力施設の見学会等を通じて、放射線や原子力発電に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

3 原子力発電所立地道県との連携強化

原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるようにするため、原子力発電所立地道県と連携・協力しながら、情報共有や原子力防災資機材の提供、職員派遣等の応援体制の強化に

取り組むとともに、国に対して原子力発電所立地地点の特性を十分に考慮した安全審査指針類の見直し等を求めます。

4 避難路や避難港の整備及び避難計画の策定支援

住民の避難等がスムーズに行えるように、伊方原子力発電所からの避難路（大洲・八幡浜自動車道等）や避難港（三崎港）の整備に取り組むほか、関係市町の避難計画の策定を支援するとともに、避難者の広域的な受入れが円滑に進むよう関係市町や隣接県等と連携を図ります。

5 原子力防災施設・資機材の整備・更新

伊方町に設置している県オフサイトセンターの代替施設の整備等について、国と協議しながら取り組むとともに、緊急時連絡網やSPEEDIの適正な管理・運用、原子力防災資機材等の適切な整備・更新に努め、原子力災害発生時に現地災害対策本部等が適切に機能する体制の構築を図ります。

6 現実的かつ効果的な防災訓練等の実施

原子力防災訓練における避難区域を広域化し、訓練への参加機関の拡大を図るとともに、地震等によって道路が寸断された場合の海路・空路を用いた避難を想定するなど、複合災害の視点を取り入れたより現実的かつ効果的な防災訓練や研修会を実施し、周辺住民の迅速な避難体制を確立するとともに、防災業務関係者の知識、技術の向上を図ります。

基本政策2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 災害に強い県土づくり

目指す方向

台風や豪雨、地震等による自然災害の発生に備え、学校等の身近な施設の耐震化や治水対策など、被害を未然に防ぐための取組みを推進します。

また、南海地震をはじめとする大規模災害や武力攻撃事態等の発生に備え、市町や関係機関との連携・協力体制を整えるとともに、地域住民の防災活動や防災訓練への参加意識を醸成するなど、地域防災力の向上を図ります。

そして、県民の生命・身体・財産を守ることができる「災害に強い愛媛」を目指します。

施策34 防災・危機管理体制の充実

目標 災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

施策35 災害から県民を守る基盤の整備

目標 災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい

施策34 防災・危機管理体制の充実

目標

災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
防災士の数	2,358人 (平成22年度)	4,000人
自主防災組織の訓練実施率	54.3% (平成22年度)	65.0%
県防災メールの登録者数	3,660人 (平成22年度)	30,000人

現状と課題

近年、台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害、土砂災害の発生が相次いでおり、本県においても、毎年のように大雨による被害が発生しています。

東日本大震災における大津波では、死者・行方不明者や建築物の損壊が多数に上るなど、東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。

今後30年以内に発生する確率が60%程度といわれている南海地震も、本県に甚大な被害をもたらすと予測されており、東日本大震災で明らかになった課題への対応を含め、防災力の一層の強化が急務となっています。

また、石油コンビナート等における重大事故や武力攻撃事態など、県民の安全を脅かす事態が発生した場合における迅速かつ的確な対応も必要となっています。

取組みの方向

誰もが安心して暮らせる災害に強い地域社会を確立するため、東日本大震災を踏まえた県地域防災計画の改訂を行うとともに、自助、共助、公助が相互に連携・協力する体制を強化し、防災力の向上に取り組めます。

また、東海・東南海・南海の3つの地震の連動発生等による超広域災害に備えるため、四国地方をはじめ、中部、近畿、中国、九州地方等との広域応援体制を強化します。

さらに、県業務継続計画(県版BCP)の実効性の確保に取り組むとともに、武力攻撃事態やテロなど様々な危機事案に対して、迅速かつ的確に対応できるように努めます。

主な取組み

1 災害対応力と地域消防力の強化

災害対応資機材の整備更新や災害対策本部職員の防災専門機関での研修等による災害対策本部機能の強化、実践的な防災訓練を通じた災害発生時の迅速な初動体制の確立など、災害の拡大を防止するための体制強化を図ります。

また、石油コンビナート等に対する安全指導等を適切に実施し、自主保安体制の確立を促進するとともに、関係機関と連携して総合的防災対策の強化に取り組めます。

さらに、県消防学校における消防職員・団員の教育訓練を充実するなど、地域消防力の強化に努めます。

2 津波災害対策の強化

津波情報伝達体制の強化に取り組むとともに、津波に関する最新の知見等を踏まえ、市町が行う津波避難ビルや避難路等の確保、津波ハザードマップの作成及び津波によって浸水する範囲や水深の「見える化」等について、専門家と連携・協力しながら積極的に支援します。

3 防災情報システム等の充実

県民への災害情報提供や防災関係機関における災害情報の共有化と収集能力の強化を図るため、県防災メール、衛星インターネット、衛星携帯電話などの防災情報システムの整備・充実に努めるとともに、消防防災ヘリコプターの効果的な運営や訓練の充実、機材の計画的更新など、ヘリコプター運航体制の強化に取り組みます。

また、被災者の不安解消や混乱防止のため、市町や関係機関と連携・協力しながら、安否照会や避難生活に必要な情報がスムーズに伝わる体制の構築に努めるとともに、生活必需品等の備蓄や民間企業との応援協定の締結を推進し、被災者に対する緊急援護物資の配付体制等の強化に取り組みます。

4 広域連携の推進

今後、東海・東南海・南海の3つの地震が連動して発生した場合、本県単独での対応には限界があることから、四国地方をはじめ、中部、近畿、中国、九州地方等との情報共有化や広域応援体制の強化に取り組みます。

5 地域における防災力の向上

自主防災組織の核となり、市町が行う災害時要援護者支援においても中心的役割を果たす防災士の養成に取り組むなど、地域防災の要である自主防災組織及び消防団の充実・強化に取り組むとともに、市町等と連携・協力しながら、防災意識の啓発や地域防災ネットワークの構築等に努めます。

また、市町の各種ハザードマップ作成を支援します。

6 危機管理対策の推進

職員の危機対応能力の向上を目的とした研修会や訓練等を実施するほか、大規模災害が発生し、人的・物的資源に制約を受けた場合においても、業務を継続できるように県業務継続計画（県版BCP）に基づく体制の強化に努めます。

また、24時間当直体制により危機事案に迅速に対応します。

施策35 災害から県民を守る基盤の整備

目標

災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県立学校の耐震化率	51.7% (平成22年度)	77.5%
警察施設の耐震化率	42.9% (平成23年度)	57.1%
洪水から守られる戸数	29,300戸 (平成22年度)	33,900戸
海岸保全施設整備による防護面積	7,500ha (平成22年度)	8,800ha
耐震強化岸壁整備率	50.0% (平成22年度)	66.7%
緊急輸送道路の防災対策の整備率	80.6% (平成22年度)	96.1%
土砂災害防止施設により保全される人家戸数	38,827戸 (平成22年度)	42,000戸
老朽ため池改修数	440箇所 (平成22年度)	520箇所

現状と課題

急しゅんな地形、ぜい弱な地質等の地理的特性を持つ本県は、台風や豪雨による風水害や土砂災害など自然災害が発生しやすい状況にあります。

また、東日本大震災における未曾有の津波被害を踏まえ、全国第5位の長さの海岸線を持つ本県では津波対策推進法に沿った津波対策の見直しが求められています。

さらに、災害による被害を軽減し、県民が安心して暮らせるように、公共施設、河川、道路、港湾、海岸等の社会基盤の耐震化をはじめとする災害予防・減災対策を計画的に実施し、災害に強い県土づくりを着実かつ迅速に進める必要があります。

取組みの方向

誰もが安心して暮らせるよう、台風や集中豪雨による風水害や土砂災害を未然に防止する河川改修や土石流・がけ崩れ・地すべり対策、身近な河川の掘削など、県民の安全・安心に直結する様々な安全対策に努めるとともに、南海地震など、大規模地震の発生に備えた、津波対策となる基盤整備、公共施設の耐震化、緊急輸送道路や港湾の整備等の防災対策を進めます。

また、災害発生時においても速やかに復旧を行うことができる体制整備を図るなど、災害から県民を守る基盤づくりを推進します。

主な取組み

1 安全で安心して暮らせる社会資本整備

地震、津波、高潮、洪水、土石流等による自然災害を未然に防止するとともに被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、河川改修、河床掘削、海岸保全施設の整備、橋脚の補強等を進めるほか、砂防・治山・地すべり対策やため池改修等に取り組みます。

特に、台風等による洪水被害が発生しやすい肱川については、ダム建設や河川改修等により、治水対策を推進します。

2 公共施設等の耐震化の推進

災害発生時には避難所としても活用されるなど、防災上の拠点としての役割を担う県庁・学校・病院等の公共施設や、災害警備活動の拠点となる警察施設の耐震化を推進します。

また、地震時の応急活動に不可欠な避難や物流などのルートを確保するために、緊急輸送道路の橋りょうの耐震化や道路法面の防災対策、防災拠点港湾や海岸保全施設の耐震化を進めます。

3 災害復旧への迅速な対応

災害発生時の応急対策に関する企業との連携体制を強化するとともに、建設業者が速やかに事業を再開し、応急対策を迅速に行えるよう建設業BCPの導入を支援します。

また、避難経路の確保はもとより、被害を受けた道路、河川、砂防、治山、港湾、海岸等の社会基盤や、農地・農業用施設、林道、漁港等の農林水産基盤における機能の速やかな復旧により、県民生活や産業活動への影響を軽減し、早期に地域の復旧・復興を進めます。

えがお

基本政策3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 地域で取り組む子育て・子育て支援

目指す方向

よきパートナーとの出会いの機会を提供するとともに、身近なサポートセンターや保健所で出産や子育て等に関する様々な不安や心配ごとを解消するなど、保健・福祉・医療等が連携した適切な支援体制の下、安心して産み育てることができる環境整備を進めます。

また、愛媛の宝である子どもたちの健やかな成長と自立を家庭・学校・関係機関など、地域全体で見守り、支援することで、社会の中で果たすべき役割や責任について子どもたちの自覚を促します。

そして、夢を持ち続けながら子どもたちが元気に育つ、思いやりのある地域社会の実現を目指します。

施策36 安心して産み育てることができる環境づくり

目標 愛媛の子育てにもっと安心感が持てるようにしたい

施策37 子ども・若者の健全育成

目標 子ども・若者が社会の中でもっと自立できるようにしたい

施策36 安心して産み育てることができる環境づくり

目標

愛媛の子育てにもっと安心感が持てるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
えひめ結婚支援センターにおけるカップル数	2,150組 (平成22年度)	5,150組
周産期死亡率	4.2% (平成18~22年度の平均値)	3.9%以下
一時預かり、延長保育を実施している保育所数	209箇所 (平成22年度)	239箇所
ひとり親家庭の就業率	89.9% (平成22年度)	90.0%以上

現状と課題

本県の出生数は、昭和48年を境に減少傾向が続き、平成20年には約半分になるなど、少子化が急速に進行しています。

また、核家族化や都市化の進展等により、家庭や地域の子育て力は低下しており、出産や育児に対する負担や不安が増大しています。

このような中、子育て中の親の孤立を防ぎ、負担感や不安感を軽減するため、子育てに対する地域住民の理解と関心を高め、地域における子育て家庭への支援体制を充実・強化することが求められています。

また、近年、痛ましい事件に至るケースもみられる児童虐待に対しては、一人ひとりの虐待の状況に応じて、時機を逸することなく、子どもの権利擁護に配慮した適切な対応が不可欠であり、発生子予防からアフターケアまで、切れ目なく支援することが必要です。

取組みの方向

晩婚化・未婚化対策として、男女の出会いの場を提供するとともに、周産期医療を充実させるなど、子どもを産みやすい環境づくりを推進します。

また、保護者が愛情豊かに子どもと接することができるよう、地域での交流や相談を促進するとともに、ニーズに応えられる幼児教育や保育サービス等の提供に努めます。

さらに、児童虐待の増加に対応するため、児童相談所を核とした虐待防止対策を推進するほか、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援に取り組みます。

主な取組み

1 未婚化・晩婚化対策の推進

えひめ結婚支援センターを核とする結婚支援のための各種イベントを県下全域で実施するとともに、各地域に配置した「愛結びコーナー」において独身男女の個別のお引合せを行います。

また、お引合せ後は、ボランティアによるきめ細かな交際フォローを実施し、少子化の主たる要因と言われる未婚化・晩婚化の解消に努めます。

2 子どもを産みやすい環境づくり

総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターの連携強化により、周産期医療体制の機能を高め、地域の実情に応じた安全で安心できる周産期医療の提供に取り組みます。

3 みんなで支える子育て社会づくり

子どもの自発的な成長を温かく見守りながら、地域住民みんなで子育てをサポートする運動を推進するとともに、子どもたちが関わり合い、育ち合う場や、親同士や地域住民との交流を深める場として活用できる子育て支援拠点の設置を促進します。

また、NPO等との連携・協働による子育て支援情報の発信力強化や子育て環境のさらなる向上など、きめ細かな子育て家庭への支援充実に努めます。

4 幼保一体化への適切な対応

質の確保された学校教育・保育の一体的提供などを目的として導入が検討されている幼保一体化については、国や県、基礎自治体の役割分担や財源問題などについて検討すべき課題も多いため、全国知事会等を通じて、国との議論を深めながら、愛媛の子育てに安心感が持てる制度として運用できるよう適切に対応し、子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの拡充や、質の高い幼児教育の提供、児童の放課後対策等に努めます。

5 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実

保護を必要とする子どもの適切な保護や支援のために、地域が一体となって取り組む活動や、そのためのネットワークの構築を支援するとともに、住民への理解を深め、情報を共有するためのセミナーや研修会を開催します。

また、児童相談所を核として市町との連携・協力体制の強化に努めるとともに、県や市町の相談業務の専門性向上のための研修会を実施し、児童虐待防止対策の充実に努めます。

6 ひとり親家庭等への支援の推進

ひとり親家庭等に対する経済的支援や子育て・生活支援に加え、母子家庭の母等の安定した就業による自立支援や子どもの養育費に関する法律相談等を実施することにより、総合的な自立支援に努めます。

施策37 子ども・若者の健全育成

目標

子ども・若者が社会の中でもっと自立できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
公立小・中学校(県立中等教育学校を含む)における不登校児童生徒の割合	0.93% (平成22年度)	0.85%
いじめの解消率	96.4% (平成22年度)	98.0%
刑法犯で検挙・補導された青少年の数	1,130人 (平成22年)	1,000人 (平成26年)

現状と課題

本県における少年非行については、総数は減少傾向にあるものの、低年齢化の傾向が見られるなど、依然、憂慮すべき状況にあります。

また、いじめや不登校、ひきこもり、ニート、虐待など、子ども・若者の抱える問題の複雑化、深刻化が懸念されています。これらの背景には、急激な社会構造の変化に伴う家庭・地域における教育力の低下や、非正規労働者の増大等の不安定な就労環境、経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化など、子ども・若者を取り巻く環境が厳しさを増している現状が指摘されています。

一方、近年のインターネットや携帯電話の普及は、青少年が違法・有害な情報に触れる機会を増大させるとともに、個人を攻撃するブログやプロフの開設など、いじめの質を変化させ、より深刻化させる原因ともなっています。

このため、まず、大人自身が社会のあり方を見直すとともに、子ども・若者一人ひとりが置かれた成育環境や発達段階に応じたきめ細かな支援により、社会全体で見守り、育てていくことが求められています。

取組みの方向

本県の子ども・若者の健やかな成長と自立を促進していくため、本人やその家族が抱える様々な困難に対する相談支援体制の整備など、家庭・学校・地域・諸機関等がそれぞれの立場で役割と責任を果たし、県民総ぐるみで見守り、育てる取組みを推進します。

また、いじめや不登校、非行の防止対策を各機関が連携して推進するとともに、インターネットを中心とした有害環境等の浄化に取り組み、青少年が健全に育つ環境の整備に努めます。

主な取組み

1 子ども・若者の社会的自立と社会参加の促進

子ども・若者に社会での役割や責任を自覚してもらうため、地域行事やボランティア活動などの多様な社会活動への参加を促進するとともに、職業的自立を支援するための就職支援やひきこもり支援等社会的自立に向けた取組みを推進します。

2 県民総ぐるみによる健全育成活動の推進

家庭・学校・地域・諸機関等の連携を強化し、県民総ぐるみによる青少年健全育成、非行・被害防止運動を展開するため、強調月間に合わせた大会を開催するなど、あらゆる機会を捉えた啓発活動、実践活動を展開します。

3 相談・ケア体制の整備・充実

いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応のため、教職員への研修を充実させるとともに、家庭はもとより、学校や地域が連携して、その対策に取り組む体制づくりを進めます。

また、学校へのスクールカウンセラー等の配置を拡大するとともに、24時間体制でいじめや不登校の相談に応じるなど、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアを行う体制を整備します。

4 少年補導活動等による非行防止対策の推進

目まぐるしく変化する青少年を取り巻く環境を把握し、広域化する少年非行の実態や特性を理解するため、少年補導職員等の研修などを実施し資質の向上を図ります。

また、学校において警察と連携した非行防止教室を開催することにより、青少年の規範意識や正義感、自己抑制力等を養うとともに、更生保護団体等と連携した立ち直り支援活動を促進します。

5 青少年に有害な環境の浄化

インターネットや携帯電話の適切な利用に向けた青少年への指導や、保護者への啓発を図るとともに、ネットパトロールの強化や学校裏サイトの監視により、青少年が安全に安心してインターネット等を利用できるような環境づくりに努めます。

また、健全な育成を阻害するおそれのある図書類や有害がん具類に、青少年をみだりに触れさせないよう、事業者をはじめ県民全体に対し愛媛県青少年保護条例の内容を周知・徹底します。

えがお

基本政策3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 未来を拓く子どもたちの育成

目指す方向

学校や家庭、地域が連携・協力してつくる安全で充実した教育環境の中、障害のある子どもを含めた幼児児童生徒一人ひとりの能力・適性に応じた学習の場が提供されるとともに、高い資質を持った教員による知的好奇心をくすぐる学びを通して、子どもたちが確かな学力を身に付けることができる教育に取り組みます。

また、国際化や情報化など社会の変化に応じた特色ある学校づくりを進めるとともに、豊かな人間性を育てる体験学習等を推進します。

そして、愛媛の未来を拓く原動力となる、子どもたちの育成を目指します。

施策38 魅力ある教育環境の整備

目標 子どもたちが学校や地域でもっと楽しく安心して学べるようにしたい

施策39 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進

目標 子どもたちがたくましく生きる力を備えた人間へと成長できるようにしたい

施策40 特別支援教育の充実

目標 支援が必要な子どもたちがもっと安心して学び、自立し社会参加できるようにしたい

施策41 教職員の資質・能力の向上

目標 子どもたちにとってもっと楽しくよく分かる授業ができるようにしたい

施策38 魅力ある教育環境の整備

目標

子どもたちが学校や地域でもっと楽しく安心して学べるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
公立小・中学校における学校関係者評価の公表率	94.1% (平成22年度)	100%
地域学校安全委員会などを開催した学校の割合	96.3% (平成21年度)	100%
県立高校(県立中等教育学校を含む)の自己評価におけるA、B評価の項目数の割合	83.9% (平成22年度)	88.9%

現状と課題

近年、都市化や核家族化、個人主義の浸透など、社会状況の変化による家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、学校はもとより家庭、地域社会が一体となって、教育に取り組んでいくことが求められています。

こうした中、県においては、教育に対する県民の意識・関心を高めるため、「えひめ教育の日」推進会議を中心に、県内全域で教育関連事業を実施するなど、県民総ぐるみで取り組む教育の推進に努めていますが、企業や教育関係団体等、多様な主体と連携した教育の推進に向け、一層の取組みが必要です。

一方で、学校内や登下校時に子どもたちが被害者となる犯罪が発生していることや、地震災害等への対応の必要性などから、安全・安心な教育環境を確保する取組みが求められています。

また、全ての子どもたちがそれぞれ持つ能力を存分に発揮し、夢の実現にチャレンジできるよう、平等な就学機会を確保するとともに、開かれた特色ある学校づくりを進め、魅力ある教育環境を整備していく必要があります。

取組みの方向

教育に対する県民の意識や関心を高め、社会全体で教育に取り組むとともに、全ての幼児児童生徒が、身体的・経済的な理由等により教育を受ける機会を失うことのないよう配慮します。

また、安心して学習できる教育環境の確保に向けて、幼児児童生徒の安全を第一とした地域ぐるみの学校安全対策を充実させるとともに、社会の変化に対応した教育環境の確保に向けて、創意工夫を活かした特色ある学校づくり、地域に開かれた、愛され信頼される学校づくりを推進します。

加えて、私立学校の経営が健全かつ安定的に行われるよう、その自主性を尊重しつつ運営の支援に努めます。

主な取組み

1 学校や家庭、地域、企業等が一体となって取り組む教育の推進

「えひめ教育の日」や「えひめ教育月間」の普及・定着などを通じて、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、地域住民の参画により学校教育を支援する「学校支援地域本部」の活性化などにより、学校や家庭、地域、企業等が一体となった魅力的で質の高い教育の推進を図ります。

また、高校生等に対する奨学金制度の充実を図ります。

2 安全・安心な教育環境の整備

学校教育施設の耐震化を積極的に推進するほか、幼児児童生徒が災害に対し適切に対応できる能力を養うとともに、学校敷地内への不法侵入に対する警戒や登下校時の見守り強化、家庭、学校、地域、企業、警察等が連携した危機管理体制の充実など、子どもたちが安全で安心して学べる教育環境を確保します。

3 開かれた特色ある学校づくり

幼児児童生徒の実態や地域の状況等に応じて、教育課程を工夫するとともに、指導方法や指導体制を改善します。

また、豊かな創造性や企画力、マネジメント能力のある民間人校長の登用についての検討や、学校評価の充実による教育活動や学校運営の改善を進めることにより、学校組織の活性化を図るほか、教育委員会における政策立案能力の強化・充実に努めます。

4 私立学校の振興

建学の精神に基づく特色ある教育を展開する私立学校については、その自主性を尊重しつつ、各々の学校の状況に応じ、運営費補助や授業料助成等の振興方策を講じることにより、教育水準の維持向上と幼児・生徒のいる世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、健全な学校運営の支援に努めます。

また、各種情報提供等を通じ、公立・私立学校間の相互理解と連携を図ります。

施策39 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進

目標

子どもたちがたくましく生きる力を備えた人間へと成長できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
児童生徒の授業の理解度	小学校 81.2% 中学校 67.5% (平成22年度)	小学校 85.0% 中学校 71.0%
インターンシップを行っている県立高校(県立中等教育学校を含む)の割合	83.9% (平成22年度)	87.9%
道徳の時間の年間指導計画に体験活動を活かす工夫を位置づけている学校の割合	81.0% (平成23年度)	100%
体育の授業以外で週3日以上運動をしている児童の割合	小5男子 60.6% 小5女子 41.9% (平成22年度)	小5男子 65.0% 小5女子 45.0%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価がD、Eである児童生徒の割合	中2男子 31.4% 中2女子 16.0% 小5男子 27.2% 小5女子 24.2% (平成22年度)	中2男子 27.0% 中2女子 12.0% 小5男子 23.0% 小5女子 20.0%

現状と課題

平成22年度の全国学力・学習状況調査における本県の正答率は、小・中学校とも全国平均とほぼ同程度であったほか、児童生徒へのアンケートにおける授業理解度については、小学校は全国平均を上回ったものの、中学校は全国平均とほぼ同程度の結果となりました。

今後は、これらの調査やアンケートの結果を分析した上で、本県の学力向上のための実効性ある取組みを推進していく必要があります。

一方で、近年の地域社会における人間関係の希薄化や少子化等を背景として、子どもたちの倫理観や社会性、規範意識の低下が問題になるとともに、外で遊んだりスポーツを楽しんだりするのに必要な時間や空間、仲間の減少からくる体力低下が懸念されています。

知、徳、体のバランスのとれた成長は、子どもたちが自ら考え、判断し、行動することのできるたくましい大人に成長するための基礎となるものであり、社会の変化に対応した多様な教育も取り入れながら、家庭や学校、地域が連携した効果的な教育に取り組んでいくことが必要です。

取組みの方向

児童生徒が自ら学び、考える力を育めるよう、言語活動の充実など学習指導要領の着実な実施により確かな学力の定着と向上に努めるとともに、望ましいキャリア教育や外国語教育、情報教育などを推進し、社会人として自立するために必要な能力を養います。

また、命を大切に作る心や他人を思いやる豊かでたくましい精神を育みます。さらに、運動を通じて子どもたちの体力を養うとともに、健康的な生活習慣の確立を促進します。

主な取組み

1 確かな学力の定着と向上

県独自の学力診断調査を全ての学校で実施し、学力向上推進主任を中心に調査結果の分析を行うほか、授業評価システムや教科別授業評価マニュアルの活用による授業改善、自主学习プリントの提供などを行うことにより、各学校における学力向上に向けた検証改善サイクルを確立し、確かな学力の定着と向上に努めます。

また、少人数学級の導入促進など、教員がゆとりを持って子どもたちに向き合える環境づくりを進め、幼児児童生徒一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな教育活動を行うとともに、学校図書館の整備・充実や、家庭との連携による効果的な学習・生活習慣の確立に努めます。

2 社会的・職業的自立に向けた多様な教育の推進

社会人として自立するために必要な能力や望ましい勤労観・職業観の育成に向け、小・中・高等学校の各段階におけるキャリア教育の推進を図るとともに、コミュニケーション能力やICTを適切に活用できる情報リテラシーの育成に努めます。

3 豊かな心を育む教育の推進

学校教育と社会教育の連携・融合を図りながら、三つの愛（人間愛、自然愛、郷土愛）に基づいた独自教材の活用や、地域人材をゲストティーチャーとして招へいしての授業など、道徳教育の充実や道徳の時間と有機的に連動した体験活動の推進、また、豊かな感性や想像力を育む読書習慣の定着に努めます。

4 体力づくりの推進と健康的な生活習慣の確立

学校の教育活動等の中で子どもたちの体力・運動能力の向上が図られるよう、小学校にも体育を専門に担当する教員を配置し、公開授業等を通じて体育の授業改善を図るとともに、体育の授業以外にも運動する機会を作るため、県内の全小学校が参加して、楽しみながら継続的に運動に取り組むホームページ上で運動の記録を競い合うことができる「えひめ子どもスポーツITスタジアム」を開催し、子どもたちの体力の向上とスポーツへの参加意識の高揚を図ります。

また、食育の推進による健康的な生活習慣の確立を促進します。

施策40 特別支援教育の充実

目標

支援が必要な子どもたちがもっと安心して学び、自立し社会参加できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
進学・就職希望者の希望達成度の割合(県立特別支援学校高等部卒業生)	91.2% (平成22年度)	95.0%
公立学校において、特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の教育支援計画を作成している学校の割合	89.9% (平成22年度)	100%

現状と課題

本県の特別支援学校の在籍者数は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱については横ばい又は減少傾向にあります。知的障害については大幅に増加する傾向にある上、障害の重度化や重複化、多様化が進む傾向にあります。

加えて、小・中学校、高等学校等の通常の学級に通うLDやADHDといった発達障害のある児童生徒も増加する傾向にあることから、一人ひとりが抱える障害の状態に応じたきめ細かい支援や、通常の学級を担任する教職員も含めた学校全体で支援する体制を整えることが求められています。

県では、全ての公立学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、支援体制の充実に取り組んでいますが、こうした障害のある子どもたちが地域で安心して学び、その持てる力を最大限に発揮できるようにするためには、教職員の専門性の向上や関係機関の連携によるネットワークの構築、本人や保護者、専門家の意見を踏まえて総合的な観点から就学先を決定する仕組みの充実など、なお一層の取組みが必要となっています。

取組みの方向

障害のある子どもたちが快適に学ぶことができる学校環境づくりを進めるほか、特別支援教育における教職員の能力向上に取り組めます。

また、学校や家庭、地域、関係機関が連携した支援体制を整え、一人ひとりの障害の状態や発達の段階、教育的ニーズに応じた質の高い指導・支援の充実を図ります。

さらに、障害がある子どもたちの地域の学校への就学希望を尊重できるよう、就学前の早い段階からの教育相談の実施や、適正な就学先決定の体制づくりに取り組むとともに、地域住民の特別支援教育への理解促進に努めます。

主な取組み

1 学校環境の整備・充実

新居浜特別支援学校の校舎や、みなら特別支援学校松山城北分校の実習室をはじめとする特別支援学校の校舎の整備やバリアフリー化など、在籍者数の増加や障害の状態に合わせた施設設備の整備充実を進めることにより、児童生徒が伸び伸びと学べる環境の整備を図るとともに、校舎等の耐震化を進めます。

2 特別支援教育コーディネーターや教職員の能力向上

大学との連携による専門的な研修により、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育に関わる教員の専門性と指導力を高めるとともに、全ての教職員が特別支援教育に関する一定レベルの基本的な知識を得られる研修の充実を図ります。

3 学校や家庭、地域、関係機関が連携した特別支援教育の充実

学校や家庭に加えて、関係機関等が連携する地域ネットワークや、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、地域が一体となった指導・支援に取り組みます。

4 一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じた指導・支援の充実

個別の教育支援計画や指導計画を作成・活用し、障害の状態や発達の段階に応じたキャリア教育などに早い段階から取り組むなど、障害のある子ども一人ひとりに合わせた指導・支援の充実を図り、希望する進路の実現につなげます。

5 交流及び共同学習の推進

障害のある子どもたちと、障害のない子どもたちや地域住民との交流及び共同学習を推進し、相互理解の促進を図ります。

6 適正な就学先決定の体制づくりの推進

障害のある子どもたちに対する早期からの教育相談を行い、本人の教育的ニーズ、本人や保護者、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する体制づくりに取り組みます。

施策4-1 教職員の資質・能力の向上

目標

子どもたちにとってもっと楽しくよく分かる授業ができるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
児童生徒の授業の理解度	小学校81.2% 中学校67.5% (平成22年度)	小学校85.0% 中学校71.0%
研修を受講した教員による授業への活用度	74.9% (平成22年度)	85.0%

現状と課題

今日の学校現場では、安全・安心な学校づくりに加え、いじめや不登校への対応、特別支援教育の充実など様々な課題が生じており、教職員にはこうした課題に適切に対応できる能力が求められています。

そうした中、本県での教員一人当たりの研修回数は、近年増加傾向にあるほか、授業評価システムを活用した授業改善実施率も上昇傾向にあるなど、専門的知識・技能の着実なレベルアップに努めています。

一方、職務の多忙化や学校を取り巻く環境変化の中で、心身に不調を来して休職する教職員が増えていることも問題となっています。

日々発生する様々な課題に的確に対処しつつ、子どもたちにとって楽しくよく分かる授業を行い、地域社会から信頼される学校づくりを進めるためには、引き続き、社会の変化や学校現場のニーズに対応した研修の機会を設け、多様で優れた資質・能力を有する教職員を養成・確保するとともに、安心して働くことができる職場環境を整備していくことが必要となっています。

取組みの方向

幼児の主体性を育む保育や児童生徒にとって楽しくよく分かる授業を目指し、各種研修の充実や各校種間の交流といった勤務経験の多様化などを通して、教職員一人ひとりの専門的知識・能力の向上に努めます。

また、教職員としての自覚を高めるとともに、学校ぐるみで不適切な行動の未然防止に努め、健全な社会人としての資質向上を図ります。

さらに、教職員一人ひとりが自信と誇りを持って教壇に立ち、安心して働くことができる職場づくりを進めます。

主な取組み

1 教職員の専門的知識・能力の向上

経験年数に応じた基礎研修や、ライフステージに応じた各種職務別研修、大学との連携による研修の充実を図り、教職員の専門的知識・能力の向上を促進します。

また、教職員の自己研修を奨励するとともに、ICT利活用の知識と技能の向上を図るため、ICT研修など多様な研修機会の確保に努めます。

さらに、授業評価システムを活用した授業評価の実施や学習指導要領に対応した教科等の研究を推進し、学習指導や生徒指導における実践的指導力の向上を図ります。

このほか、幼児教育の振興・充実を図る研修を実施するとともに、子どもたちの発達段階の違いを理解し連続性のある教育ができるよう、校種や学校規模を越えた連携・人事交流など、教職員の勤務経験の多様化を積極的に推進します。

2 教職員としての自覚を高める取組みの推進

教職員の綱紀粛正と服務規律の確保に努めるとともに、指導が不適切と認められた教員に対しては県総合教育センター等で指導改善研修を行うなど、教員としての資質回復に努めます。

また、教員に必要とされる資質能力の保持を図るため、教員免許更新制度の円滑な実施に取り組みます。

3 教職員が安心して働くことができる職場づくり

教員が孤立してしまわない環境づくりや、メンタルヘルス対策に力点を置いた教職員の安全と健康管理対策の充実に努めるとともに、退職者の復職支援システムの円滑な運用と充実に努めます。

えがお

基本政策3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 生涯学習と文化の振興

目指す方向

県民一人ひとりが、自らの目標に向かって自己研さんに励み、あらゆる学びの機会を通じてその成果を表現することで、自己の成長と暮らしの充実を実感することができる生涯学習社会づくりを進めます。

また、豊かな文化や優れた芸術に気軽に親しめる環境づくりに努め、文化の創造や次代への継承を支える人材の育成を促進します。

そして、誰もが地域に誇りと愛着を感じられる、個性豊かな愛媛文化の創造を目指します。

施策4 2 学び合い高め合う生涯学習社会づくり

目標 生涯学び続けることができ、その成果をもっと社会に活かせるようにしたい

施策4 3 個性豊かな愛媛文化の創造と継承

目標 愛媛の文化に親しみ、もっと地域に誇りと愛着を感じられるようにしたい

施策4.2 学び合い高め合う生涯学習社会づくり

目標

生涯学び続けることができ、その成果をもっと社会に活かせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
図書館の県民1人当たりの年間貸出冊数	4.6冊 (平成22年度)	5.4冊
生涯学習の講師として登録している者の数	832人 (平成22年度)	900人
学び舎えひめ悠々大学の対象講座登録数	543件 (平成22年度)	1,000件
総合科学博物館の入館者数	208,833人 (平成22年度)	218,000人
歴史文化博物館の入館者数	101,411人 (平成21年度)	113,300人

現状と課題

生活水準の向上や平均寿命の伸長、自由時間の増大、高度情報化の進展といった社会状況の変化を背景として、県民の生涯学習への意欲が高まっています。

平成22年に実施した生涯学習に関する県民アンケート調査の結果でも、幼稚園から高校生の子どもを持つ保護者と祖父母等の半数以上の方が、「とくに興味がわくことがあれば定期的な学習活動に参加したい」と回答しており、学習参加へのニーズは高いものの、実際に定期的な学習活動に取り組んでいる人は2割にも満たない状況にあります。

このため、県民一人ひとりが学びたいときに学ぶことができる様々な学習の機会を創り出し、学習ニーズの多様化・高度化に対応した学習環境を整備するとともに、社会において学習成果が適切に評価され、活かされるような環境づくりが必要となっています。

取組みの方向

子どもから高齢者まですべての県民が、それぞれの年齢や状況、個人の目標と学ぶ意欲に応じ自発的に生涯にわたって学び続け、学び直すことができるよう、情報や活動の場の提供に努めます。

また、自己の体験や学習の成果をボランティア活動などによって社会に活かすとともに、一方で、そうした他者の学びの成果を自らの活動に活用することができるような、「知の循環型社会」づくりを進めます。

主な取組み

1 自律的な学びへの支援

生涯学習社会を支える人材育成に努めるとともに、県生涯学習センターを核とした関係機関や団体の連携による「学び舎えひめ」の運営や、県民自らが愛媛らしさを探究する地域学（愛媛学）の普及推進により学習機会や学習情報を提供するなど、自律的な学びへの支援を推進します。

2 社会教育基盤の体制整備と生涯学習の場の提供及び利用促進

学校・家庭・地域の連携支援に努めるほか、公民館や図書館における地域の学習拠点としての機能を拡充するとともに、県生涯学習センターや総合科学博物館、歴史文化博物館、えひめ青少年ふ

れあいセンター等、社会教育施設の一層の充実と利用促進を図り、県民の生涯にわたる学習活動の場の提供に努めます。

3 学習成果が社会に活かされる場の提供

個の学習成果が社会に還元されていく「知の循環型社会」の構築のため、ICTを活用した情報通信ネットワークの構築や家庭教育支援・学校支援等に係るボランティア活動の充実に努めるほか、日頃の自己研さんから得た知識・技能を活かした成果の発表や小・中学生のふるさと学習作品の展示等を行う「生涯学習まつり」の開催などを通じて、生涯学習の輪を広げる活動を支援します。

施策4-3 個性豊かな愛媛文化の創造と継承

目標

愛媛の文化に親しみ、もっと地域に誇りと愛着を感じられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
国・県指定文化財数	525件 (平成22年度)	533件
県美術館の年間利用者数	300千人 (平成22年度)	350千人
県民総合文化祭等への参加者数(県民文化会館、生活文化センター、萬翠荘の利用者数を含む)	875千人 (平成22年度)	882千人

現状と課題

文化は人々に楽しさや感動、安らぎをもたらし、人生を豊かにするほか、情緒あふれる人間性と感受性を養い、創造力を育むとともに、人間社会の基盤としての重要な役割を果たすことから、地域の多様な文化を守り、世代を越えて受け継いでいくことが求められています。

しかしながら、人口減少・過疎化の進行に伴う伝統文化の担い手不足や厳しい経済情勢により、文化芸術活動を支える基盤のぜい弱化に対する危機感が広がっています。

誇りと愛着を持てる魅力あるふるさとを創るためにも、あらゆる世代の県民が文化・芸術に気軽に親しむことができる環境を整え、貴重な愛媛文化を守り育てていくことが必要です。

取組みの方向

優れた芸術に触れる機会や、様々な文化活動を体験する機会の充実により、県民の文化・芸術活動への意欲を高めるとともに、新しい愛媛文化の創造を担う人づくりを進めます。

また、文化財の指定等を順次進め、その保存や活用を図るとともに、各地域の民俗芸能の振興と文化の交流に努めます。

さらに、県民文化会館や県美術館などの文化・教育施設が、文化活動の拠点として県民に親しまれ、利用しやすく、開かれた施設となるように努めます。

主な取組み

1 質の高い文化・芸術に親しむ機会の充実

学校や地域において、童謡・唱歌など世代を越えて伝えられる文化との触れ合いを通じて、子どもたちの豊かな情操をかん養するとともに、県民総合文化祭の県内各地での開催など、幅広い世代が日常の中で文化・芸術に触れることができる機会の充実に努めます。

2 新しい愛媛文化の担い手育成

アマチュア文化の祭典である県民総合文化祭を開催するほか、公益法人、民間企業等との連携による様々な文化交流・活動機会の提供を通じて、文化活動に取り組む団体等を育成・支援します。

3 文化財の保存・活用

歴史的な建造物をはじめとする各種文化財の修理や環境整備、遺跡の発掘調査などを進め、県内の貴重な文化財の保存・活用に努めます。

4 文化・教育施設の整備と活用

県美術館等における各種の情報支援サービスや、展示品の解説ボランティアの配置などにより使い勝手の良い施設環境を整備するほか、民間企業の知恵を活かしたイベントの企画立案や施設利用提案などにより、施設の利活用を促進します。

えがお

基本政策3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 スポーツ立県えひめの推進

目指す方向

県民誰もが、いつでも、身近な場所で気軽にスポーツに親しむことができ、自らの能力を地域の大会や全国大会等で発揮することができる環境整備や、愛媛国体の開催も踏まえたトップアスリートの育成に努めます。

また、県民に夢と感動を与えるとともに、地域に根ざした様々な交流を通じて、地域のにぎわいが創出されるようプロスポーツチームのさらなる成長を促進します。

そして、多くの県民が「する、みる、支える」それぞれの立場でスポーツを楽しみ、達成感や充足感を得ることができる明るく活気に満ちた「スポーツ立県えひめ」の実現を目指します。

施策4 4 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり

目標 スポーツに親しむ人を増やし、もっと地域に活気とにぎわいを創り出せるようにしたい

施策4 5 競技スポーツの振興

目標 愛媛にゆかりのあるスポーツ選手のレベルをもっと高めたい

施策44 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり

目標

スポーツに親しむ人を増やし、もっと地域に活気とにぎわいを創り出せるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
総合型地域スポーツクラブ数	29クラブ (平成23年度)	50クラブ
競技人口の状況	38,161人 (平成22年度)	39,200人
日本体育協会公認スポーツ指導者数(人口千人当たり)	1.7人 (平成23年度)	1.9人

現状と課題

スポーツは、心身の健全な発達や健康の保持・増進、生きがいづくりに役立つとともに、住民同士の交流を通じた地域の一体感や活力を醸成するなど、多くの効用を有しており、高齢化や人間関係の希薄化が進んでいる現在、その意義や価値がますます高まっています。

こうしたことから、国では、従来の「スポーツ振興法」を全面的に改正した「スポーツ基本法」において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」であることを明記しました。

しかしながら、本県における成人のスポーツ実施率(週1回30分以上スポーツを行う人の割合)は、全国平均を下回るなど活発とはいえない状況にあり、県民それぞれの生活環境に応じた主体的なスポーツ活動を促進していくことが課題となっています。

また、本県では、愛媛FCや愛媛マダリンパイレーツがプロスポーツチームとして活躍し、地域同士の交流やまちの活性化に貢献していますが、近年は観客動員数が伸び悩む傾向にあり、県民の気運を盛り上げていくことが求められています。

取組みの方向

スポーツ・レクリエーション施設の整備や総合型地域スポーツクラブの育成等を通じて、子どもから高齢者・障害者まで、県民誰もが年齢や身体状況に応じ、生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができる環境を整え、地域に根ざしたスポーツの振興を図ります。

また、地域密着型のプロスポーツチームを本県の活性化に寄与する貴重な地域資源と位置付け、市町や各種団体等と連携してその活動を支援します。

主な取組み

1 生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境の整備

地域のスポーツ団体等との連携、スポーツ入門教室の開催、指導者派遣等の取組みにより、子どもが外遊びできる環境づくりや、学校における運動部活動の活性化、成人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するなど、県民それぞれのライフステージとレベルに応じたスポーツ環境を整備します。

2 身近なスポーツ・レクリエーション施設の整備と活用

運動広場や体育館など、地域における身近なスポーツ・レクリエーション施設の整備について、市町と連携した取組みを推進するとともに、既存施設を有効活用する観点から学校体育施設の開放を一層推進します。

3 総合型地域スポーツクラブの育成による地域に根ざしたスポーツの振興

子どもから高齢者・障害者に至るまで誰もが、スポーツを気軽に楽しみ、コミュニケーションを図れる場として、地域住民が主体的・自主的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の育成に努めます。

4 地域密着型プロスポーツの育成・支援

野球やサッカーなどの地域密着型プロスポーツを振興し地域活性化につなげていくため、県民総ぐるみで支援する気運の醸成に取り組むとともに、イベント広報等による観客動員や地元スポーツ団体との交流を促進します。

5 「プロ野球球団」四国誘致の可能性調査・検討

プロスポーツの公式戦やキャンプ等を積極的に誘致するとともに、将来的な夢として、プロ野球球団の四国への誘致に向けた、四国他県等と連携しての可能性調査・課題研究等に取り組みます。

施策45 競技スポーツの振興

目標

愛媛にゆかりのあるスポーツ選手のレベルをもっと高めたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
国民体育大会における総合成績(天皇杯順位)	38位 (平成22年度)	20位台
全国高校総体(インターハイ)入賞件数	31件 (平成22年度)	40件

現状と課題

本県の競技スポーツは、平成22年のインターハイで過去最高の成績を収めるとともに、オリンピック等の国際大会で活躍するナショナルレベルの選手も増加するなど、近年の強化策の効果が現れてきています。

その一方で、人口の減少による競技人口の伸び悩みや、有力選手の県外流出、景気低迷による企業スポーツの停滞といった問題を抱えています。

また、平成29年には64年ぶり、本県初の単独開催となる第72回国民体育大会の開催が予定されており、さらなる競技力の向上や施設整備、県民総参加の取組みとするための大会気運の醸成など、様々な準備を着実に進めていくことが必要です。

取組みの方向

指導者の養成及び選手の育成の考え方を「トップ選手をさらにレベルアップさせる視点」と「将来のトップ選手を育成する視点」の二つに分け、競技力の向上に戦略的に取り組みます。

また、スポーツ医・科学の積極的な活用に加え、各種の全国大会・国際大会等の誘致を進めるほか、愛媛国体の計画的な準備に取り組みます。

主な取組み

1 指導者の養成・確保

中央競技団体主催の研修へ指導者を派遣するとともに、競技専属アドバイザーコーチを招へいし指導者の資質向上を図るほか、学校における運動部活動指導者の確保に努めます。

2 トップアスリートの発掘、育成・強化

全国レベルで活躍できる選手の育成を図るため、県内合宿や県外遠征、招待試合、トップコーチの招へい等の強化事業を実施します。

また、小・中学生から大学生、社会人に至るまで、一貫した指導方針に基づき合理的な強化が図れるよう、競技団体ごとの中・長期的な強化プログラムの作成を促進するとともに、競技ごとに指定する強化拠点指定校の支援や企業と連携した社会人トップアスリートの育成に努めます。

3 スポーツ医・科学の活用

スポーツ医・科学知識の普及啓発や、スポーツドクター、トレーナーなどスポーツ医・科学アドバイザーの競技団体等への派遣、選手へのメディカル・フィジカルチェックの実施など、最新のスポーツ医・科学を活用した選手強化を推進します。

4 全国大会・国際大会等の誘致

県武道館等を有効に活用し、障害者、高齢者の競技大会を含めた全国大会や国際大会を誘致・開催するとともに、スポーツ合宿等を積極的に誘致します。

5 第72回国民体育大会開催に向けた準備

市町と連携した競技施設の整備、愛媛国体への理解促進、大会への参加意識の醸成を図るとともに、愛媛の魅力を全国に発信するための広報活動の展開、挨拶運動やボランティアを中心とした環境美化活動等の県民運動の推進など、県民総参加の下に計画的かつ着実に開催準備を進めます。

えがお

基本政策4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 環境と調和した暮らしづくり

目指す方向

学校や地域、家庭、職場など多様な場における環境教育・学習を通じて、子どもから高齢者まで誰もが環境問題を正しく理解し、エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換や低炭素型のビジネススタイルの実現など、地球温暖化対策を実践する意識の醸成に努めます。

また、限りある資源を有効に活用するため、家庭や会社など身近なところから取り組める3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））の普及を促進するとともに、大気や水質など安全で快適な生活環境の保全に努めます。

そして、誰もが環境に配慮しながら暮らせる愛媛の実現を目指します。

施策4 6 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

目標 環境とのつながりについて認識を深め、環境保全活動にもっと積極的に取り組むようにしたい

施策4 7 地球温暖化対策の推進

目標 地球温暖化防止に対する一人ひとりの意識をもっと高めたい

施策4 8 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

目標 3Rにもっと積極的に取り組めるようにしたい

施策4 9 良好な生活環境の保全

目標 安全で快適な生活環境の中で暮らせるようにしたい

施策46 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

目標

環境とのつながりについて認識を深め、環境保全活動にもっと積極的に取り組むようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
環境マイスター登録者数	94人 (平成23年度)	100人
小・中学校における環境教育年間指導計画策定率	78.2% (平成22年度)	82.0%
環境教育・学習参加者数	24,218人 (平成22年度)	前年度より増加
環境NPO法人数	109団体 (平成22年度)	前年度より増加

現状と課題

私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与え、環境問題が引き起こされており、地域の環境を守り、持続可能な社会を築いていくためには、県民一人ひとりが環境とのつながりについて認識を深め、具体的な環境保全活動につなげていくことが重要です。

そのためには、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象として、学校や地域、家庭、職場など、多様な場において環境教育・学習を進めていく必要があります。

特に、学校における環境教育は、次代を担う子どもたちの環境に対する姿勢を決める大きな要素となることから、充実することが重要です。

取組みの方向

県民一人ひとりが環境問題を自らの問題として意識し、環境保全活動に自主的・主体的に取り組めるよう、学校や地域、家庭、職場など、多様な場における環境教育・学習を推進します。

また、県民、環境活動団体、事業者、行政など各主体の環境に配慮した自主的な取組みが促進されるよう、担い手となる環境活動リーダーの育成や環境保全活動に積極的に取り組む団体への支援等を行うとともに、多様な主体の交流を促進し、協働のネットワークづくりを推進します。

さらに、環境情報の収集と積極的な提供に努めるとともに、大学や試験研究機関等と連携して環境に関する技術開発や試験研究の機能強化を図ります。

主な取組み

1 学校・地域等における環境教育・学習の充実

学校での総合的な学習の時間等を活用して、発達段階に応じた体系的な環境教育を推進するとともに、地域の環境活動リーダーの活用や教材の研究・開発等に取り組み、次代を担う子どもたちが環境問題に対する正しい知識を身に付け、積極的に環境保全活動に取り組む意識の醸成に努めます。

また、県体験型環境学習センターや公民館等が実施する環境に関する体験学習や環境保全活動を促進するなど、地域等における環境学習の活性化を図ります。

2 環境教育・学習を推進する人材の育成

身近なものから地球規模のものまで幅広い分野にわたる環境問題を総合的かつ体系的に理解し、多様な場での環境教育・学習や環境保全活動の中心的な役割を担う人材を育成するため、教職員や

地域で活動する環境活動リーダー、企業のCSR担当者等のスキルアップを支援するとともに、相互交流の促進やネットワークづくりに取り組みます。

3 多様な主体との協働による環境保全活動の促進

環境活動団体、事業者、行政など、多様な主体が連携して環境保全活動に取り組む環境パートナーシップの構築に向け、自主的な環境保全活動等を促進するとともに、環境活動団体相互や行政・学校等との連携を図るなど、本県の特徴を踏まえた環境教育・学習や環境保全活動が定着していくよう、協働のネットワークづくりを推進します。

施策47 地球温暖化対策の推進

目標

地球温暖化防止に対する一人ひとりの意識をもっと高めたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
県地球温暖化防止県民運動推進会議の会員数	261 団体 (平成23年度)	350 団体
県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の基準年(平成20年度)に対する割合	-4.5% (平成22年度)	-7.0%
県内の温室効果ガス排出量の基準年(平成2年度)に対する割合	+5.5% (平成20年度)	-15.0% (平成32年度)

現状と課題

地球温暖化は、大洪水や干ばつ等の異常気象の増加や感染症の拡大を招くなど、生物の生存基盤を脅かす深刻な問題であり、その主な原因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みが国際社会全体で進んでいます。

本県では、平成22年に策定した「県地球温暖化防止実行計画」において、平成32年度の県内の温室効果ガス排出量を基準年の平成2年度と比べて15%削減する目標を掲げており、国の政策を踏まえながら、目標の達成に向けた取組みを着実に進める必要があります。

取組みの方向

県民一人ひとりが、日常生活や事業活動におけるエネルギー消費量と温室効果ガス排出量について認識を深め、家庭における身近な省エネを積極的に実践できるよう普及啓発活動等に取り組むとともに、関係団体や企業等と連携・協力しながら、事業所における環境配慮活動の推進に必要な人材育成や省エネ設備・施設の導入等を支援し、温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。

また、地域における温室効果ガス排出量の削減に向けて、県が率先して役割を果たすため、県有施設の省エネ化等に取り組めます。

主な取組み

1 エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換促進

家庭での効果的な温暖化対策を推進するため、二酸化炭素排出量を計算する環境家計簿や省エネナビの普及に努めるなど、エネルギー消費量と二酸化炭素排出量の「見える化」を進めるとともに、地球温暖化防止活動推進員や環境活動団体、事業者等と連携・協力しながら、レジ袋の削減や通勤等における公共交通機関や自転車の利用拡大など、エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換を促進します。

また、体験等を通じて県民のエネルギー消費に関する意識の転換を図ったうえで、省エネ型家電製品・LED照明や緑のカーテンの普及促進、家庭の節電に関する知識の普及や節電アイデアの提案等を行います。

2 事業者の省エネ化支援

温室効果ガスの総排出量のうち大きな割合を占めている事業活動からの排出量を削減するため、関係団体や事業者等と連携・協力しながら、冷暖房温度の適正化を図るクールビズ、ウォームビズ等のキャンペーンやエコドライブの取組みを推進するとともに、事業所の環境配慮活動の核となる人材育成や環境配慮活動計画の策定、省エネ設備・施設の導入等を支援します。

3 県有施設のエネルギー管理の強化

エネルギー消費量の多い県有施設について、エネルギー管理マニュアルを作成し、空調設備等により効率的な運転に取り組むとともに、費用対効果を十分に検証しながら、太陽光パネルの設置やLED照明への更新等の省エネ化を推進します。

施策48 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

目標

3Rにもっと積極的に取り組めるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
一般廃棄物のリサイクル率	18.1% (平成21年度)	平成23年度中に策定 する循環型社会推進 計画に基づき設定
優良リサイクル製品等認定数	100件 (平成22年度)	136件
産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案の改善率	76.0% (平成22年度)	80.0%
産業廃棄物処理業者への立入検査における不適格件数	3件 (平成22年度)	0件

現状と課題

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、日常生活を物質的に豊かにする一方で、天然資源の枯渇への懸念を生じさせるとともに、大量の廃棄物を生み出し、焼却によるダイオキシンの発生や最終処分場のひっ迫、不法投棄など様々な環境問題を引き起こしました。

本県では、平成19年度に資源循環促進税を導入し、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を促進した結果、廃棄物の排出量等は近年減少傾向にありますが、循環型社会の構築に向けた取組みを一層充実させていく必要があります。

取組みの方向

限りある資源を無駄にせず効率的に利用する取組みを県全体で推進するため、県循環型社会推進計画を基本に、資源循環促進税を活用した3Rの推進や循環型社会ビジネスの振興等に取り組み、循環型社会の構築を目指します。

また、リサイクル等ができない廃棄物については、適正処理を確保するとともに、不法投棄の根絶に向けた監視・指導体制の強化に努めます。

主な取組み

1 3Rの推進

県民、事業者等の各主体が、循環型社会づくりの担い手としての意識を持ち、積極的にそれぞれの役割を果たせるよう、環境月間や3R推進月間等における普及啓発や企業、各種団体等とのネットワークの構築に努めます。

2 廃棄物の適正処理の確保

廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する監視・指導体制の強化、優良処理業者の育成等に取り組むとともに、県廃棄物処理センターを活用し、市町で処理が困難な廃棄物を適正に処理します。

また、市町等と連携・協力し、不法投棄事案に対して迅速かつ的確に対応します。

3 循環型社会ビジネスの振興

他の模範となるようなリサイクル製品や3Rに積極的に取り組んでいる事業所等を優良モデルに認定し、環境イベントにおいてPRするなど、循環型社会ビジネスの育成・支援に取り組みます。

また、大学や企業等と連携しながら、製紙スラッジの発生抑制や有効利用技術などの地域の特色を活かした3 R技術や新たな再資源化システム等の研究開発、ビジネスモデルの事業化を促進します。

施策49 良好な生活環境の保全

目標

安全で快適な生活環境の中で暮らせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
大気環境基準達成率	85.7% (平成21年度)	100%
水質環境基準達成率	82.1% (平成22年度)	100%
法令等に基づく工場等立入調査における排出基準等適合率	ばい煙100% 排水98.9% (平成22年度)	100%
高圧ガス等事故発生件数	9件 (平成18~22年度の平均)	9件以下

現状と課題

我が国では、高度成長期の急速な工業化の進展等に伴い、大気汚染や水質汚濁など深刻な公害問題が各地で発生し、大きな社会問題となりましたが、発生源に対する規制の実施や公害対策技術の進歩等により、現在では、大気や水質、土壌、騒音等の環境基準の達成率や規制基準の遵守状況は高水準となるなど、大きく改善が図られ、生活環境は概ね良好な状況にあります。

今後とも、監視・測定体制の整備や事業者への指導の徹底等により、各種環境基準の達成・維持に努め、県民の良好な生活環境を保全する必要があります。

取組みの方向

安全で快適な生活環境を保全するため、監視体制の充実及び適正な排出規制等を実施し、各種環境基準の達成・維持を図るとともに、公害の未然防止に取り組めます。

また、生活排水対策の推進による水質汚濁の防止や、安全な給水体制の確保を図り、安心できる水環境づくりを進めるとともに、高圧ガス等を取り扱う施設の保安確保に取り組めます。

主な取組み

1 良好な大気、水、土壌環境の保全

新たな環境基準項目等にも対応するため、監視体制の充実・強化を図ります。

また、事業場等の発生源に対しては、法令や条例に基づき、ばい煙や排水等に係る適正な規制の実施及び法令遵守の徹底を指導するとともに、近年問題となっている土壌汚染事例についても適正な措置の実施を指導し、生活環境の保全及び健康被害の未然防止に努めます。

2 騒音、振動、悪臭の防止

市町と連携して規制地域や環境基準の類型指定等の見直しを図るとともに、騒音等の発生源に対する指導の徹底に努めます。

3 生活排水対策の推進と安全で良質な水の確保

生活排水に関する県民の意識を啓発しながら、地域の実情や特性に応じた公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等の計画的な整備を促進するとともに、より安全で良質な水を確保するため、水道事業者が実施する水道水源保全対策を支援します。

4 高圧ガス等取扱施設の保安確保

高圧ガス・火薬類等を取り扱う施設に対する検査を適切に実施するとともに、関係団体と連携・協力しながら、保安講習会を開催するなど、保安意識・技術の向上に努めます。

また、ヒューマンエラーによる事故を防止するため、事業者に対して保安教育の充実など、自主保安体制の強化を指導します。

えがお

基本政策4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 自然と共生する社会の実現

目指す方向

四季折々に美しい姿を見せ、県民にやすらぎを与える豊かな自然環境が、地域住民やボランティア団体・NPO、行政など多様な主体によって適正に管理・保全されるとともに、希少な野生動植物をはじめとする豊かな生物多様性が見られる地域づくりに努めます。

また、緑豊かで魅力ある里地・里山・里海の多面的機能に誰もが気付き、愛媛のかけがえない財産として、守り続けることができるよう県民意識の醸成に努めます。

そして、豊かな自然と共生できる、ふるさと愛媛の実現を目指します。

施策50 豊かな自然環境と生物多様性の保全

目標 豊かな自然を守り、次世代にもっと引き継ぎたい

施策51 魅力ある里地・里山・里海づくり

目標 豊かな自然あふれる里地・里山・里海を守り育てたい

施策 50 豊かな自然環境と生物多様性の保全

目標

豊かな自然を守り、次世代にもっと引き継ぎたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
自然公園、四国のみちの利用者数	5,442 千人 (平成 22 年度)	5,442 千人以上
自然保護指導員・野生動植物保護推進員等の人数	170 人 (平成 23 年度)	180 人
鳥獣保護の違反件数	11 件 (平成 22 年度)	0 件
生物多様性の認識度	39.0% (平成 21 年度)	45.0%
絶滅のおそれのある野生生物の割合	15.0% (平成 14 年度)	15.0%

現状と課題

本県は、西日本最高峰の石鎚山を中心に連なる山々や多島美を誇る瀬戸内海、変化に富んだ宇和海のリアス式海岸など、豊かな自然環境に恵まれるとともに、それぞれの地域で多様な生態系が築かれています。

この豊かな自然との触れ合いを求めて、県内の自然公園等には県内外から多くの人々が訪れていますが、ごみの放置など、自然を傷付ける行為も見られるため、適正な利用を促進するための取組みが必要とされています。

また、近年、野生動植物の乱獲や盗掘、生息・生育環境の悪化、外来生物の影響等により、地域固有の種が絶滅の危機に直面しているため、保護活動の強化が求められています。

取組みの方向

市町や環境保護団体等と連携・協力しながら、自然環境の保全と利用を両立させるためのルールの啓発や違反行為に対する監視・指導に取り組み、自然公園等の適正な保護と利用やエコツーリズムを積極的に推進します。

また、県レッドデータブックで明らかになった希少野生動植物の適切な保護・管理に取り組み、生物多様性の保全に努めます。

主な取組み

1 自然公園等の適正な保護と利用の促進

自然保護意識の普及啓発や自然公園等における各種行為の規制等を通じて自然環境の保全に努めるとともに、自然公園が安全かつ快適に利用できるように、案内板や防護柵等の整備・補修に取り組みます。

2 環境と調和したエコツーリズム等の推進

本県の魅力あふれる自然について、ホームページ等を通じて情報発信するとともに、エコツアー実施団体、環境保護団体、観光関連業者、地域等とのネットワークづくりに努めます。

特に石鎚山系を有する地域において、エコツーリズム等を推進するための人材育成やルールづくり、ツアープログラムの開発支援、トイレや標識等の施設のあり方検討、エコイベントの開催等に取り組み、地域の活性化と自然環境保全の両立を図ります。

3 生物多様性の保全に向けた取組み強化

生物多様性えひめ戦略に基づき、生物多様性センターを整備し、生物多様性保全の調査・研究をはじめ、情報収集、標本管理、人材育成等に取り組むとともに、希少野生動植物の捕獲・採取の規制等を行います。

また、県民一人ひとりが多くの野性動植物が絶滅の危機にさらされていることを十分認識できるように、市町や環境保護団体等と連携・協力しながら、生物多様性フェアの開催や「えひめの人と生きもの学会」の設立、とべ動物園等での県レッドデータブックに掲載された動植物の展示会など、県民に分かりやすい普及啓発に取り組めます。

施策5 1 魅力ある里地・里山・里海づくり

目標

豊かな自然あふれる里地・里山・里海を守り育てたい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
都市農村交流(グリーン・ツーリズム) 施設における年間宿泊者数	71.8千人 (平成22年度)	78.1千人
農地や農業用水などの保全活動に取り組む地区数	427地区 (平成22年度)	640地区
県外からの移住者数	51人 (平成22年度)	70人

現状と課題

里地・里山・里海は、農林水産業の営みによって維持され、食料を安定的に供給する基盤としての機能に加え、豊かな自然環境の保全や多様な文化・社会の形成といった多面的機能を有しています。

しかし、近年、人口減少や高齢化による担い手不足や、耕作放棄地の増加などにより、こうした機能の維持が困難になってきています。

また、森林の適正な管理が行き届かない原因の一つとされる不在村森林所有者への効果的な対策も急務となっています。

農山漁村の持つ多面的機能を十分に発揮させ、緑豊かで魅力ある里地・里山・里海を守り育てるために、豊かな自然や文化など、特色ある資源を活かした農山漁村の環境整備や集落活動の活性化が求められています。

取組みの方向

里地・里山・里海の持つ多面的な機能が発揮されるためには、持続的に人の手によって適切に維持される必要があります。

このため、農山漁村の活性化を通じ、農林水産業と自然との共生が再現されるよう、景観・自然環境の保全や集落環境の整備を進めるとともに、愛媛ならではの資源を活かした集落活動の支援や移住・定住の促進に取り組めます。

主な取組み

1 里地・里山・里海の環境整備

農山漁村の持つ美しい景観や豊かな自然環境の保全を図るため、耕作放棄地の発生防止と解消をはじめ、中山間地域の棚田の保全や水環境の改善など、里地・里山・里海の総合的な環境整備に取り組めます。

2 地域活動の支援

地域コミュニティの持続的な発展を図るため、生き物教室の開催や集落ぐるみのため池管理など地域主体の自然や農業水利施設の保全活動等を支援するとともに、農山漁村に伝わる文化や伝統、景観などの地域資源の保全・伝承に取り組めます。

また、地域の活性化を図るため、都市や他地域の人々との交流を進めるグリーン・ツーリズムやイベント開催などを支援します。

3 新たな魅力創造の支援

マウンテンバイクやパラグライダー、シーカヤックなど、豊かな自然や特徴的な地形などを利用したイベント・大会の持続的な開催を支援することにより、新たな聖地づくりを進め、地域固有の魅力創造に努めます。

4 集落環境の整備と移住・定住の促進

集落道の整備や排水対策、飲雑用水の確保など、農山漁村の活力再生へとつながる集落環境の整備を推進し、定住促進のための基盤づくりに努めます。

また、人口減少が進む中、地域の新たな担い手として移住者を積極的に誘致するため、市町や民間団体と連携して受入れ態勢を整備し、空き家情報の提供などの移住者支援を強化するとともに、本県の豊かな自然・風土を活かし、移住促進に向けた効果的なPRに取り組みます。

えがお

基本政策4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策 環境にやさしい産業の育成

目指す方向

地球の恵みともいえる太陽光やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーのさらなる利活用に取り組みます。

また、適正な森林管理の下、間伐材の利用促進に努め、愛媛の豊富な森林資源を守るとともに県内経済活性化への貢献が期待される低炭素ビジネスの成長を促進します。

そして、これまでに培ってきた技術や地域特性を活かしながら、地域経済を牽引していく環境にやさしい産業を育て、環境保全と産業活動が好循環する社会の実現を目指します。

施策5 2 再生可能エネルギーの利用促進

目標 再生可能エネルギーをもっと普及させたい

施策5 3 低炭素ビジネスの振興

目標 県内企業をもっと低炭素ビジネスに参入できるようにしたい

施策5 4 恵み豊かな森林（もり）づくり

目標 恵み豊かな愛媛の森林（もり）をもっと活用したい

施策5.2 再生可能エネルギーの利用促進

目標

再生可能エネルギーをもっと普及させたい

成果指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
住宅用太陽光発電設備の導入率	1.92% (平成21年度)	平成24年度を目途に策定する「えひめ新エネルギービジョン(仮称)」において設定
新エネルギー導入実績率(原油換算)	20.6万kl (平成23年度)	平成24年度を目途に策定する「えひめ新エネルギービジョン(仮称)」において設定
バイオディーゼル燃料(混合軽油)生産量	557kl (平成22年度)	5,000kl (平成32年度)
木質ペレット年間生産量	1,255t (平成22年度)	3,000t

現状と課題

我が国は国内のエネルギー供給の大部分を、石油をはじめとする化石燃料や安全性が改めて問われている原子力に依存しています。

一方、環境への負荷が少ない太陽光、風力、小水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは、災害時の代替エネルギーとしても注目されていますが、出力の安定性やコストの面で課題があります。

本県では、長い日照時間を活用した太陽光発電をはじめ、みかん搾汁残さ、タオル繊維くず、林地残材などのバイオマスのエネルギー利用のほか、小水力発電等の可能性も含め幅広く検討し、できる限り地域特性を活かした新たなエネルギービジョンを策定し、再生可能エネルギーの利活用に取り組むことが求められています。

取組みの方向

再生可能エネルギーは、環境への負荷が少なく、地域経済の活性化等の効果が期待されることから、県地域新エネルギービジョンを見直し、国の補助制度を活用した再生可能エネルギーの導入促進や、再生可能エネルギー利用に対する県民の意識啓発に取り組めます。

また、技術的課題やコスト問題等の解決を図るため、関係自治体や企業、大学等との連携・協力を努めます。

主な取組み

1 県地域新エネルギービジョンの見直し

国の新たなエネルギー基本計画を踏まえながら、県地域新エネルギービジョンを見直し、新エネルギー導入目標の設定や市町、関係団体等とのネットワーク強化を図ります。

2 太陽光発電の導入促進

年間日照時間が全国平均を上回る本県の気候を活かした太陽光発電の導入支援やメガソーラーの誘致等に努めます。

3 地域特性を活かしたバイオマスの利用促進

バイオマス活用推進計画に基づき、豊かな農林水産資源を誇る本県の地域特性を活かして、間伐材を利用した木質バイオマス等の利用を促進するとともに、みかん搾汁残さ等を原料とするバイオ燃料の利用拡大を図ります。

4 再生可能エネルギー導入促進によるエネルギーの地産地消の推進

エネルギーの地産地消を目指し、関係自治体や企業、大学等と連携・協力しながら、太陽光や小水力をはじめとする再生可能エネルギー導入に関する技術的課題やコスト問題等の解決、情報の共有化に努めるとともに、未利用エネルギーの研究開発など、国への政策提言に取り組みます。

さらに、国の新たなエネルギー政策を踏まえながら、再生可能エネルギーの導入促進について、適宜有効な施策を講じます。

施策 5.3 低炭素ビジネスの振興

目標

県内企業がもっと低炭素ビジネスに参入できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 26 年度)
国内クレジット及びオフセット・クレジット (J-VER) 認証 件数	5 件 (平成 22 年度)	30 件
E V 関連製品の開発や製造に取り組む企業数	3 件 (平成 22 年度)	15 件

現状と課題

本県の二酸化炭素排出量は、平成 20 年度時点で産業・民生業務部門が県全体の約 7 割を占めるなど、事業活動が環境に与える負荷が大きいことから、事業者は、二酸化炭素の排出削減をはじめ、環境に配慮した事業活動に取り組む必要があります。

今後、事業活動を持続的に発展させるためには、低炭素社会への流れを新たな成長要因と捉え、成長が見込める低炭素ビジネス分野への積極的な参入が不可欠となっており、環境保全と経済活性化を両立させることが求められています。

取組みの方向

E V や資源再生に関連する技術の開発・集積を進めるなど、今後成長が見込まれる低炭素ビジネスに積極的に取り組む事業者を支援・育成し、環境分野における成長産業を創出します。

また、環境に配慮した事業活動を普及させるため、CO₂取引制度の導入を促進するなど、環境と経済が好循環する先進環境ビジネスモデルを構築します。

主な取組み

1 E V 関連産業の創出

E V 開発センターを核として、高い技術力を有する本県ものづくり企業の「技」と大学等の研究機関の「知」をつなぎ、E V に関する様々な技術開発を促進するとともに、関係機関や企業等と連携・協力しながら、新たなビジネスモデルの構築や E V 関連産業を支える人材の育成等に取り組み、県内企業による E V 関連産業の創出につなげます。

2 低炭素をキーワードとした新たな製品・サービスの開発促進

えひめ先進環境ビジネス研究会を核として、国内外の環境ビジネスに関する情報提供を行うとともに、カーボンオフセット商品の開発、「愛」あるブランドをはじめとする愛媛産品へのカーボンフットプリント制度の導入を支援することで、環境への配慮を新たな付加価値としてビジネスに取り入れる取組みを推進します。

3 中小企業の CO₂ 排出削減と CO₂ 取引支援

関係機関等と連携・協力しながら、中小企業に対する専門家によるエネルギー診断や国の支援事業の紹介等を行い、国内の CO₂ 取引制度である「国内クレジット制度」及び「オフセット・クレジット (J-VER) 制度」の活用を支援することで、県内中小企業の CO₂ 排出削減等の取組みを促進します。

施策54 恵み豊かな森林（もり）づくり

目標

恵み豊かな愛媛の森林（もり）をもっと活用したい

成果指標	現状値	目標値 (平成26年度)
人工林における間伐実施面積	8,907ha/年 (平成22年度)	9,500ha/年
森との交流人口 (森林環境税対象事業により森林(木材等含む)と交流した人数)	203,631人 (平成22年度)	720,000人
県内の木材(加工前の丸太の状態)生産量	453千m ³ (平成22年度)	610千m ³

現状と課題

本県では、豊かな森林資源を守るため、平成13年を「森林そ生元年」と位置付け、平成17年度には森林環境税を導入するなど、積極的な取組みを進めてきました。

しかし、近年、林業の採算性の悪化や不在村森林所有者の増加によって、間伐等の手入れが行き届かず、さらには所有山林の場所や境界が分からなくなるなど、適正に管理されない森林が増加する傾向にあります。

また、利用されず放棄された里山林も増加する中、水源かん養や土砂崩壊防止、地球温暖化防止機能といった森林の持つ多様な公益的機能の低下が問題となっています。

一方、県民の健康志向や生活スタイルの変化等により、やすらぎや憩いの場として森林への期待も高まっており、森林が、県民生活に密着した地域共有財産であるとともに、緑の社会資本であるとの共通認識の下、県民一体となった森林保全への取組みが求められています。

取組みの方向

森林が有する水源かん養や地球温暖化防止などの公益的機能を高度に発揮させ、健全で多様な森林を育成していくためには、森林資源を積極的に活用して、森林の整備から木材の生産、加工、流通までを総合的に推進し、森林・林業の振興を図っていく必要があることから、国の補助制度や森林環境税を有効に活用し、適正な森林の管理を推進します。

また、県民や企業、NPOなどの団体と行政が一体となった森林の整備や、管理体制の構築に取り組むとともに、森林に対する理解の促進や触れ合う機会の創出を図ります。

主な取組み

1 森林の適正な管理

公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の森林整備を進めるとともに、広葉樹等の植栽など、地域に応じた育林に取り組めます。

また、GISやGPSを活用した境界の明確化に取り組むなど、適正な森林管理や計画的な森林整備を促進します。

さらに、森林の乱開発を防止し、美しい森林を保全するため、保安林制度や林地開発許可制度の適切な運用を図るとともに、野生動物や病害虫等による森林被害の防止に取り組めます。

2 森林に対する理解の促進

森林に対する県民の理解促進と保全活動への県民参加の気運醸成を図るため、森林に関する様々な情報を効果的に発信するとともに、森林資源の活用に向けた森林ボランティアなどの育成に取り組みます。

3 森林づくりへの県民参加の促進

県内小学生を対象にした森林整備体験活動や水産業者等と連携した森林整備など、県民や企業、NPOなどの多様な主体が一体となった森林の整備や管理体制の構築に取り組みます。

また、森林ボランティアの交流会開催など、森林資源を活用した取組みを支援することにより、森林と触れ合う機会の創出を図ります。

4 間伐材等の木材利用の推進

民間住宅や公共施設等の建築資材はもとより、公共工事においても、間伐材等の木材利用を積極的に推進します。

また、これまで林内に放置されてきた低質材についても、製紙用原料や燃料等への利用を図るなど、森林資源を活用することにより、間伐等の森林整備を促進させ、健全な森林の管理を推進します。

第5章 地域別計画

1 計画策定の主旨

(1) 計画の位置付け（分野別計画との関係）

各地域で育まれてきた特性や強みを活かしながら、真の実力を兼ね備えた個性豊かな地域を形成し、長期ビジョンで描いた将来像を実現するため、重点的に推進する地域づくりの方向や施策展開の方向性を示すものです。

なお、この計画は、従来、各地方局が策定していた地域振興重点化プログラムとしての性格も兼ね備えるものであり、地方局予算等を活用しながら、より独創性・独自性を発揮した地域振興方策を展開してまいります。

(2) 計画の構成

- ・地域の特性

地域それぞれの特性や強みを掲載

- ・地域の課題

地域それぞれが抱える地域固有の課題を掲載

- ・地域振興の基本方向

地域の特性や課題を踏まえ、今後4年間で重点的に推進する地域づくりの方向や、個性ある地域づくりに直接関連する施策等を中心に記載

2 圏域の考え方

市町村合併の進展や、道路や情報通信網などの社会基盤整備の拡充に伴う生活圏域や経済圏域の広域化に加え、地方分権の実現に向けた連携強化や機能分担の必要性の高まりなど、行政課題の多様化や広域化への適切な対応が求められていることから、広域行政の中核拠点としての役割を担う東予、中予、南予の3地方局が管轄する地域を、一体的な地域づくりを推進する圏域として設定しています。

- ・東予地域（4市1町）

今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町

- ・中予地域（3市3町）

松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町

- ・南予地域（4市5町）

宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

【東予地域：ものづくり産業を核にした地域連携による活力創造圏域の形成を目指します】

〔地域の特性〕

東予地域は、四国の中央部に位置して四国の他の3県と接するとともに、四国4県の県庁所在地を結ぶ四国8の字ネットワークの結節点を有するほか、しまなみ海道を通じて広島県とも接しています。

また、東予港や三島川之江港などの重要港湾を擁し、陸と海の交通の要衝となっています。

製紙・紙加工業が集積する四国中央市、住友グループの企業城下町として発展してきた新居浜市、半導体、造船、ビール、鉄鋼などの工場が立地する西条市、造船、タオル、石油関連の工場が立地する今治市と、地域ごとに特徴のある産業が集積し、製造品出荷額は県全体の8割近くを占め、四国一のものづくり産業の集積地となっています。

また、全国1位の生産量を誇る愛宕柿や裸麦をはじめ、水稻、野菜、果樹、養鶏など自然条件を活かした多様な農林水産業が展開されています。

東西にわたって10万人規模の4市が隣接し、それぞれに一定の都市機能を備えており、通勤通学が市町の域を越えて行われるなど、地域内交流も見受けられます。

燧灘に沿って中央構造線が東西に走り、その南には石鎚・赤石山系の山々が、また、北には多島美を誇るしまなみ地域があり、比較的温暖な気候の下、希少生物も生息する雄大で豊かな自然環境を有しています。

〔地域の課題〕

世界市場を対象に活動する企業が多く、グローバル化が進展する中で、外国企業との競争に打ち勝つために、生産拠点の海外移転も含めた検討が行われており、空洞化が懸念されています。

中核企業を支える高い技術力を有する中小企業が多く集積していますが、優秀な技能を持った職人が定年等で減ってきており、人材の確保と育成が課題となっています。

また、域内企業には、下請け体質から脱却できていない傾向もあり、異業種との交流や独自の研究開発、販路開拓などに、もっと積極的に取り組み、企業体質の強化を図る必要があります。

農業の担い手減少、耕作放棄地の増加等に加え、農産物価格の低迷や自然災害など、農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっている中、次代を担う人材の育成を急ぐとともに、農地の保全と有効利用、産地の育成など、地域農業を持続的に維持・発展させていく新たな仕組みづくりに取り組む必要があります。

自転車で歩いても渡れるしまなみ海道、西日本最高峰の石鎚山、近代化の歴史を物語る別子銅山産業遺産、豪華絢爛なだんじり、勇壮華麗な太鼓祭り、水引き細工等伝統的な紙文化など、他に誇るべき観光資源は豊富にあるものの、全国的な知名度は低く、本州から松山・道後温泉に入る動線上にある立地を活かした観光振興を図る必要があります。

人口減少により、周辺部の地域の足となってきた生活バス路線や島しょ部の生活航路の存続が難しい状況になっているほか、医師不足によって救急医療体制の運営維持が厳しく、中心商店街も空洞化するなど、都市機能が低下する中で、高齢者など誰もが快適で安全・安心に暮らせる環境を守る必要があります。

企業や住居が密集する沿岸部に海拔ゼロメートル地帯があり、また、芸予地震や大規模な水害・土砂災害、集落の孤立化などの経験を踏まえ、地震や台風等による災害に備える必要があります。

森林が本来持っている水源かん養や地球温暖化防止等の公益的機能を高めるほか、自然公園等の適正利用の促進や生物多様性の保全を図る必要があるとともに、ものづくりの工場等が集積するこの地域では、産業の振興と調和して自然環境を守ることが必要です。

〔地域振興の基本方向〕

1 ものづくりを基軸とした足腰の強い産業基盤の形成

企業留置による雇用の確保

産業集積の中核となっている企業が生産拠点を海外等に移転することを防止するため、立地存続に必要な港湾、道路等のハード整備に取り組むとともに、企業ニーズを把握し、企業の立場に立ったフォローアップを行うことにより企業留置に努め、雇用の場の確保を図ります。

ものづくり産業を支える人材の確保・育成の支援

小・中学生を対象とした地域産業学習、工場見学や実業系の高校におけるインターンシップ体験などにより、地域産業に対する理解を促進するとともに、大学生の地元企業へのUターンを支援し、ものづくり産業を支える人材を確保します。

また、人材育成施設への支援などにより、技能継承を進め、若手技術者を育成します。

中小企業の体質強化

産業支援機関や金融機関、研究機関等と連携し、異業種交流、研究開発、販路開拓などに積極的にチャレンジできる環境を整備し、意欲ある企業、経営者を支援します。

農林水産業の担い手の育成と新しい農林水産業ビジネスの展開

企業集積地である地域の特性を活かして、企業が有するものづくり技術や販売力、経営ノウハウ等を活用し、高い能力と多様な資質を有する農林水産業の担い手を育成します。

また、一次産業と二・三次産業を結ぶ農商工連携に取り組みやすい地域の優位性を活かして、6次産業化など、農林水産業の高度化・効率化・産品の高付加価値化につなげる新しい農林水産ビジネスの展開を支援します。

2 地域資源を活かした魅力ある観光交流圏の創造

産業観光の振興

別子銅山産業遺産等の保存・活用に取り組むとともに、タオル、造船、紙などの工場、産業観光につながる資源が豊富にあることから、体験学習、修学・研修旅行の誘致や新たな視点でのツアー商品の開発などに取り組みます。

しまなみ地域の活性化

周遊・滞在型のサイクリングの普及に努めるとともに、グリーン・ツーリズムと連携して、地域住民との交流を促進することにより、サイクリストの聖地としての地位を確立します。

広域観光ルートの構築

愛媛の陸の玄関口という立地を活かして、個々の観光資源の魅力を引き出すとともに、「坂の上の雲」のまち松山とを結んだ物語性のある広域観光ルートの構築に努めます。

また、着地型観光をコーディネートする組織や人材の育成を図るとともに、地域資源を活かした土産品、「食」の開発や、滞在時間の延長や宿泊を伴う企画の商品化を促進します。

自然環境の保全とエコツーリズムの推進

加茂川・中山川河口に広がる県下最大の干潟、石鎚・赤石山系の山々、しまなみ海道周辺の島々など、かけがえのない豊かな環境とそこに生息する希少生物を保護するため、自然環境の保全やその魅力を活かしたエコツーリズム、グリーン・ツーリズムの推進に努めます。

3 健康と安心が支える元気あふれる地域づくり

住民の安心を支える地域医療の確保

地域の医療を地域の財産として住民が守る気運を醸成するとともに、大学、医師会、医療機関、消防、住民、行政等の関係機関が連携を図り、救急医療、災害医療、小児医療など、住民の安心を支える医療の確保に努めます。

中小企業における健康づくりの支援

住民主体の健康づくりをきめ細かく推進する視点から、特に「ものづくり」を支える中小企業

の従業員等に重点を置いて、事業主の意識改革、従業員等の健康診断・がん検診受診率の向上、生活習慣の改善など、健康づくりを進める上で重要な職域保健の充実に努めます。

社会的弱者を支えるコミュニティ力の充実

子どもや高齢者、障害者などが周囲に支えられ、住み慣れた街で、生涯、安心して暮らすことができる地域社会づくりを支援します。

4 都市機能の充実・再生と災害対応力の強化

地域内連携の推進

共通する地域課題に対応し、都市機能のより一層の強化を図るため、地域内の市町はもとより経済関係団体をはじめ各種団体の地域内連携を推進します。

交通ネットワークの充実

今治小松自動車道の早期全線開通や国道 11 号の渋滞緩和対策などの主要道路整備や、離島間をつなぐ上島架橋を推進するとともに、鉄道、バス、島しょ部をつなぐ航路など、公共交通機関の利便性の向上を図るほか、住民ニーズに応じた福祉バスやデマンド交通（乗合タクシー）などを適切に組み合わせることにより、まちづくりの基盤となる交通ネットワークの充実に取り組みます。

都市環境づくりの推進

地元企業及び地域住民との連携・協力による中央分離帯の防草対策など、創意工夫による維持管理手法により、コストの縮減を図り、道路施設等の効率的・効果的な管理に努めながら、快適で安全な都市環境を維持します。

都市機能がコンパクトに集積したまちづくりの推進

子育てや地域情報発信等に関するNPO等を育成するなど、住民と協働したまちづくりを支援するとともに、地域コミュニティの核となる中心市街地・商店街の活性化に取り組み、子どもや高齢者、障害者など、すべての住民にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを推進します。

地域と企業等の連携による防災力の強化

河川等の防災施設の整備を推進するとともに、行政や企業、住民が連携・協力して防災力の向上を図るため、企業と地元自治組織等との災害時応援協定締結などを支援します。

企業に隣接する地域の安全対策の向上

石油コンビナートや化学工場などの製造施設に起因する二次災害への安全対策の周知徹底を図ります。

森林の適正管理の促進

16年災害を教訓として、森林が本来持っている水源かん養や土砂災害防止等の公益的機能を高めるため、森林の適正管理を促進します。

【中予地域：人、モノ、情報を駆使して広域的な牽引力を発揮する高機能圏域の形成を目指します】

〔地域の特性〕

中予地域は、重信川流域に広がる松山平野が、海岸部に穏やかな瀬戸内海を臨み、緩やかな丘陵が緑を彩りながら、山間部の石鎚国立公園へとつながるなど、豊かな自然や美しい景観に恵まれています。

中予地域は、本県の人口の4割強の人口を擁し、その中核都市である松山市では人口集中が進む一方、久万高原町をはじめとする山間部、島しょ部では過疎化・高齢化が急速に進行しています。

松山市を中心とする都市部は、県内随一の商業機能に加え、医療、教育、文化、スポーツ等の施設が集積し、県内最大の観光地である道後温泉をはじめとして歴史や文学にまつわる観光資源が数多く存在しています。

また、美術館や博物館などの文化拠点施設を中心に幅広い文化活動や交流が行われており、本県の産業や観光、文化など様々な分野のリーディングゾーンとなっています。

産業面では、化学繊維、一般機械、食品加工などの大手製造業が着実に成長する中、近年では太陽光発電関係企業等も立地するなど、個性的な産業が地域に根付きつつあります。

一方、農林水産業を主たる産業とする地域においては、紅まどんな、せとか、キウイフルーツ、栗などの果樹、高冷地特有の気候を活かし環境に配慮したトマト、ピーマンをはじめとする高原野菜や清流米などの多様な農産物、豊かな森林資源を活かした木材、シラスやハモなどの水産物など、地域の特色のある農林水産物も盛んに産出されているほか、豊かな自然と美しい景観は、観光資源として高いポテンシャルを有しています。

〔地域の課題〕

中予地域では、行政機関や企業、大学等の教育機関が松山市を中心とする都市部に集積するという特性を活かし、地域間競争が激化する中、中予地域のみならず、愛媛全体の活性化を牽引する新たな取り組みが求められています。

また、空や海の玄関口を持つ地域特性を一層発揮し、これまでの観光資源に加えて、新たな観光手法の推進などに取り組み、ドラマ「坂の上の雲」効果を一過性に終わらせないよう継続的な観光誘致施策を効果的に展開する必要があります。

松山市を中心とする都市部では、公園や下水道施設の整備、道路の渋滞の解消や歩行者等の安全確保など、都市機能の強化に加え、多様な水源の確保など水資源対策が急務になっているほか、都市近郊の豊かな自然環境の保全と環境に関する理解の促進が課題となっています。

一方、急速な高齢化や人口減少が進展している山間部や島しょ部では、集落機能の維持や生産・生活基盤の確保、地域の振興、安全・安心の確保が大きな課題となっており、その解決のためには、依然として遅れている社会資本整備、地域福祉の推進、若者の定住促進のほか、集落とNPO法人やボランティアとの交流や協働、都市と農村の交流、都市部が有する高次的都市機能の活用など、新たな仕組みづくりが求められています。

県内人口の4割強を擁する中予地域では、大規模災害等が発生した場合、多くの住民に甚大な被害が及ぶことが想定されることから、行政、消防、医療など関係機関の十分な対応が今まで以上に求められています。

また、松山市など都市部には、救急医療機能が集中しており、地域全体での安全・安心な地域医療の推進が求められています。

中予地域には魅力ある産業が数多くあるものの、魅力の周知が不十分であったり、地元消費者へのアピール度が低い農林水産物もあることから、従来の流通システムや消費性向にとらわれない新しい発想により消費者や異業種間の連携を進めるなど、さらなる活力ある産業づくりへの取り組みが課題となっています。

〔地域振興の基本方向〕

1 人・モノ・情報のネットワークづくり

産学官連携による人材の育成

行政機関や企業、大学等の教育機関が中予地域に集積している強みを活かして、これからの愛媛を力強く牽引する人材を育成するとともに、人材育成・活用ネットワークを構築し、新たなイノベーションの創出や産業技術への応用につなげます。

交流による魅力とにぎわいの創出

最近の農山漁村における体験・交流型のグリーン・ツーリズムに対する人気の高まりや、団体旅行から個人旅行への観光形態の変化、外国人観光客の増加、地域内の山間部への新しいアクセス網の整備、さらには身近なスポーツを通じた健康志向の高まりなどを踏まえ、中予地域にある自然、歴史、文化、施設などの資源を広域的に結んだ体験型観光・交流ルートの設定・PRに努めるほか、産業観光やヘルスツーリズムなど、新たな手法の観光の推進、観光標識・観光案内の充実等に取り組むことで、地域内外の人の交流を活発化させ、新たな魅力とにぎわいの創出につなげます。

2 県民が快適に生活できる環境づくり

都市機能の強化や地域活性化を支える社会資本整備の充実

県都を抱える中予地域の都市機能を高めるため、松山外環状道路やJR松山駅付近連続立体交差事業などに重点的に取り組むとともに、過疎化・高齢化が著しく進展している山間部・島しょ部においては、遅れている社会資本の整備や生活交通の維持確保に努め、その活性化を図ります。

環境に優しい地域づくりの推進

松山市を中心とした都市部における身近な環境問題への理解促進と、快適な都市空間の形成を図るため、中予地域に集中している環境関連機関や教育関係者と連携した環境教育・学習の推進に努めます。

また、都市近郊や中山間地域において、森林や水田の適正な管理・保全を進めるとともに、その水源かん養等多面的機能を活かした環境保全モデルづくりに取り組みます。

支え合う福祉社会づくりの推進

人口が集積する中予地域では、高齢者、障害者、子どもの福祉分野における多種多様な課題が山積しているため、住民やボランティア、NPO、各種団体など、地域の多様な主体が協働して、高齢者や障害者、子どもが安心して暮らせる地域づくりに取り組むとともに、大学や研修施設が集積している強みを活かして専門性のある研修事業を実施するなど、人材の育成を進め、福祉サービスの向上につなげます。

3 県民の生命・財産を守る体制等の整備

地域の防災力強化

本県の4割強の人口を擁する中予地域においては、地震や原子力災害等が発生した場合、多くの住民に甚大な被害が及ぶことが想定されることから、行政、消防、医療、自主防災組織等の防災関係機関が連携して防災体制の強化を図るほか、自主防災組織のリーダーとしての防災士の養成や積極的活用、産業基盤の保全、防災施設の整備等、災害に強い地域づくりに取り組みます。

質の高い医療提供体制の充実

地域としての総合的な医療体制を確保するため、都市部に集中する医療機能の活用により山間部や島しょ部の医療体制の補完を図るほか、救急医療体制の維持・確保や、かかりつけ医と二次医療機関等との医療連携に取り組むとともに、軽症患者の救急利用抑制に向けた県民の意識啓発に努めます。

食の安全・安心の強化と消費者の自立支援

食品流通の広域化・複雑化に伴う食に対するリスクの高まりや、悪質商法などの消費者トラブルの増加に対応して、関係機関と連携しながら、相談・監視体制の強化と消費者の自立支援に取り組めます。

4 活力ある産業づくりの推進

産業を担う人づくりと企業誘致の推進

次代を担う若者と、中予地域に数多く存在する魅力ある地域産業や地域の農林水産業等との触れ合いの機会を提供し、若年期から相互理解を深めることにより、中予地域の産業を担う人材の育成や雇用のミスマッチの解消につなげます。

また、市町や関係団体と連携し、新たな企業の誘致にも取り組めます。

魅力ある商店街づくりの推進

大消費地を抱える中予地域では、魅力次第で商店街の集客力を高めることが可能であることから、商店街でのにぎわい創出や地域コミュニティ機能を強化し、商店街に商品販売の場としての役割だけでなく、社会的・文化的な情報発信や地域コミュニティの担い手としての役割を持たせるよう支援し、郊外店に匹敵する魅力ある商店街づくりにつなげます。

魅力ある農林水産物の競争力強化

県内最大の消費地である松山市を抱える地域特性を活かして、中予地域の魅力ある農林水産物について、農林水産業者と商工業者の連携を図りながら、新たな販売ルートの開拓や需要の掘り起こしなどを行い、地産地消の推進と生産者の所得の向上に取り組むほか、農林水産業の経営基盤強化を図るため、経営の自立に向けた取組みを支援します。

中山間地域農林業の活性化の推進

耕作放棄地が増加している中予地域の中山間地域農林業の活性化を図るため、新たな生産技術の速やかな普及や、鳥獣害防止対策、農・林業生産基盤整備、放牧の推進など、総合的な対策に取り組めます。

また、集落機能の維持や生産・生活基盤の確保のため、高齢農業者が栽培しやすい作目の導入と普及に加え、道の駅等の直売所とのネットワーク化や都市消費者との交流を促進します。

森林資源の活用

豊富な森林資源を有する中予地域の中山間地においては、これまで育ててきた森林資源を活用していく時代を迎えており、木材の安定供給から加工販売までの総合的な取組みを推進し、成長産業への育成を目指します。

【南予地域：豊かな農林水産物と癒し空間が人を惹きつける交流圏域の形成を目指します】

〔地域の特性〕

南予地域の総面積は約2,523 km²で、県下の44.5%を占めていますが、その大半を山林が占める典型的な中山間地域となっています。

気候は比較的温暖で、四国カルストや日本一細長い佐田岬半島、リアス式海岸の続く宇和海沿岸など、豊かな自然と美しい景観に彩られています。

多くの歴史的な文化遺産や史跡が残るとともに、日々の暮らしにおいて伝統的な習俗・文化などが数多く伝承されており、穏やかで情緒あふれる地域を形成しています。

産業分野では、日照条件に恵まれた傾斜地における全国一の生産量を誇るかんきつ農業をはじめ、豊かな森林資源を活かした林業やしいたけ栽培、酪農や肉用牛・豚などの畜産業、リアス式海岸の波静かな入江を利用したマダイ、ブリ、真珠、真珠母貝などの養殖業など、多彩な農林水産業が展開されています。

〔地域の課題〕

南予地域の人口は約29万人で県全体の19.8%であり、平成22年国勢調査における人口等基本集計結果では、この5年間の人口減少率が7.0%と県全体の2.5%を大きく上回るとともに、平成23年4月の高齢化率においても32.3%と県平均の26.1%を大きく上回り、人口減少に歯止めがかからず高齢化が進展しています。

四国で唯一の原子力発電所の安全対策の強化はもとより、大部分が山地で、まとまった平地が少なく、河口や入江、河川流域に市街地や集落が密集しており、台風や豪雨の自然災害に備えた肱川をはじめとする河川や海岸の治水・高潮対策や、今世紀前半の発生が懸念されている南海地震による津波等への早急な対策が求められています。

深刻な医師不足による地域医療の崩壊を防ぐため、保健・医療・福祉が連携した一体的なサービスの提供など、住民が安心して暮らすことのできる環境づくりをはじめ、生活交通の維持確保など過疎地域の振興対策が求められています。

販売価格の下落や後継者不足等により、基幹産業である農林水産業が低迷していることに加え、企業の撤退などにより地域経済が疲弊し、雇用環境も悪化しており、各産業の底上げと産業間の連携が強く求められています。

地域産業や観光交流の振興、流通の促進などを図るとともに、災害から県民の生活と暮らしを守るためにも、東・中予地域に比べ遅れている高速道路の延伸などの社会基盤の早急な整備が求められています。

〔地域振興の基本方向〕

1 安全・安心な暮らしづくり

伊方原子力発電所に対する安全対策の推進

伊方原子力発電所において緊急事態が発生した場合に、地域住民へ迅速かつ正確な情報が提供されるよう行政と事業者、地域が一体となった情報連絡体制の構築に努め、住民の避難路・避難港の整備や関係市町の避難計画の策定支援を行うとともに、広域における住民の避難・誘導方法の検討や、避難者受入れ体制の整備に努めます。

南海地震等に備えた地域防災力の向上

地域の人命・財産を守るために肱川の河川整備などの治水・土砂災害防止対策の推進に取り組むとともに、南海地震等の大規模災害の発生に備え、緊急輸送道路の整備や孤立集落の発生を抑制するための道路整備、災害に強い港湾の整備、海岸保全施設等の基盤整備を推進します。

また、市町が策定する災害時要援護者避難支援プランにおける個別計画の策定促進、自主防災組織の活動支援により、地域全体の防災力アップに努めます。

地域医療体制の拡充強化

地域医療及び救急医療体制の維持確保を図るため、効率的な医療体制について各種協議会等で、取組方策等の検討を続けるほか、保健・医療・福祉の連携を促進し、切れ目のないケア体制の構築を図るとともに、地域住民に対し適正受診の普及啓発や救急医療の現状及び医療に関する知識の理解促進を図ります。

また、初期救急医療体制の整備や救急医療従事医師の確保に努め、病院等の建替え・新築工事等を支援するなど、医療提供体制の拡充強化を図ります。

高齢者が安心して暮らせ、元気に活躍できる地域社会づくりの推進

3人に1人が高齢者である南予地域において、高齢者が地域でいきいきと生活するための応援体制づくりが重要です。

このため、豊富な経験や知識を有する高齢者が、次世代育成や地域の絆づくりの積極的な支援者として活躍することができる地域づくりに努め、世代を越えた助け合い支え合いがあふれる地域社会づくりを推進します。

また、高齢者が安心して暮らせるよう関係団体との連携・協力を推進し、介護従事者の資質向上を図るなど、高齢者に対する支援体制の充実に努めます。

2 活力ある産業づくり

農家の所得向上と産地の活性化

新規就農者の確保・育成に努め、消費者嗜好や市場ニーズの多様化に適応した有望品種の導入や品種転換を図るとともに、ブランド化や6次産業化による付加価値の高い新たな加工品の創出や販路開拓に取り組み、消費・販売拡大のためのPRを積極的に展開することで、農家の所得向上と産地の活性化を図ります。

鳥獣害防止対策等による地域農業の振興

農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加等に対応するため、農作業の省力化や鳥獣害防止のための施設整備の取組みを総合的に支援し、産地の生産体制の強化を図ります。

地域材の利用促進による林業の振興

南予地域に豊富なヒノキなどの森林資源を活かし、林業経営の基盤づくりを進めるとともに、地域材の利用を促進することにより、森林の整備から木材の生産、加工、流通までを総合的に推進します。

もうかる漁業の確立等による水産業の振興

漁業の担い手育成に積極的に取り組むとともに、適正なマグロ養殖やマハタ・クエ等の新しい養殖魚種の開発・実用化、愛媛真珠のブランド確立や真珠母貝の生産体制強化に取り組むほか、新たな流通販売体制づくりや海外輸出の促進等により、もうかる漁業を確立し、地域の水産業の振興に努めます。

産学官連携等による農林水産業の活性化

これまで素材にとどまっていた優れた県産品を発掘し、産学官連携拠点である愛媛大学南予水産研究センターや植物工場南レクアグリパーク等において、効率的な生産技術の実用化を図り、食の安全・安心意識の高まりなど、多様な消費者ニーズに対応した新たな加工商品の開発や高付加価値化、新たな魅力を持った商品のブランド化により、地域の農林水産業の活性化に努めます。

企業の誘致・留置対策の推進

行政・民間関係者が連携して企業に関する情報の共有化に努め、企業立地に係る課題の洗い出しや解決策の検討を行うとともに、立地環境の整備・充実に努めることにより、地域の雇用創出につながる企業誘致を推進します。

また、訪問活動等を通じて既存企業との密接な情報交換を図り、企業の要望・意見へのきめ細かな対応により、地域外への流出を防止する留置対策に努めます。

3 訪れたいまちづくり

「えひめ南予いやし博 2012」開催を契機とした交流人口の増加

高速道路の宇和島延伸を契機として、「えひめ南予いやし博 2012」をはじめとする各種イベントの開催や、南レク公園など余暇施設の充実等により、観光資源の魅力強化に努めるとともに、これまで守り育ててきた美しい町並みや豊かな自然あふれる生活環境など、癒しの空間としての南予の魅力、県・市町・関係団体が連携して、強力に絶え間なく発信し、南予への人の流れをつくり、交流人口の増加と南予地域への移住・定住の促進に努めます。

市町の広域連携など地域連携の強化

スケールメリットを活かし南予の9市町が一体となって取り組む広域連携事業について支援を行うとともに、産直施設等のネットワーク化を図り、地域に点在している特産品等の情報の集約に努めるなど、各施設共同のイベントや産品販売等を通じて、南予地域が一体となって情報発信に取り組みます。

4 地域を支える基盤づくり

高速道路及び生活道路網の整備促進

地域産業や観光交流の振興、地域医療体制整備の基盤となり、災害時の緊急輸送道路及び避難路として重要な役割を持つ高速道路（津島道路（仮称））や地域高規格道路（大洲・八幡浜自動車道）等の幹線道路網、地域住民の暮らしに不可欠な生活道路網など、交通ネットワークの形成に努めます。

生産基盤の整備促進と港湾の機能強化

愛媛の食糧供給基地である南予の農林水産業を支える生産基盤の整備促進と物流基盤の拠点としての港湾の機能強化に努めます。

生活交通の維持確保と利用促進

地域住民の日常生活における足を確保し、すべての人々が安全に安心して過ごせる、快適な地域社会を実現するための生活バス路線や離島航路及びJR予土線など地域の鉄道路線の維持確保と利用促進を図ります。

第6章 推進姿勢

「えひめ力を総結集した県政の推進」

～ 挑戦・連携・創造が拓く未来に向かって ～

「愛のくに ^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」を実現するために当面必要と考える施策の方向性と主要な取組みを分野別計画及び地域別計画として表しましたが、これらの施策を進める際の県の基本的な姿勢を「挑戦」「連携」「創造」という3つの視点でお示します。

県では、この姿勢に基づき、県民の皆さんをはじめ、企業、市町、各種団体など、愛媛のあらゆる主体が持つ様々な力を県政を推進する「えひめ力」として総結集し、果敢に未来を切り拓きながら、着実に愛媛づくりを進めていきます。

1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”

閉塞感がまん延している現状を打破し、地域の活力を再生するためには、地方が住民とともに独創的で自立した行政運営を行うことができる真の分権型社会に改革することが不可欠と考えますが、国における改革は、内容、スピードともに十分とは言えません。

県では、三位一体改革による地方交付税等の大幅削減などにより窮地に陥った財政状況を打開するため、徹底した事務事業の見直し、職員数の削減や臨時的な給与カット、大規模事業の原則凍結、県有財産の計画的売却など、国を大きく上回る思い切った財政構造改革を断行し、行政サービスの水準を可能な限り維持しつつ、持続可能な財政構造の確立に力を注いできました。

その結果、臨時財政対策債を除く県債残高を年々大幅に減少させたほか、枯渇するおそれのあった財源対策用基金を積み増すことにより、目標としていた残高200億円を達成するなど、財政再生団体への転落を回避することができましたが、本格化する人口減少や急速な高齢化に伴う社会保障関係経費の増加が確実視される一方で、国の財政運営や経済の先行きが不透明な中、今後の国の地方財政措置等の動向によっては、県政運営を取り巻く環境は、さらに厳しさを増すのではないかと懸念されています。

このような状況の中、県では、引き続き、自らの行財政改革を徹底するとともに、国に対して、真の分権型社会の実現を強力に訴えていきます。

(1) 地方分権改革の実現に向けた挑戦

地方分権改革とは、国と地方の明確な役割分担の下、それぞれが独立した権限と自らの税財源を持つことにより、地方が独創的で自立した行政運営が行えるような新しい国の形をつくることです。

そのため、国に対して、地方のあるべき役割分担の姿を積極的に提示し、それに見合った権限と財源の移譲を確実に行うよう、強く主張していきます。

特に、依存財源が歳入の過半を占める本県の財政構造を踏まえ、国に対して、社会保障関係経費の増加等に見合った地方交付税の確保をはじめ、税制抜本改革や社会保障と税の一体改革における地方消費税の拡充等の地方税財源の充実・強化を強く求めていきます。

一方で、地方分権は、地方にとってバラ色の未来を約束するものではなく、地方の行財政運営の自由度を増すものである以上、自立への覚悟が求められます。県自らも「自主・自立のえひめ」を目指して、一層の行政改革に取り組んでいきます。

(2) 機能的かつ最適規模の組織・業務体制の構築に向けた挑戦

社会経済情勢が急速に変化する中で、県民ニーズに柔軟に対応しながら行政サービスを提供し続けるためには、人材や財源、資産など、県が持つあらゆる行財政資源を総動員して、最大限有効に活用する視点が欠かせません。

このため、県では、厳しい財政状況を踏まえた定員の適正化や適切な給与水準の維持、職員の能力を効果的に引き出すための人員配置や簡素化・効率化を基本とした機動的で足腰の強い組織体制を目指した不断の取組みを進めるほか、事務事業評価の徹底などにより、事務事業の効率的な執行や一層の無駄の排除に努めるとともに、県有の土地や建物などの既存ストックを有効に活用する観点でファシリティマネジメントを進めるなど、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう機能的な組織・業務体制の構築に取り組めます。

(3) 財政の健全化に向けたさらなる挑戦

これまで取り組んできた財政構造改革の成果も踏まえながら、新たに財源対策用基金残高や実質公債費比率等の具体的な数値目標を掲げた「財政健全化基本方針」を策定し、財政健全化と重点化分野への施策展開との両立を図ります。

今後は、この方針に基づき、「あれもこれも」から「あれかこれか」の厳しい選択を徹底した事務事業見直しによるスクラップアンドビルド等を通じて、メリハリの利いた予算編成に取り組むとともに、県税の徴収率向上や滞納額の縮減、広告料収入の確保、遊休県有財産の売却や貸付けによる利活用に取り組むなど、歳入歳出両面からの取組みを進め、将来負担の軽減を図ります。

2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”

今後の地域づくりにおいて、複雑多様化した行政課題に的確に対応するためには、行政によるサービス等の提供に加え、地域自らが主体的に考え出した地域ならではの解決策に取り組むことが欠かせません。

現在、こうした活動は、住民のみならず、NPOや大学、さらには企業などの多様な主体によって支えられ、徐々に広がりを見せつつありますが、地域の実情や個性に応じた取組みを進める上で、住民に最も身近な存在である基礎自治体としての市町の役割は極めて重要です。

県では、「住民主体、行政参画」を県政運営の基本的な方向として位置付け、県民主役の県政を進めるため、まずは、市町の役割を重視しながら対等な立場で連携を深めつつ、県民やNPOなどの多様な主体の結節点となって連携・協働を進め、地域の自発的な活動を後押ししながら、県民が望む地域づくりにつなげていきます。

また、広域化した政策課題への対応、スケールメリットによる効率化、国内外を視野に入れた発信力や競争力の強化などを図る観点で、近隣県等との連携した取組みも進めていきます。

(1) 「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携

県では、対等の関係にある基礎自治体との間で、組織の垣根を越えた行政改革に取り組むとともに、地方分権の下、市町の役割と機能を重視する観点から「県・市町連携政策会議」を設置し、県内市町との政策の連携・一体化を進めます。

これにより、県と市町の二重行政の解消を図るとともに、県と市町が連携して取り組む必要がある課題については、企画段階から協議して施策の具体化を図るなど、総合力の発揮に努めます。

加えて、市町において的確な政策形成・立案が積極的に展開できるよう、市町に対する相談・サポート体制の構築に取り組みます。

また、県職員には住民目線で仕事を行う機会となり、市町職員には広域的な行政に携わることのできる「相互交流」に積極的に取り組み、相乗効果による双方の職員能力の向上や交流職員を絆とした連携の強化に努めるとともに、市町の行政改革に向けた取組みの促進、県からの権限移譲の推進などを通して、市町の行政機能の強化を図ります。

(2) 多様な主体との協働・連携

県民主役の県政を推進するためには、県民との間に信頼関係を築くことが不可欠です。県では、様々な手段を使って県民の意見や要望に真摯に耳を傾け、各種施策への反映に努めるとともに、積極的に県政情報を発信するなど、県民への説明責任を果たすことにより、開かれた県政を実現します。

また、NPOなどとの協働や大学・企業などとの産学官連携、民間のノウハウや経営感覚の活用などにより新たな施策展開につなげるほか、規制緩和の推進などにより、多様な主体がそれぞれの特性や強みを活かして自由に活動できる環境を整備するとともに、これらの主体同士を結び付ける機会の提供に努めます。

(3) 広域的な視点による他地域との連携

交通網や情報網の発達により、日常生活や産業における活動範囲は拡大しており、1つの県では対応できない課題や隣接県との共通課題など、広域的な視点で効率的、効果的に対応すべき政策課題が増加しています。

県では、四国知事会議や中四国サミットなどでの協議を通じ、防災や観光、環境保全といった分野や国出先機関の受け皿検討など、県域を越えた広域的課題の解決に努めるとともに、職員の相互派遣等により他自治体との相互連携と協力関係のさらなる強化を図ります。

3 新たな政策と戦略の“創造”

中央集権体制は、住民ニーズが多様化した今日においては、地域の個性・文化・歴史を地域づくりに活かすことができないなど有効に機能しておらず、抜本的に見直すことが不可欠となっています。

また、国・地方を合わせた債務残高は、約900兆円に達している上、さらに拡大する傾向にあり、もはや財政が立ち行かなくなる事態が目前に迫る中で、これまでのように、国が施策メニュ

一を提示して、地方がその中から取り組む施策を選択するという手法を継続することは困難な状況にあります。

このため、地方自治体には、国主導の「メニュー選択型行政」から、自ら政策を立案し、自らの責任で実行する「政策立案型行政」への脱皮が求められており、県では、政策立案機能の強化や職員の意識改革を進めるなど、さらなる分権改革にも対応できる組織づくり、人づくりに取り組めます。

(1) 独自性の高い“愛媛発”の新たな政策の創造

職員の仕事に対する5つの意識改革を徹底するとともに、能力・業績を重視した人事評価制度や意欲のある職員が力を発揮できる庁内公募制度、さらには、課長級昇任試験制度などを通じて、組織の活性化を図ります。

また、人材育成方針に基づく職員研修の充実・強化を図り、幅広い視野と柔軟な発想を持ち合わせた職員を育成するとともに、職員による政策提案や政策研究を推進し、諸課題に的確に対応できる知恵と工夫を凝らした政策を企画立案する能力を高めます。

さらに、部局横断的な視点で、幅広い業務に機動的に対応できる執行体制を整え、組織全体で情報共有を図りながら県政課題への対応を迅速かつ適切に決定するなど、組織の政策形成機能を高め、「政策立案型行政」への転換を図ります。

(2) 新たな戦略の創造

県民満足度の高い行政サービスを提供するため、「愛媛の未来づくりプラン」を県政運営の中心に据えた上で、県民ニーズの把握や施策効果の検証などに基づき、次年度の施策展開の方向等を検討し、特に重点的に取り組む施策分野等を「重点戦略方針」で毎年度明らかにします。

そして、その方針に沿って、限られた財源を優先的に投入しながら、プランを予算編成に色濃く反映することにより、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)を一連のサイクルで実施するマネジメントシステム(PDCAサイクル)を構築し、この運用を通して、施策や事業の取捨選択、企画立案等を行うことで戦略的な県政運営を推進します。

第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」～アクションプログラム編～成果指標一覧表

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
1 産業	1	1) 地域に根ざした産業の振興	1	県内総生産額(農林水産業を除く)	県民経済計算の県内総生産(生産側)の「産業」の合計から、農林水産業に関するものを控除した額。企業等の生産活動の成果を見ることが出来る指標。	経済活動別県内総生産(実質・連鎖方式)の(1)産業の合計額 - ((1)農林水産業の合計額)	4兆5,926億円 (平成20年度)	4兆8,279億円
			2	従業者1人当たりの付加価値額	県内の従業者4人以上の事業所における従業者1人当たりの付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)。従業者から提供される労働力がどの程度効率的に機能しているかを示し、企業の経営革新の進捗を確認できる指標。	(従業者4人以上の事業所の付加価値額(従業者4~29人の事業所については粗付加価値額)) / 同事業所の全従業者数	12,706千円 (平成22年度)	12,950千円 (平成26年度)
			3	商店街における空き店舗率	県内の商店街の店舗数に対する空き店舗数の割合。県内商業の活性化を示すとともに、商店街の停滞状況からの脱却度合いを定量的に示す指標。	空き店舗数 / 県内の商店街店舗数 × 100	18.4% (平成21年度)	18.0%
		2) 企業誘致・留置の推進	4	企業(工場)立地件数(人口10万人当たり)	製造業、電気業、ガス業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的をもって取得された1,000m ² 以上の用地の件数。県内への企業誘致の成果を示す指標。	用地の件数 / 県人口 × 100,000	0.54件 (平成22年度)	0.61件
			5	企業立地に伴い雇用が確保された人数	平成13年度以降の企業立地に伴い雇用が確保された人数。企業誘致による雇用拡大や地域経済活性化の成果を示す指標。	実数	3,985人 (平成22年度)	4,385人
			6	企業立地に伴う投資額	平成13年度以降の企業立地に伴い投資された金額。企業誘致による雇用拡大や地域経済活性化の成果を示す指標。	実数	54,526百万円 (平成22年度)	60,526百万円
		3) 戦略的な海外展開の促進	7	貿易取引、海外進出・提携等の国際取引を実施または検討している企業数	県内企業のうち、貿易取引、海外進出・提携等の国際取引を実施または検討している企業数。県内企業全体の海外展開の成果を示す指標。	実数	430社 (平成22年度)	450社
			8	県内港湾における貿易コンテナ取扱量	県内港湾における貿易コンテナ取扱量の合計(1TEUは、20フィートコンテナ1個分)。県内企業における貿易の状況を示す指標。	実数	118,190TEU (平成22年度)	121,700TEU
			9	海外に販売拠点を持つ企業の海外拠点数	県内企業のうち、海外に販売拠点を持つ企業の拠点数。県内企業における海外での販路開拓・拡大活動の状況を示す指標。	実数	66箇所 (平成22年度)	70箇所
	4) 新産業の創出と産業構造の強化	10	(財)えひめ産業振興財団ビジネスサポートオフィスの創業支援による開業数	(財)えひめ産業振興財団ビジネスサポートオフィスの創業支援による開業数。創業・企業支援の成果を示す指標。	実数	106件 (平成22年度)	126件	
		11	産学官連携や農商工連携により事業化された件数	産学官連携や農商工連携による研究成果等を活用して開発されたものうち、企業において販売実績のあった合計。販売実績のあった製品・商品件数の多寡が施策効果に直結しており、産学官連携や農商工連携による新製品・新商品開発の成果を示す指標。	実数	21件 (平成22年度)	89件	
		12	試験研究で得られた技術のうち県内企業に技術移転された件数	工業系試験研究機関での試験研究で得られた技術のうち、県内企業に技術移転した件数。試験研究機関で研究開発した技術が県内企業に技術移転され、有効活用されることが県内企業の技術革新に繋がることから、試験研究に係る成果を示す指標。	実数	138件 (平成22年度)	180件	
		13	県内特許権登録件数	県内の特許権登録案件数。愛媛県知的財産戦略(H19年5月策定)に掲げる努力目標の一つであるとともに、県内における技術層の厚さを示す指標。	実数	968件 (平成22年度)	全国平均値以上 (平成26年度)	
	2	5) 若年者等の就職支援と産業人材力の強化	14	県の完全失業率	労働力人口に占める完全失業者数の割合(年平均)。県内の雇用情勢全体を示す指標。	完全失業者数 / 労働力人口 × 100	4.5% (平成22年度)	3.9% (平成26年度)
			15	県の有効求人倍率	ハローワークに申し込んでいる求職者数に対する求人数の割合。1人の求職者に対してどれだけかの求人があるかを示すものであり、県内の雇用情勢全体を示す指標。	有効求人数 / 有効求職者数	0.65倍 (平成22年度)	0.87倍
			16	県内高校・大学新規卒業者の就職決定率	就職希望者のうち就職が決定した割合。若年者の雇用情勢を示す指標。	就職決定者数 / 就職希望者数 × 100	高校97.0% (平成22年度) 大学92.2% (平成22年度)	高校98.2% 大学93.2%
		6) 快適な労働環境の整備	17	高等技術専門学校における就職率	県立高等技術専門学校における施設内訓練生の就職率。求職者については、技能を修得し、就職することが目的となるため、産業人材力の強化と就職支援の成果を示す指標。	求職者を対象とした訓練における訓練修了3ヵ月後の就職者 / (訓練修了者+途中退校就職者) × 100	78.2% (平成22年度)	80.0%
			18	育児休業取得率	県内民間事業所における育児休業取得率(アンケート調査)。企業における仕事と家庭の両立支援への取組みと労働者の就労継続の容易さを示す指標。	育児休業取得者数 / 1年間に(配偶者が)出産した労働者数 × 100	男性 1.5% (平成21年度) 女性 79.1% (")	男性 5.0% 女性 85.0%
			19	えひめ子育て応援企業数	「えひめ子育て応援企業認証制度」に基づき認証された企業の数。仕事と子育てが両立できる職場環境づくりへの取組み成果を示す指標。	実数	243社 (平成22年度)	420社

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
7)力強い農林水産業を支える担い手の確保	20		20	新規農業就業者数	一年間で県内において新たに農業に就業した人数。新たな担い手の掘り起こしによる担い手不足の解消や生産力の向上を示す指標。	実数	113人 (平成22年度)	130人 (平成27年度)
			21	認定農業者数	経営改善計画を策定し、市町長の認定を受けた農業者の数。経営改善に意欲的な農業者の動向を把握し、活性化の状況を示す指標。	実数	4,876経営体 (平成22年度)	5,161経営体 (平成27年度)
			22	新規林業就業者数	一年間で県内において新規に林業参入した人数。新たな担い手の掘り起こしによる担い手不足の解消や生産力の向上を示す指標。	実数	135人 (平成22年度)	140人
			23	漁業就業者数	漁業に就業している人数。漁業における生産力の状況を示す指標。	実数	9,913人 (平成21年度)	7,300人以上
			24	農業産出額	農業生産活動によって生産された農産物や加工農産物を金額として表したものの。金額ベースでの農業の生産状況を示す指標。	実数	1,222億円 (平成21年度)	1,350億円 (平成27年度)
			25	県内の木材(加工前の丸太の状態)生産量	スギ・ヒノキを中心とする木材(加工前の丸太の状態)の年間生産量。森林資源の活用を通じた森林整備・林業経営の強化の状況を示す指標。	実数	453千m3 (平成22年度)	610千m3
			26	漁業生産額	漁業生産活動による生産物を金額で表したものの。金額ベースでの漁業の生産状況を示す指標。	実数	870億円 (平成21年度)	1,090億円
	8)攻めの農林水産業を展開するための基盤整備		27	認定農業者等への農地利用集積率	耕地に占める利用集積面積の割合。認定農業者等の担い手への農地の利用集積の状況を示す指標。	(認定農業者・特定農業法人・特定農業団体等への農地利用集積面積) / 耕地面積 × 100	37.4% (平成22年度)	42.4%
			28	水田・畑のほ場整備面積	県内における水田・畑を対象にしたほ場整備(耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化)実施面積。生産性の向上に向けた整備状況を示す指標。	実数	19,474ha (平成22年度)	20,000ha
			29	効率的な森林整備に向けた森林の集約化・団地化面積	平成24年度から開始される森林経営計画(集約化・団地化の計画)の作成面積を集計。計画の作成面積から集約化・団地化に向けた取組みの状況を示す指標。	実数	-	39,000ha
			30	漁場整備面積	県や市町が実施する人工魚礁漁場、増殖場、つきいそ漁場の整備面積を集計したもの。漁業の生産性向上に向けた整備状況を示す指標。	実数	12,880ha (平成22年度)	13,406ha
			31	野生鳥獣による農作物被害額	野生鳥獣が農業者に与える損害を金額で直接的に示すもの。鳥獣害対策による被害の軽減の程度を示す指標。	実数	435,889千円 (平成22年度)	365,000千円
	9)選ばれる産地を目指した技術開発の推進		32	県農林水産研究所が開発した新品種・新技術数	県の試験研究機関が研究成果として開発した新品種や新技術の数。新品種や新技術の開発による産地化に向けた取組みの状況を示す指標。	実数	25件 (平成22年度)	26件
			33	新品種の栽培方法などの技術マニュアルの作成率	開発した新技術のうちマニュアル化した技術の割合。新技術の普及に向けた取組みの状況を示す指標。	マニュアル化した新技術数 / 開発した新技術数 × 100	72.0% (平成22年度)	100%
	4	10)愛媛産品のブランド力向上と販路拡大	34	「愛」あるブランド産品の年間販売額の伸び率(対前年度比)	「愛」あるブランド産品の前年度に対する年間販売額の伸び率。愛媛県を代表する産品として「愛」あるブランド産品の販売額の向上と認知度の状況を示す指標。	(当該年度の年間販売額 - 前年度の年間販売額) / 前年度の年間販売額 × 100	3.2% (平成22年度)	5.0%
			35	東京アンテナショップ新規取扱商品数	東京アンテナショップで新規に取り扱った商品数。首都圏での県産品の販路拡大状況を示す指標。	実数	164品 (平成22年度)	170品
		11)愛媛の魅力発信力の強化	36	報道機関に対する記者発表件数	知事や担当部局による新聞社やテレビ局などの報道機関に対する記者発表件数。報道機関を通じた県関係情報の発信状況を示す指標。	実数	92件 (平成22年度)	100件
			37	首都圏パブリシティ活動により県の情報がメディア等に取り上げられた件数	雑誌社やテレビ局などへの働きかけ等により、本県の情報が取り上げられた件数。マス・メディアを通じた愛媛県の実力の発信状況を示す指標。	実数	90件 (平成22年度)	100件
		38	県HP(トップページ)へのアクセス件数	ホームページが閲覧された回数。ホームページを通じた県政情報の発信状況を示す指標。	実数	244,783件/月 (平成22年度)	260,000件/月	
	5	12)魅力ある観光地づくり	39	観光客数	県内外からの観光客数。観光客誘致の成果を示す指標。	実数	24,730千人 (平成21年度)	26,620千人
			40	観光消費額	県内外からの観光客の消費額。観光客誘致の経済的な成果を示す指標。	実数	1,035億円 (平成21年度)	1,100億円
		13)国際観光の振興	41	外国人延泊者数	県内の主要宿泊施設において宿泊した外国人の数。外国人観光客誘致の成果や、外国人の本県観光への指向性を示す指標。	実数	40,900人 (平成22年度)	53,200人
			42	国際会議開催件数	県内において国際会議(参加者総数:50名以上、参加国数:日本を含む3カ国以上、会議日数:1日以上)が開催された件数。外国人観光客誘致の方策の1つである国際会議がどの程度開催されたかを示す指標。	実数	3回 (平成22年度)	4回

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
6	14) 広域交流・連携の推進	43	四国4県連携施策数	「四国はひとつ」の理念の下、四国4県の協調・連携を図っている施策の数。連携の達成の度合いを示す指標。	実数		28施策 (平成23年度)	30施策
			44	中四国連携施策数	愛媛県と中四国の他の自治体とが合同又は連携して実施する各種施策の数。広域連携・交流の状況を示す指標。	実数	37施策 (平成23年度)	40施策
		15) 国際交流の推進	45	外国人登録者数 (人口千人当たり)	海外から本県に転入している外国人の数。県民が外国人や海外の文化と接する機会、多文化共生地域づくりの度合いを示す指標。	外国人登録者数 / 県人口 × 1,000	6.3人 (平成22年度)	6.5人
			46	海外渡航者数 (人口千人当たり)	本県から海外に出国した人の数。県民が海外と直接接点を持つ機会を示す指標。	海外渡航者数 / 県人口 × 1,000	59.7人 (平成22年度)	62.3人
	47		県・市町の国際交流協定締結数	県及び県内市町が外国との国際交流協定を締結している数。海外との関係の広がり具合を示す指標。	実数	12箇所 (平成22年度)	13箇所	
	7	16) 広域・高速交通ネットワークの整備	48	県都60アクセスプラン達成率	県都松山市から60分程度で到達できる地方圏域中心城市(四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、久万高原町、大洲市、八幡浜市、宇和島市)の割合。県土の均衡ある発展のための高速道路ネットワークがどれだけ確保できているかを示す指標。	県都松山市まで60分程度で到達できる地方圏域中心城市 / 地方圏域中心城市数(8市町) × 100	87.5% (平成22年度)	100%
			49	生活圏域から高速ICへの30分アクセス達成率	各市町役場から高速IC間を30分以内で到達できる市町(離島である上島町を除く19市町)の割合。高速道路ネットワークがより有効に活用できるよう、同ネットワークへのアクセス向上を示す指標。	高速ICまで30分以内で到達できる市町数 / 県内市町数(離島である上島町を除く19市町) × 100	84.2% (平成22年度)	94.7%
			50	愛媛発着の旅客流動数	愛媛県からの出発及び到着の旅客数。交通ネットワークの充実度を示す指標。 (対象輸送機関: J.R、民鉄、自動車、旅客船、定期航空)	実数	1,677百万人 (平成21年度)	1,719百万人
			51	愛媛発着の貨物流動数	愛媛県からの出発及び到着の貨物トン数。物流ネットワークの充実度を示す指標。 (対象輸送機関: 鉄道、海運、自動車)	実数	138,953千t (平成21年度)	138,953千t以上
			52	松山空港の年間利用者数	1年間に松山空港を利用した人数。広域・高速交通網の要である松山空港の利便性向上の成果を示す指標。	実数	2,310千人 (平成22年度)	2,600千人
		17) 地域を結ぶ交通体系の整備	53	生活圏域30分アクセス達成率	合併前の旧市町村役場から30分程度で到達できる小学校(合併・廃校前の370小学校)の割合。生活に密着した日常の利用の多い道路がどれだけ整備されているかを示す指標。	合併前の旧市町村役場まで30分程度で到達できる小学校数 / 県内小学校数(離島16校を除く370小学校) × 100	96.8% (平成22年度)	98.6%
			54	離合困難解消率	山間部(市街地を除く)において、大型車等のすれ違いが可能な道路延長の割合。山間部における快適な走行性がどれだけ確保されているかを示す指標。	離合可能な山間部(市街地を除く)道路延長(300m以内に総幅員7.0mの区間が20m以上ある区間の延長) / 山間部(市街地を除く)道路延長 × 100	80.1% (平成22年度)	81.5%
			55	過疎・離島地域の地域交通の路線数	過疎・離島地域における公共交通路線(路線バス+廃止代替バス+コミュニティ・福祉・スクールバス等+離島航路)の数。生活の足として欠かすことのできない公共交通の充足度を示す指標。	実数	572路線 (平成22年度)	572路線
			56	県内の主要公共交通機関の年間輸送人員	1年間に県内で鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車等を利用した人の数。生活の足として中心的役割を担う交通手段の充実度を示す指標。	実数	43,077千人 (平成21年度)	43,077千人
57			県内輸送量に占める公共交通機関構成比	県内移動に際しての公共交通機関の利用割合。公共交通網の充実度を示す指標。	公共交通機関輸送人員 / 全輸送人員 × 100	5.1% (平成21年度)	5.6%	
8	18) 未来につながる協働のきずなづくり	58	NPO法人数(認定NPO法人を含む)	県がNPO法人として認証・認定した法人数。新しい公共の重要な担い手であるNPO法人の状況を示す指標。 認定NPO法人は、県民から支援を受けているかどうかの判断基準(PST)である寄附額・寄附者数や法人の透明性確保が図られていることから、県民の満足度を把握することが可能。	実数	325法人(うち認定NPO法人1法人) (平成22年度)	450法人(うち認定NPO法人現状より増加)	
		59	愛媛ボランティアネット会員登録数	県が開設している県内のボランティア関連情報を掲載したHP「愛媛ボランティアネット」の会員数。助け合い・支え合う活動であるボランティア活動への県民の関心度を示す指標。	実数	2,956会員 (平成22年度)	3,800会員	
		60	地域づくり団体数 (人口1万人当たり)	県民の自主的・主体的な地域づくり活動の基礎となる地域づくり団体数。協働のきずなづくりの進捗状況を示す指標。	地域づくり団体数 / 県人口 × 10,000	1.73団体 (平成22年度)	4.0団体	
	19) 男女共同参画社会づくり	61	県審議会等における女性委員の割合	県審議会等における女性委員の割合。男女が共に政策方針決定過程に参画していることを示す指標。	審議会等の女性委員数 / 審議会等の委員総数	41.4% (平成23年度)	40%以上	
		62	「男女共同参画社会」という言葉を知っている県民の割合	愛媛県政に関する世論調査で「男女共同参画社会」という言葉を知っていると回答した割合。県民における男女共同参画社会意識の浸透状況を示す指標。	「男女共同参画社会」という言葉を知っている回答数 / 設問の回答数 × 100	66.4% (平成21年度)	100%	
		63	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	県政モニターアンケートで「仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる」と回答した人の割合。仕事と生活の調和の進展状況を示す指標。	「仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる」回答数 / 設問の回答数 × 100	39.5% (平成22年度)	39.5%以上	

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
9	20) 人権が尊重される社会づくり		64	人権問題に関する研修・講座等の受講者数	人権問題研修講師紹介事業の受講者数と人権啓発指導員等を派遣した研修受講者数の合計値。人権尊重の社会づくりに関する意識の浸透状況を示す指標。	実数	16,497人 (平成22年度)	16,500人以上
			65	人権・同和教育研究大会への参加者数	県人権・同和教育研究大会への参加者数。人権が尊重される社会づくりに向けた県民の意識の高揚状況を示す指標。	実数	2,182人 (平成22年度)	3,000人
			66	人権問題に関する指導者研修等の受講者数	県が開催する人権問題に関する指導者研修等の受講者数。人権問題の解消に向けた推進状況を示す指標。	実数	1,418人 (平成22年度)	1,800人
	21) 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現		67	寝たきり高齢者出現率	65歳以上の者の数に、寝たきり高齢者の数が占める割合。高齢者が「自立して健康で活動的に生活」している状況を示す指標。	$65歳以上の寝たきり高齢者数 / 65歳以上の高齢者数 \times 100$ (毎年4月1日現在で、県内各市町において調査)	5.61% (平成23年度)	6.15%以下
			68	要介護認定を受けていない人の割合	65歳以上の者の数のうち、介護保険の認定を受けていない者の数が占める割合。高齢者が「自立して健康で活動的に生活」している状況を示す指標。	$65歳以上で介護認定を受けていない高齢者数 / 65歳以上の高齢者数$ (厚生労働省が、第1号被保険者数(65歳以上)、第1号被保険者認定者数の各月分を公表)	80.09% (平成23年度)	79.36%以上
			69	訪問介護などの居宅サービス利用者の割合	介護保険サービス利用者のうち、居宅サービス利用者数が占める割合。高齢者が「介護や支援を要するようになっても、住み慣れた地域で暮らしている」状況を示す指標。	$居宅サービス利用者数 / 介護保険サービス利用者数 \times 100$ (厚生労働省が、居宅介護サービス利用者等の各月分を公表)	72.51% (平成23年度)	73.50%以上
			70	県内老人クラブ会員数	県内の老人クラブに加入している高齢者の数。高齢者が「知識や経験を活かして、生きがいづくり等にも通じる社会参加」をしている状況を示す指標。	実数	101,225人 (平成23年度)	102,000人
	22) 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり		71	施設入所から地域へ生活の場を移した人数(率)	施設入所から地域居住へ生活の場を移行した人の数(率)。障害者の社会参加が進んでいる状況を示す指標。	$18年度以降の地域移行者数 / 基準時点(17.10.1)の入所者数(2,268人) \times 100$ 人数は累計	263人(11.6%) (平成22年度)	平成23年度中に策定する第3期県障害福祉計画に基づき設定
			72	障害者相談支援専門員資格取得研修修了者数	障害者相談支援専門員の資格を取得した人の数。地域の障害者が相談しやすい態勢の整備状況を示す指標。	実数	302人 (平成22年度)	530人
			73	民間企業における障害者雇用率	民間企業で障害者が雇用されている割合。障害者が社会参加しやすい環境の整備状況を示す指標。	$常用労働者数56人以上規模の一般の民間企業が雇用する障害者数 / 常用労働者数 \times 100$	1.69% (平成22年度)	1.80%
	23) 地域福祉を支える環境づくり		74	社会福祉施設等従事者数	保健師や介護職員等、社会福祉施設等で従事する人の数。児童養護施設や養護老人ホーム、老人保健施設など地域福祉の推進基盤を支える施設の充実度を示す指標。	実数	6,738人 (平成21年度)	6,800人
			75	民生児童委員1人当たりの平均相談・支援件数	民生児童委員1人当たりが1年間に実施した相談・支援の数。地域の子育て環境の充実度を示す指標。	$当該年度の全体相談数・支援件数 / 当該年度末の民生児童委員数$	33件/人 (平成21年度)	34件/人
	24) 生涯を通じた心と体の健康づくり		76	75歳未満のがん死亡者数(人口10万人当たり)	基準人口(昭和60年モデル人口)10万人に対するがん死亡者数。総合的ながん対策の推進状況を示す指標。	$基準人口各年齢階級の死亡率 \times 基準人口当該年齢階級の人口の各年齢階級の総和 / 基準人口の総数 \times 100,000$	男性 110人 (平成21年) 女性 60人 (〃)	男性 102人 (平成26年) 女性 56人 (〃)
			77	65歳未満で死亡する人の割合	死亡者に占める65歳未満で死亡した人の割合。65歳未満の死亡原因の多くを占める悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病への対策の充実度を示す指標。	$65歳未満で死亡する人 / 全体の死亡者数 \times 100$	男性 18.1% (平成22年) 女性 8.7% (〃)	男性 16.0%以下 (平成26年) 女性 7.0%以下 (〃)
78			難病患者(130疾患)のうち相談等の支援を受けている割合	難病患者に対し、より健康で安心した生活の実現に向けて実施する相談・支援の回数。難病患者が地域で自分らしく安心して暮らせるためのサポート体制の充実度を示す指標。	$相談数(電話、面接、訪問、交流会相談件数) / 難病患者数(130疾患) \times 100$	43.0% (平成22年度)	70.0%	
25) 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実		79	医療施設従事医師数(人口10万人当たり)	県内の医療施設に従事する医師の数。いつでも、どこでも安全で安心な医療が受けられる態勢の充実度を示す指標。	$医療施設従事医師数 / 県人口 \times 100,000$	234.3人 (平成20年度)	255.6人	
		80	県の医師確保奨学金貸与の人数	県が運営する医師確保のための奨学金制度(地域医療医師確保奨学金、地域医療医師確保短期奨学金及びへき地医療医師確保奨学金)から貸与を受けている医学生、研修医の数。県内に就職する医師数の増に繋がる県の取組み状況を示す指標。	実数	57人 (平成23年度)	115人	
		81	県内の医薬分業率	医療機関外来患者の処方せん受取率。県民の安全性向上につながる医薬分業の進展状況を示す指標。	$処方せん枚数(保険薬局での受け取り枚数) / 外来処方件数(医療機関における処方せん発行件数) \times 100$	42.2% (平成21年度)	60.0%	
26) 救急医療体制の充実		82	救急患者の管外搬送率	全救急搬送患者のうち、消防本部の管轄外の病院に搬送された患者の割合。救命救急医療体制の充実度を示す指標。	$消防本部の管轄外の病院に搬送された患者数 / 救急搬送患者総数 \times 100$	14.3% (平成22年度)	14.0%	
		83	救急隊の救急救命士運用率	救急隊総数のうち、救急救命士を運用している隊数の占める割合。適切な救命措置に繋がる救急隊の人員体制の充実度を示す指標。	$救急救命士運用隊数 / 救急隊総数 \times 100$	77.2% (平成22年度)	90.0%	
		84	二次救急医療機関の耐震化率	大規模な災害発生時に重要な役割を果たす災害拠点病院を含めた二次救急医療機関の耐震化率。地震発生時の安全・安心な医療提供体制の充実度を示す指標。	$耐震化済の二次救急医療機関 / 二次救急医療機関$	43.3% (平成21年度)	80.0% (平成27年度)	

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
11	27) 快適な暮らし空間の実現		85	街路整備密度	市街地面積(用途地域面積)1km2あたりの街路整備延長。都市生活の快適さを示す指標。	都市計画道路の改良延長(km) / 市街地面積(km2)	1.36km/km2 (平成21年度)	1.45km/km2
			86	景観計画策定数	景観法に基づき策定された景観計画の数。良好な景観を有した快適な暮らし空間創出への取り組みの成果を示す指標。	実数	5件 (平成22年度)	20件
			87	県営都市公園の利用者数	県営都市公園(総合運動公園、とべ動物園、南レク都市公園、道後公園)の年間利用者数。レクリエーションのほか、良好な都市環境の保全、景観の形成、都市の安全性確保など多様な機能を有する都市公園整備の成果を示す指標。	実数	2,984千人 (平成22年度)	3,040千人
			88	耐震性を有する住宅ストックの比率	新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性(震度6強程度の大地震で人命に危害を及ぼす倒壊等の被害を受けまい)を有する住宅の割合。暮らしに最も身近な空間である住宅の地震に対する安全性を示す指標。	(新耐震基準で建設された住宅(昭和56年6月以降の着工) + 昭和56年5月以前の住宅のうち必要な耐震性を有する住宅) / 全住宅戸数 × 100	71.4% (平成20年度)	80.0%
	28) ICT環境の整備		89	ブロードバンド契約の世帯普及率	県内全世帯に占めるブロードバンドを契約している世帯の割合。良好なICT環境の普及状況を示す指標。	ブロードバンド契約者数 / 世帯数 × 100	50.7% (平成22年度)	90.0%
			90	法人二税の電子申告率	法人二税の申告数のうち、電子申告が占める割合。全国の自治体が共同で進めている地方税の電子化の進捗を示す指標。	電子申告件数 / 平成18年度法人申告件数 × 100	34.66% (平成22年度)	60.00%
	29) 消費者の安全確保と生活衛生の向上		91	県消費生活センターにおける相談解決率	県消費生活センターにおいて、主体的に一応の解決を導いた割合。センターにおける相談への対応の成果を示す指標。	助言、情報提供及び斡旋解決の件数 / (県センターに寄せられた苦情相談件数 - 他機関紹介件数 - 処理不能・不要件数) × 100	99.8% (平成22年度)	100%
			92	家畜の監視伝染病発生件数	家畜伝染病の発生件数。家畜における衛生管理の充実度を示す指標。	実数	41件 (平成22年度)	40件以下
93			生産段階における農畜産物の残留農薬等の安全性確保達成状況	畜産物における抗菌性物質等医薬品や農産物における農薬における適正事例の割合。生産段階における残留農薬等の調査・監視により、安全性が確保されている状況を示す指標。	(調査監視実施件数 - 不適正事例件数(畜産物における抗菌性物質等医薬品や農産物における農薬残留件数)) / 調査監視実施件数 × 100	100% (平成22年度)	100%	
94			県食品表示ウォッチャーのモニタリング結果に基づく不適正な食品表示の割合	小売店舗等におけるJAS法に基づく不適正な表示の割合。JAS法に基づいて、食の安全・安心が確保されている状況を示す指標。	調査で確認された生鮮食品の不適正表示件数 / 県食品表示ウォッチャーの指摘件数 × 100	20.0% (平成22年度)	0%	
95			食中毒の発生件数の全国での相対的位置(人口10万人当たりの発生件数、全国平均を1.0とする)	全国の10万人当たりの食中毒発生件数を1.0としたときの、本県の10万人当たりの発生件数。安全な食生活につながる食品の供給状況を示す指標。	本県10万人当たりの食中毒発生件数 / 全国10万人当たりの食中毒発生件数	1.02 (平成22年度)	1.00以下	
30) 水資源の確保と節水型社会づくり		96	上水道・簡易水道の断水の回数	県内の上水道及び簡易水道において、湯水を原因とする断水が実施された回数。市民生活に不可欠な生活用水の安定的な供給状況を示す指標。	実数	0回 (平成22年度)	0回	
		97	人工林における間伐実施面積	森林(民有林)のうち、人工林で間伐を実施した面積。水源としての森林の健全な保全育成の状況を示す指標。	実数	8,907ha/年 (平成22年度)	9,500ha/年	
		98	老朽ため池改修数	県下に3,255箇所あるため池のうち、老朽化が著しい628箇所のうち、改修工事を行った箇所数。ため池の漏水等防止による水資源の確保状況を示す指標。	実数	440箇所 (平成22年度)	520箇所	
12	31) 交通安全対策の推進		99	交通事故発生件数	県内で1年間に発生した交通人身事故の件数。交通事故発生件数の増減は、事故による死者数や負傷者数の増減に直接繋がる指標。	実数	8,188件 (平成22年)	7,041件 (平成26年)
			100	交通事故死者数	交通事故による1年間の死者(交通事故発生から24時間以内に死亡した人)数。県民の生命を交通事故の脅威から守るといふ、交通安全対策の究極目標の達成状況を示す指標。	実数	64人 (平成22年)	55人 (平成26年)
			101	交通事故死傷者数	1年間の、交通事故死者数と交通事故負傷者数の合計。交通事故に遭い、命を取りとめても、重い後遺症に苦しむ場合もあることを考慮し、広く交通事故の被害から県民がどれだけ守られたかを見るための指標。	実数	9,792人 (平成22年)	8,630人 (平成26年)
			102	市街地における歩道等の整備率	交通事故発生の危険性が高い市街地(人口集中地区、用途地域)において、歩道等が整備された道路の割合。人にやさしい交通環境整備として実施する歩道等の整備による成果を示す指標。	市街地において歩道等が整備された道路延長 / 市街地の道路延長 × 100	68.8% (平成21年度)	73.4%
			103	青色防犯パトロール車両台数	警察から、実施団体として適切と証明を受けた団体が自主防犯パトロールに使用する、青色回転灯を装備した自動車の台数。犯罪の起きにくい社会づくりのために重要となる、地域住民の積極的な自主防犯活動の推進状況を示す指標。	実数	1,346台 (平成22年)	1,665台 (平成26年)

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
13	32) 犯罪の起 きにくい社会 づくり	104	犯罪率 (人口千人当たり)	人口千人当たりの刑法犯認知件数、県民の犯罪に 対する安全の度合い及び本県における犯罪対策の充 実度を示す指標。	刑法犯認知件数 / 県人口 × 1,000	11.44件 (平成22年度)	10.50件 (平成26年)	
			105	凶悪犯罪の検挙率	認知された凶悪犯罪(殺人、強盗、放火等)のうち、犯 人を検挙した割合、犯罪の中でも特に危険性の高い凶 悪犯罪の検挙状況であり、本県における犯罪対策の充 実度を示す指標。	凶悪犯罪の検挙件数 / 凶悪犯 罪の認知件数 × 100	85.6% (平成22年度)	100% (平成26年)
			106	重要窃盗犯罪の検挙率	認知された重要窃盗犯罪(侵入盗、自動車盗、ひった くり等)のうち、犯人を検挙した割合、窃盗犯罪の中 でも危険性等の高い重要窃盗犯罪の検挙状況であり、 本県における犯罪対策の充実度を示す指標。	重要窃盗犯罪の検挙件数 / 重 要窃盗犯罪の認知件数 × 100	69.6% (平成22年度)	70.0% (平成26年)
		33) 原子力発 電所の安全・ 防災対策の強 化	107	原子力防災訓練参加機関の 訓練目的・目標の達成割合	原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割 合、各防災機関が果たすべき役割など訓練目的が適 切に達成できたかを示す指標。	アンケートにおける「目的達成」 の回答数 / アンケート回答者数 × 100	-	100%
			108	原子力施設見学会等参加者 数	原子力施設見学会と原子力講演会の参加者数の合 計、原子力発電に関する正しい知識の県民への普及 度合いを示す指標。	実数	509人 (平成22年度)	640人以上
			109	防災士の数	日本防災士機構が防災士として登録した人数、自主防 災組織の活性化や地域防災力の状況を示す指標。	実数	2,358人 (平成22年度)	4,000人
	34) 防災・危機 管理体制の充 実	110	自主防災組織の訓練実施率	防災訓練の活動を行った自主防災組織の割合、地域 (自主防災組織)の防災力の状況を示す指標。	訓練を実施した自主防災組織 / 全自主防災組織数(1つの自 主防災組織が複数回実施して も、1として計上) × 100	54.3% (平成22年度)	65.0%	
		111	県防災メールの登録者数	携帯電話やパソコンで県からの最新の防災情報を電 子メールで受信できる県民の登録者数、災害時等に おいて、より多くの県民へ情報提供できる体制の状 況を示す指標。	実数	3,660人 (平成22年度)	30,000人	
		112	県立学校の耐震化率	県立学校のうち、耐震化が実施されている学校の割 合、災害発生時には避難所としても活用されるなど、防 災上の拠点としての役割を担う県立学校の耐震化の 成果を示す指標。	(1981年「新耐震設計基準」に基 いて設計された建物+同基準が できる以前の建物で補強工事を 済ませた建物) / 全体の建物数 × 100	51.7% (平成22年度)	77.5%	
	35) 災害から 県民を守る基 盤の整備	113	警察施設の耐震化率	警察施設のうち、耐震化が実施されている施設の割 合、災害警備活動の拠点となる警察施設の耐震化の 成果を示す指標。	(1981年「新耐震設計基準」に基 いて設計された建物+同基準が できる以前の建物で補強工事を 済ませた建物) / 全体の建物数 × 100	42.9% (平成23年度)	57.1%	
		114	洪水から守られる戸数	河川整備により、浸水被害を免れる戸数、災害から県 民を守る基盤整備への取組みのうち、河川整備による 成果を示す指標。	事業実施により増加する洪水か ら守られる戸数を年度毎に算出 する。 戸数(年間) = 目標戸数 × (年度 別河川整備延長 / 河川整備延長 (H23 - H26))	29,300戸 (平成22年度)	33,900戸	
		115	海岸保全施設整備による防 護面積	海岸保全施設を整備することにより、高潮・波浪・津波 から被災を免れる沿岸域の面積、災害から県民を守る 基盤整備への取組みのうち、海岸保全施設整備による 成果を示す指標。	実数	7,500ha (平成22年度)	8,800ha	
		116	耐震強化岸壁整備率	県管理港湾耐震強化岸壁予定6バース(東予港、松山 港(外港地区、高浜地区)、中島港、三崎港、宇和島 港)のうち、整備完了済の割合、災害から県民を守る 基盤整備への取組みのうち、港湾整備による成果を示 す指標。	整備完了箇所数 / 整備予定箇 所数 × 100	50.0% (平成22年度)	66.7%	
117		緊急輸送道路の防災対策の 整備率	緊急輸送道路において、防災対策(法面防災対策、橋 梁耐震対策、トンネル保全対策)が必要な箇所のうち 、対策が完了している箇所の割合、災害から県民を守る 基盤整備への取組みのうち、緊急輸送道路整備による 成果を示す指標。	対策完了箇所数 / 要対策箇所 数 × 100	80.6% (平成22年度)	96.1%		
118		土砂災害防止施設により保 全される人家戸数	土砂災害防止施設を整備することにより、被災を免 れる人家戸数、災害から県民を守る基盤整備への取 組みのうち、土砂災害防止施設整備による成果を示 す指標。	実数	38,827戸 (平成22年度)	42,000戸		
119 再掲		老朽ため池改修数	県下に3,255箇所あるため池のうち、老朽化が著しい 628箇所のうち、改修工事を行った箇所数、老朽ため池 の決壊等を防ぐことによる安心・安全な生活の基盤整 備の状況を示す指標。	実数	440箇所 (平成22年度)	520箇所		
14	36) 安心して産 み育てること ができる環境 づくり	3ひと	120	えひめ結婚支援センターにお けるカップル数	えひめ結婚支援センターの結婚支援イベント及び個別 のお引合せ(愛結び)において成立したカップル数、未 婚化・晩婚化対策の充実度を示す指標。	実数	2,150組 (平成22年度)	5,150組
			121	周産期死亡率	年間の1,000出産に対する周産期死亡(妊娠満22週以 後の死産及び早期新生児死亡)の割合、安全にかつ 安心して出産できる環境の整備状況を示す指標。	年間1,000出産に対する周産期 死亡数 = 1,000 × (年間の妊娠満 22週以後の死産数 + 年間の早 期新生児死亡数) / (年間の出 生数 + 年間の妊娠満22週以後 の死産数) × 100	4.2% (平成18 - 22年 度の平均値)	3.9%以下
			122	一時預かり、延長保育を実施 している保育所数	一時預かり、延長保育の実施箇所数の合計、子育て家 庭をサポートする態勢の充実度を示す指標。	実数	209箇所 (平成22年度)	239箇所
			123	ひとり親家庭の就業率	児童扶養手当受給資格認定後、5年以上経過したもの の就業率、ひとり親家庭の自立に向けた環境整備の充 実度を示す指標。	受給資格認定後、5年以上経過 した者のうち就業している者 / 5 年以上経過の受給資格者総数 × 100	89.9% (平成22年度)	90.0%以上

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
15	37) 子ども・若者の健全育成		124	公立小・中学校(県立中等教育学校を含む)における不登校児童生徒の割合	公立小・中学校における不登校(年間30日以上)の欠席の児童生徒の全児童生徒数に占める割合。児童生徒の健やかな成長度合いを示す指標。	不登校児童生徒数 / 全児童生徒数 × 100	0.93% (平成22年度)	0.85%
			125	いじめの解消率	小・中・高等学校等において、1年間に学校が認知したいじめ件数のうち、いじめが解消されたと確認できた件数の割合。不登校の原因ともなるいじめに対する対応状況を示す指標。	いじめ解消件数 / いじめ認知件数 × 100	96.4% (平成22年度)	98.0%
			126	刑法犯で検挙・補導された青少年の数	年間の刑法犯少年及び触法少年の合計。青少年の健全性を示す指標。	実数	1,130人 (平成22年)	1,000人 (平成26年)
	38) 魅力ある教育環境の整備		127	公立小・中学校における学校関係者評価の公表率	保護者、地域住民、教員代表、民生児童委員等の学校関係者による学校評価結果を公表している学校の割合。地域に開かれた学校が増加しているかどうかを客観的に示す指標。	県内の公立小・中学校における学校関係者評価の公表を実施した学校数 / 県内の公立小・中学校数 × 100	94.1% (平成22年度)	100%
			128	地域学校安全委員会などを開催した学校の割合	学校における安全対策を検討する委員会(家庭や地域の関係機関・団体との間で、協力要請や情報交換を行うための会議)等を開催した学校の割合。子どもたちの安全に配慮した学校運営がなされているかどうかを示す指標。	学校における安全対策を検討する委員会等を開催した学校の数 / 調査対象学校(国公私立の小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園)の数 × 100	96.3% (平成21年度)	100%
			129	県立高校(県立中等教育学校を含む)の自己評価におけるA、B評価の項目数の割合	全県立高校(中等教育学校を含む。)で実施している5段階(A～E)の自己評価(教育活動その他の学校運営について、学校、地域の特色及び生徒の実態に応じた目標を設定し、その達成状況や取組等について自己評価するもの)におけるA評価及びB評価の割合。魅力ある教育環境の充実度を示す指標。	自己評価におけるA・B評価の項目数 / 全評価項目数 × 100	83.9% (平成22年度)	88.9%
	39) 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進		130	児童生徒の授業の理解度	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において、国語・算数(数学)の授業が理解できていると答えた児童生徒の割合。児童生徒の授業の理解状況を示す指標。	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において、国語・算数(数学)の授業が理解できているかとの質問に「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と答えた児童生徒 / 回答児童生徒数 × 100	小学校 81.2% (平成22年度)	小学校 85.0%
							中学校 67.5% (＃)	中学校 71.0%
			131	インターンシップを行っている県立高校(県立中等教育学校を含む)の割合	県立高校(中等教育学校を含む)におけるキャリア教育の一環として、インターンシップを取り入れている学校の割合。生徒の望ましい勤労観・職業観や社会的・職業的自立に対する心構えを育む教育の推進状況を示す指標。	インターンシップを実施した学校数 / 県立高校(中等教育学校を含む)の学校数 × 100	83.9% (平成22年度)	87.9%
			132	道徳の時間の年間指導計画に体験活動を活かす工夫を位置付けている学校の割合	公立小・中学校における道徳の時間の年間指導計画に、豊かでたくましい心を育成するための体験活動の活用を位置付けている学校の割合。体験活動の充実度を示す指標。	位置付けのある学校数 / 全小・中学校 × 100	81.0% (平成23年度)	100%
			133	体育の授業以外で週3日以上運動をしている児童の割合	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査対象である小学校5年生において、体育の授業以外で週3日以上運動・スポーツを実施している者の男女別の割合。児童の健やかな体の育成や体力の向上に向けた取組み状況を示す指標。	週3日以上授業以外で運動・スポーツをしていると答えた児童(小学5年生) / 調査対象児童 × 100	小5男子 60.6% (平成22年度)	小5男子 65.0%
							小5女子 41.9% (＃)	小5女子 45.0%
	134	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価がD、Eである児童生徒の割合	小学校5年生及び中学校2年生を対象に毎年実施される「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、その総合評価がD及びEであった児童生徒の割合。児童生徒の体力・運動能力の状況を示す指標。	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価がD、Eである児童生徒の数 / 調査対象児童生徒数 × 100	中2男子 31.4% (平成22年度)	中2男子 27.0%		
					中2女子 16.0% (＃)	中2女子 12.0%		
					小5男子 27.2% (＃)	小5男子 23.0%		
小5女子 24.2% (＃)					小5女子 20.0%			
40) 特別支援教育の充実		135	進学・就職希望者の希望達成度の割合(県立特別支援学校高等部卒業生)	県立特別支援学校高等部卒業生で進学・就職を希望した者のうち、希望を達成した者の割合。施策目標の達成状況を示す指標。	進学・就職希望の達成者数 / 進学・就職希望者数 × 100	91.2% (平成22年度)	95.0%	
		136	公立学校において、特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別的教育支援計画を作成している学校の割合	特別支援教育の充実のために必要となる、学校と保護者、関係機関等との連携方策を具体的に示した個別的教育支援計画を作成している学校の割合。特別支援教育の充実度を示す指標。	個別的教育支援計画を作成している学校数 / 特別な支援が必要な児童等が在籍する学校数 × 100	89.9% (平成22年度)	100%	
41) 教職員の資質・能力の向上	137再掲	児童生徒の授業の理解度	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において、国語・算数(数学)の授業が理解できていると答えた児童生徒の割合。児童生徒の授業の理解状況を示す指標。	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において、国語・算数(数学)の授業が理解できているかとの質問に「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と答えた児童生徒 / 回答児童生徒数 × 100	小学校 81.2% (平成22年度)	小学校 85.0%		
					中学校 67.5% (＃)	中学校 71.0%		
138	研修を受講した教員による授業への活用度	研修後の追跡調査で、受講した研修の内容を学校教育の中で活用したと答えた教員の割合。受講内容を受講者なりに解釈し、それぞれの場面に応じて適切に活用したということにより、教員の資質・能力の向上が客観的に判断できる指標。	活用したと回答した受講者 / 受講者数 × 100	74.9% (平成22年度)	85%			

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)	
16	42) 学び合い 高め合う生涯 学習社会づくり		139	図書館の県民1人当たりの年間貸出冊数	公立図書館において、県民一人当たりが1年間に借りる図書冊子数。生涯学習活動の個人での広がりを示す指標。	愛媛県内の公立図書館年間個人貸出冊数 / 県人口	4.6冊 (平成22年度)	5.4冊	
			140	生涯学習の講師として登録している者の数	えひめマナビイ人材データベースに登録された生涯学習の講師として活動している者の数。生涯学習の県民への広がりを間接的に示す指標。	実数	832人 (平成22年度)	900人	
			141	学び舎えひめ悠々大学の対象講座登録数	県内全域で実施される学び舎えひめ悠々大学の対象登録講座数。県内の学習機会の提供の大きな傾向を把握でき、生涯学習の県民への広がりを間接的に示す指標。	実数	543件 (平成22年度)	1,000件	
			142	総合科学博物館の入館者数	博物館で実施する展示やイベント、講座、講演会などへの参加者数及び、講習会やピア/発表会等などの貸館利用者数の合計。県民による生涯学習活動への参加状況を示す指標。	実数	208,833人 (平成22年度)	218,000人	
			143	歴史文化博物館の入館者数	博物館で実施する展示やイベント、講座、講演会などへの参加者数及び、講習会やピア/発表会等などの貸館利用者数の合計。県民による生涯学習活動への参加状況を示す指標。	実数	101,411人 (平成21年度)	113,300人	
	43) 個性豊かな愛媛文化の 創造と継承		144	国・県指定文化財数	県内の国指定及び県指定の文化財数。文化を次世代へ継承するという施策目標の成果を示す指標。	実数	525件 (平成22年度)	533件	
			145	県美術館の年間利用者数	1年間に県美術館を利用した人の数。美術館年間利用者数は、美術学習への参加状況を示し、個性豊かな愛媛文化の創造という施策目標の成果として、県民における意欲や広がりを把握することができる指標。	実数	300千人 (平成22年度)	350千人	
			146	県民総合文化祭等への参加者数(県民文化会館、生活文化センター、萬翠荘の利用者数を含む)	県民総合文化祭等(産業文化まつりを除く)への参加者や、県の文化施設(県民文化会館、県生活文化センター、萬翠荘)を利用した人の数。県民の文化活動に対する参加状況や意欲・広がりを示す指標。	実数	875千人 (平成22年度)	882千人	
	17	44) スポーツを通じた豊かで 活力ある地域づくり		147	総合型地域スポーツクラブ数	身近な地域に設置されている総合型地域スポーツクラブの設置数。県民がいつでも、どこでも、身近な地域でスポーツに参加できるようにするための環境の整備状況を示す指標。	実数	29クラブ (平成23年度)	50クラブ
				148	競技人口の状況	県体育協会に登録されている各種競技団体の登録人数。県民の生涯スポーツの広がりを示す指標。	実数	38,161人 (平成22年度)	39,200人
				149	日本体育協会公認スポーツ指導者数(人口千人当たり)	日体協の試験・講習等を経て、同協会に登録されているスポーツ指導者の人数。県民がいつでも、どこでも、身近な地域でスポーツに参加できるようにするための環境の整備状況を示す指標。	日体協に登録されているスポーツ指導者 / 県人口 × 1,000	1.7人 (平成23年度)	1.9人
		45) 競技スポーツの振興		150	国民体育大会における総合成績(天皇杯順位)	国民体育大会における総合成績。国民体育大会は、国内最大の総合スポーツ大会であり、本県の総合的な競技力を示す指標。	実数	38位 (平成22年度)	20位台
				151	全国高校総体(インターハイ)入賞件数	高校スポーツ界最大の総合競技大会である高校総体で入賞した数。本県ジュニアの総合的な競技力を示す指標。	実数	31件 (平成22年度)	40件
	4 環境	46) 環境教育・学習の充実と 環境保全活動の促進		152	環境マイスター登録者数	県環境マイスターに登録された者の数。環境教育・学習を推進する人材の育成状況を示す指標。	実数	94人 (平成23年度)	100人
				153	小・中学校における環境教育年間指導計画策定率	教科指導やその他の教育活動に環境教育を位置付け、年間の指導計画を策定している学校の割合。環境教育・学習の充実度を示す指標。	環境教育年間指導計画を策定している小中学校数 / 全小中学校数 × 100	78.2% (平成22年度)	82.0%
				154	環境教育・学習参加者数	環境マイスター利用者数、子どもエコクラブ登録者数、えひめ環境大学受講者数、体験型環境学習センター(えひめエコハウス)入館者数の合計。県民への環境教育・学習の機会提供状況を示す指標。	実数	24,218人 (平成22年度)	前年度より増加
155				環境NPO法人数	「環境の保全を図る活動」を活動分野とする県内の特定非営利活動法人数。県民の環境保全活動の状況を示す指標。	実数	109団体 (平成22年度)	前年度より増加	
47) 地球温暖化対策の推進					156	県地球温暖化防止県民運動推進会議の会員数	県地球温暖化防止県民運動推進会議の会員数。県民総ぐるみで取組む地球温暖化防止の活動状況を示す指標。	実数	261団体 (平成23年度)
		157	県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の基準年(平成20年度)に対する割合		県地球温暖化防止実行計画に定められた基準年(平成20年度)の排出量に対する割合。県自らの温暖化対策の成果を示す指標。	(当該年度の県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量 / 平成20年度の県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量 - 1) × 100	-4.5% (平成22年度)	-7.0%	
		158	県内の温室効果ガス排出量の基準年(平成2年度)に対する割合		京都議定書に定められた基準年(平成2年度)の排出量に対する割合。地球温暖化対策の成果を示す指標。	(当該年度の県内の温室効果ガス排出量 / 平成2年度の県内の温室効果ガス排出量 - 1) × 100	+5.5% (平成20年度)	-15.0% (平成32年度)	

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
18	48) 環境への 負荷が少ない 循環型社会の 構築		159	一般廃棄物のリサイクル率	一般廃棄物が再利用されている割合。循環型社会の推進状況を示す指標。	$\{(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (市町村処理量+集団回収量)\} \times 100$	18.1% (平成21年度)	平成23年度中に 策定する循環型 社会推進計画に 基づき設定
			160	優良リサイクル製品等認定数	学識経験者等で構成する「資源循環優良モデル認定審査会」において審査し、知事が認定する愛媛県資源循環優良モデル認定制度の認定総数。環境負荷の低減に取り組んでいる事業者の状況を示す指標。	実数	100件 (平成22年度)	136件
			161	産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案の改善率	不法投棄等不適正処理事案のうち、改善済み件数の割合。産業廃棄物の不適正処理事案の是正状況を示す指標。	改善済み件数 / 不適正処理事案発見件数 × 100	76.0% (平成22年度)	80.0%
			162	産業廃棄物処理業者への立入検査における不適格件数	産業廃棄物処理業者への立入検査において、不適格とされた事業者の数。産業廃棄物が適正に処理されている状況を示す指標。	実数	3件 (平成22年度)	0件
	49) 良好な生 活環境の保全		163	大気環境基準達成率	環境基本法に基づく大気環境基準の達成率。生活環境(大気)の状況を示す指標。	達成地点数 / 測定地点数 × 100	85.7% (平成21年度)	100%
			164	水質環境基準達成率	環境基本法に基づく公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質環境基準の達成率。生活環境(水質)の状況を示す指標。	達成水域数 / 測定水域数 × 100	82.1% (平成22年度)	100%
			165	法令等に基づく工場等立入調査における排出基準等適合率	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく立入調査において排出基準に適合している事業場の割合。生活環境(大気・水質)における発生源対策の進捗状況を示す指標。	基準適合事業場数 / 立入事業場数 × 100	ばい煙 100% (平成22年度) 排水 98.9% (")	ばい煙 100% 排水 100%
			166	高圧ガス等事故発生件数	高圧ガス事故件数(容器盗難を除く)、LPガス事故件数、火薬類事故件数(消費中事故を除く)の合計。高圧ガス等の事故防止対策の進捗状況を示す指標。	実数	9件 (平成18～22年度の平均)	9件以下
	50) 豊かな 自然環境と生物 多様性の保全		167	自然公園、四国のみちの利用者数	県内の自然公園と四国のみちの年間利用者の合計。自然環境の保全状況や施設整備の事業効果を始め、自然と人との共生の実現の度合いを示す指標。	実数	5,442千人 (平成22年度)	5,442千人以上
			168	自然保護指導員・野生動植物保護推進員等の人数	県が委嘱する自然保護指導員、野生動植物保護推進員及び鳥獣保護員の合計。豊かな自然環境や野生動植物を保護する人材確保の状況を示す指標。	実数	170人 (平成23年度)	180人
			169	鳥獣保護の違反件数	県が鳥獣の保護及び狩猟に関する法律の違反情報を確認した件数(警察からの法律違反疑事件送致通知書を含む)。自然保護の意識啓発の効果を示す指標。	実数	11件 (平成22年度)	0件
			170	生物多様性の認識度	県民生活に関する世論調査で「生物多様性」という言葉を知っている県民の割合。県民が生物多様性の重要性を認識しているかを示す指標。	$\text{「生物多様性」という言葉を知っている回答数} / \text{設問の回答数} \times 100$	39.0% (平成21年度)	45.0%
			171	絶滅のおそれのある野生生物の割合	県レッドデータブックに記載されている絶滅のおそれのある野生生物の割合。豊かな自然環境と生物多様性の保全の状況を示す指標。	絶滅のおそれのある野生生物 / 愛媛県産野生動植物目録数 × 100	15.0% (平成14年度)	15.0%
	51) 魅力ある 里地・里山・里 海づくり		172	都市農村交流(グリーン・ツーリズム)施設における年間宿泊者数	一年間で県内都市農村交流(グリーン・ツーリズム)施設に宿泊した人数。都市と農山漁村の交流の状況を示す指標。	実数	71.8千人 (平成22年度)	78.1千人
			173	農地や農業用水などの保全活動に取り組む地区数	農地・水環境保全向上対策による共同活動や向上活動を実施している地区数(協定組織数)。農地や農業用水等の保全活動や農業農村の多面的機能の発揮を図る地域の活動状況を示す指標。	実数	427地区 (平成22年度)	640地区
			174	県外からの移住者数	県及び市町の移住相談窓口を経由して県外から移住した者の数。地域の振興・活性化に向けた取組みの成果として、都市住民の誘致による地域の新たな担い手の確保状況を示す指標。	実数	51人 (平成22年度)	70人
	52) 再生可能 エネルギーの 利用促進		175	住宅用太陽光発電設備の導入率	住宅用太陽光発電設備が設置されている一戸建住宅の割合。太陽光発電等の導入促進への取組みを示す指標。	RPS法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)認定設備件数 / 一戸建件数(住宅・土地統計調査(総務省)のデータ) × 100	1.92% (平成21年度)	平成24年度を目 途に策定する「え ひめ新エネル ギービジョン(仮 称)」において設 定
			176	新エネルギー導入実績(原油換算)	各種新エネルギーの導入実績について単位を統一(原油換算)して合計したもの。再生可能エネルギーの利用促進状況を示す指標。	実数	20.6万kl (平成23年度)	平成24年度を目 途に策定する「え ひめ新エネル ギービジョン(仮 称)」において設 定
177			バイオディーゼル燃料(混合軽油)生産量	軽油特定加工業者が製造するバイオディーゼル燃料5%混合軽油の量。バイオディーゼル燃料の普及状況を示す指標。	実数	557kl (平成22年度)	5,000kl (平成32年度)	
178			木質ペレット年間生産量	県内におけるスギ・ヒノキ間伐材等を利用した木質ペレットの年間生産量。木質ペレットの年間生産量により、木質バイオマスの利用状況を示す指標。	実数	1,255t (平成22年度)	3,000t	

4	20	54施策	No	指標名	指標の説明	算出式	現状値	目標値 (平成26年度)
	20	53) 低炭素ビジネスの振興	179	国内クレジット及びオフセット・クレジット(J-VÉR) 認証件数	中小企業等が大企業等から資金の提供を受け、共同で取り組む温室効果ガス排出削減事業のうち、その削減分が「国内クレジット」として認証された数と、温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトにより実現された排出削減・吸収量を「オフセット・クレジット(J-VÉR)」として認証された数の合計。県内企業の低炭素ビジネス参入の成果を示す指標。	実数	5件 (平成22年度)	30件
			180	EV関連製品の開発や製造に取り組む企業数	県EV開発センターの研究成果等を活用して、EV関連製品の開発や製造に取り組む企業数。企業数の多寡が施策効果に直結しており、EV開発プロジェクト推進事業による研究開発及び事業化支援の成果を示す指標。	実数	3件 (平成22年度)	15件
		54) 恵み豊かな森林(もり)づくり	181	人工林における間伐実施面積	森林(民有林)のうち、人工林で間伐を実施した面積。森林の健全な保全育成の状況を示す指標。	実数	8,907ha/年 (平成22年度)	9,500ha/年
			182	森との交流人口	森林環境税対象事業により実施した交流会等で森林(木材等を含む)と交流した人の数。森林に対する理解や森林づくりへの県民参加の促進に対する成果を示す指標。	実数	203,631人 (平成22年度)	720,000人
			183	県内の木材(加工前の丸太の状態)生産量	スギ・ヒノキを中心とする木材(加工前の丸太の状態)の年間生産量。森林資源の活用を通じた森林整備・林業経営の強化の状況を示す指標。	実数	453千m3 (平成22年度)	610千m3

